

# 森林経営管理制度に係る取組事例集

VOL. 4

林野庁 森林利用課

令和6年3月

はじめに

# 本書の使い方

本書は、第1部として取組段階別のポイントやノウハウを、第2部として各地域の取組をまとめており、大きく2つのパートに分かれています。

事例は、令和3年度に発行した「森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol.2」に掲載した12地域の取組を中心に、[全国の取組事例を収録](#)しています。[取組の段階に応じた事例を整理](#)していますので、各地域における課題解決のツールとしてご活用ください。

## 第1部 取組段階別のポイントやノウハウ

森林経営管理制度の取組段階ごとに、各地域の取組のポイントやノウハウを紹介しています。

また、民間事業者への斡旋の事例や、協定に基づく間伐の事例など、集積計画を策定せずに森林整備を進めている手法も紹介しています。

## 第2部 地域ごとの取組

12地域における森林整備の方針や森林経営管理制度の活用方法、具体の取組の進め方を紹介しています。

### 付属CD

本事例集で紹介している事例で実際に使われている各種業務資料を収録しています。

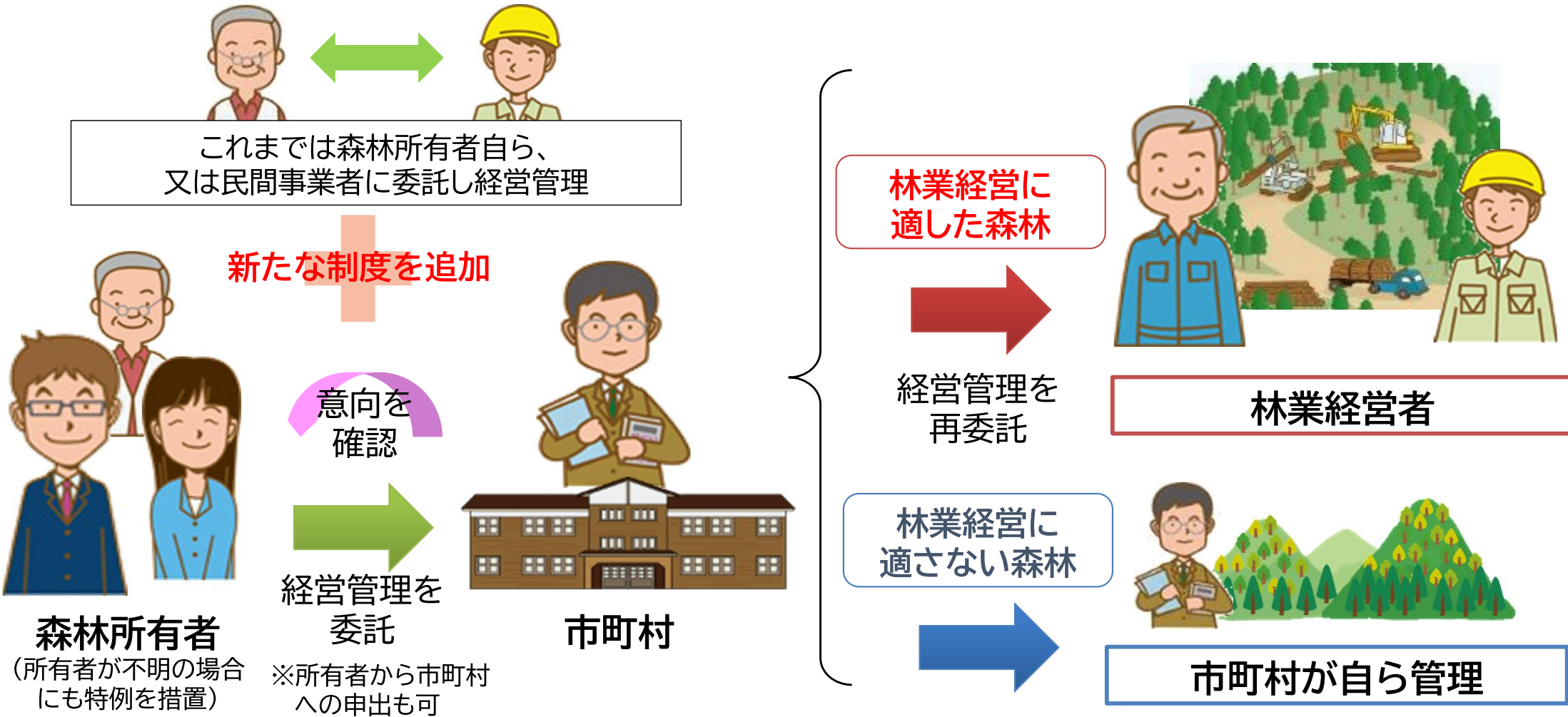
「[森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol.1, 2, 3](#)」も併せてご覧ください。

# 目次

森林経営管理制度とは	4	<b>第2部 地域ごとの取組</b>	
<b>第1部 取組段階別のポイントやノウハウ</b>		1. 青森県西目屋村	90
第1部の構成	8	2. 山形県最上町	91
1. 事前準備		3. 栃木県鹿沼市	92
（1）体制整備	14	4. 新潟県村上市	93
（2）準備業務	24	5. 石川県白山市	94
2. 意向調査から森林整備まで		6. 愛知県岡崎市	95
（1）意向調査	36	7. 三重県津市	96
（2）現地調査・境界明確化	42	8. 兵庫県神河町	97
（3）集積計画	47	9. 鳥取県若桜町	98
（4）配分計画	53	10. 広島県世羅町	99
（5）所有者不明森林等に係る特例措置	60	11. 愛媛県久万高原町	100
3. 森林整備につなげる取組		12. 高知県四万十市	101
森林整備につなげる取組（委託希望への対応方法）	70		
（1）民間事業者への斡旋	71		
（2）市町村との協定に基づく森林整備	75		
（3）市町村独自の補助による間伐支援	77		
4. その他	81		

# 森林経営管理制度とは

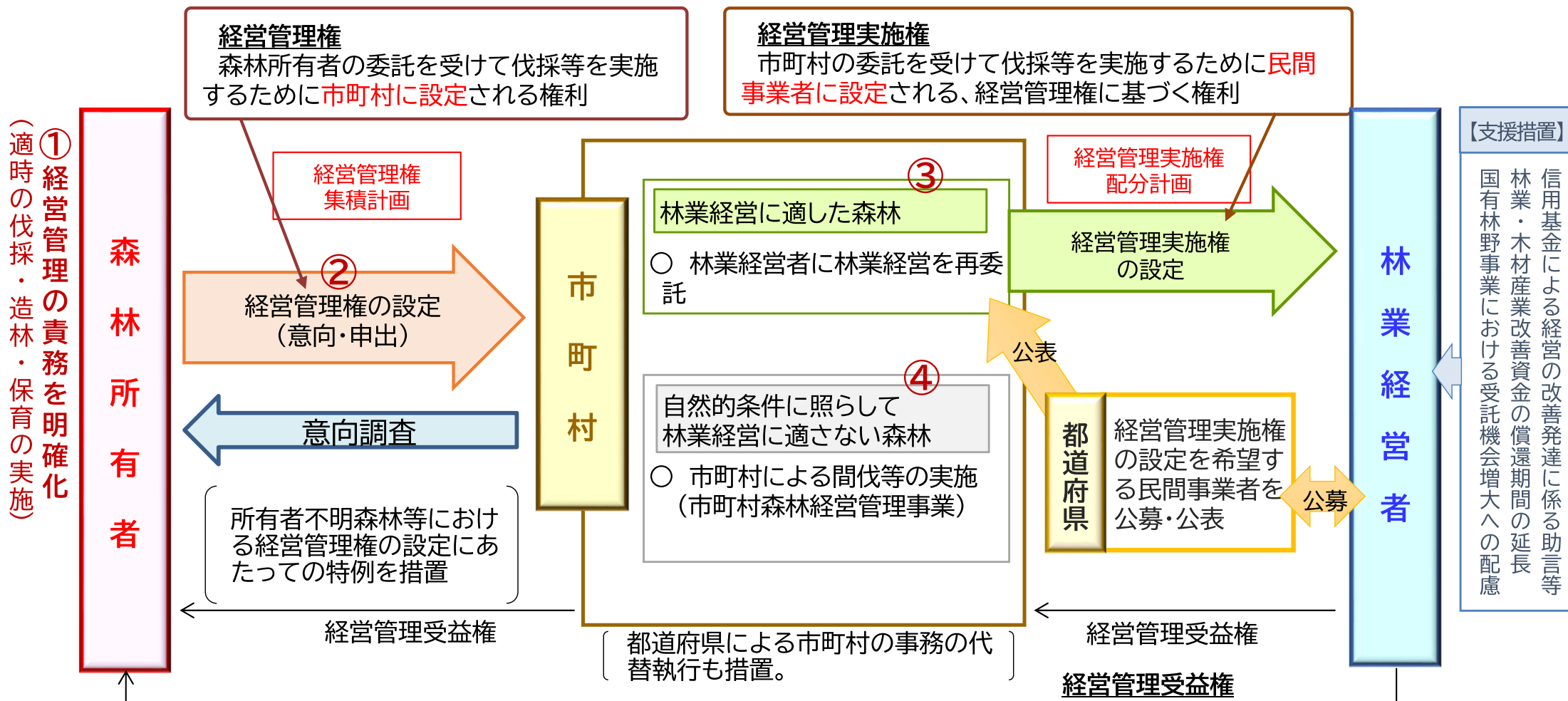
- 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することや市町村が自ら管理することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



経営管理が行われていない森林について  
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

# 森林経営管理制度の取組の流れ

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



主な実績	意向調査実施面積	市町村への委託	林業経営者への再委託
2022年度末 (累計)	約81万ha	約15,700ha	約2,100ha



# 第1部 取組段階別の ポイントやノウハウ



# 第1部の構成

第1部では、森林経営管理制度の取組段階ごとに、ポイントや全国を取組を紹介しています。掲載事例の市町村がどのようなことを重視して取り組んでいるのか、ノウハウを集約しています。

例えば、こんな事例を紹介しています

## 制度の推進体制を構築する P.14 ~P.23

- ▶ 市町村自らの体制の整備、他市町村や協議会との連携により、事務を効率化し制度を推進している地域があります。
- ▶ 市町村が担当課を創設し、職員の増員を図るほか、県による実践的な研修の実施、市町村の事務をサポートセンターが受託するといった事例があります。



サポートセンターによる現地調査



市町村職員を対象にした研修の実施

## 森林所有者への利益還元に取り組む P.53 ~P.59

- ▶ 再造林経費を差し引いても、森林所有者に利益を還元できた事例が出ています。



企画提案に向けた現地説明会



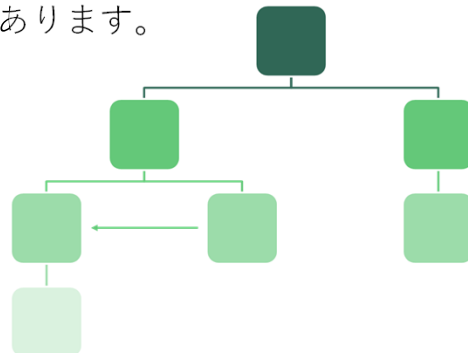
主伐・再造林の実施

## 制度を地域づくりに位置づける P.24 ~P.33

- ▶ 行政、森林・林業関係者、市民も参画し、森林・林業に係る総合的なビジョンを作成している市町村があります。
- ▶ 制度の取組方針を定め、意向調査の決定方法、集積計画作成の基準などを明確化している市町村があります。



森林・林業のビジョンの策定



集積計画作成の基準フローを策定

## 所有者不明森林等の整備を進める P.60 ~P.67

- ▶ 所有者全員が不明でも、経営管理権を設定した事例があります。
- ▶ 公道沿いや集落周辺において、防災の観点から特例措置を活用したり、民間事業者への再委託を検討している事例があります。



特例措置を活用

道路沿いの森林の共有者の一部が不明であったことから、共有者不明森林の特例措置を活用し森林整備を実施。



※なお、林野庁では、『ガイドライン』を作成し、所有者探索の方法等を整理、普及しています。

▶P.14

①市町村等における実施体制の整備

▶P.24

- 中長期的な推進方向、スケジュールの検討
  - 森林経営管理制度の対象森林等の決定
  - 森林経営管理制度の推進方向の検討
- ②意向調査の事前準備

▶P.36

③意向調査の実施

▶P.42

④現地調査と境界明確化の実施

▶P.47

⑤集積計画の策定

▶P.60

⑥所有者不明森林等に係る特例措置の活用  
所有者の一部又は全部が不明な場合

(▶P.87)

事業費の積算

⑧事業発注（市町村  
森林経営管理事業）

市町村による  
間伐等の実施

選定要領等の作成

企画提案の公募・審査

⑦配分計画の策定

林業経営者による  
間伐等の実施

▶P.53

※ ■ は、必要に応じて実施。

# 第1部で紹介する取組事例

## 1. 事前準備

### (1) 体制整備 14

市町村が職員を増員して対応する事例、複数市町村で連携して体制を構築する事例などを掲載しています。

- ①市自らによる体制整備 | 秋田県大館市 15
- ②支援組織の活用 | 愛媛県久万高原町 16
- ③地域協議会による助言、情報提供 | 山形県最上町 17
- ④複数市町村の連携 | 幡多地域森づくり推進センター（高知県） 18
- ⑤サポートセンターの支援  
|（公社）とちぎ環境・みどり推進機構（栃木県） 19
- ⑥サポートセンターの支援  
|ひょうご森づくりサポートセンター（兵庫県） 20
- ⑦情報共有等の円滑化、制度に係る人材の確保・育成 | 岡山県 21
- ⑧支援組織の見直し | 鳥取県 22
- ⑨『奈良県フォレスター』の市町村配置 | 奈良県 23

### (2) 準備業務 24

行政、森林・林業関係者、市民も参画し、森林・林業に係る総合的なビジョンを作成している事例、森林経営管理制度の取組方針を定めている事例などを掲載しています。

- ①「わかさ森林づくりビジョン」の策定 | 鳥取県若桜町 25
- ②「西目屋村目標林型実行プラン」の策定 | 青森県西目屋村 26
- ③「朝来市森林ビジョン」の策定 | 兵庫県朝来市 27
- ④「本山町森林・林業ビジョン」の策定 | 高知県本山町 28
- ⑤経営管理制度の取組方針 | 鳥取県若桜町 29
- ⑥経営管理制度の取組方針 | 群馬県甘楽町 30
- ⑦経営管理制度の取組方針 | 山形県最上町 31
- ⑧経営管理制度の取組方針 | 北海道札幌市 32
- ⑨集落の特色を活かした森づくり | 滋賀県東近江市 33

## 2. 意向調査から森林整備まで

### (1) 意向調査 36

計画に基づいた意向調査の実施事例、意向調査の回答率向上に向けた取組の事例、寄附希望に対応する事例などを掲載しています。

- ①5年で市内全域の意向を調査 | 三重県津市 37
- ②回答率向上に向けた取組 | 高知県四万十市、鳥取県若桜町 38
- ③回答率向上に向けた取組 | 青森県西目屋村 39
- ④所有者情報の精度向上 | 三重県津市 40
- ⑤寄附受け入れ等の対応 | 兵庫県神河町 41

### (2) 現地調査・境界明確化 42

リモートセンシングデータを活用し境界推定図を作成する事例などを掲載しています。

- ①森林内のデジタルデータを活用した境界の明確化 | 愛知県岡崎市 43
- ②リモートセンシングデータを活用した境界の明確化 | 福井県福井市 44
- ③森林所有者が現地立会できない場合の境界明確化 | 高知県四万十市 45
- ④立木調査の省力化 | 新潟県村上市 46

### (3) 集積計画 47

集積計画の策定基準を定める事例、施業プランを作成する事例などを掲載しています。

- ①集積計画策定の考え方 | 宮崎県日南市 48
- ②集積計画策定の考え方 | 新潟県村上市 49
- ③集積計画策定の工夫点 | 広島県世羅町 50
- ④効率的な意向調査及び集積に向けた経営プランの作成 | 静岡県 51

## (4) 配分計画 53

配分計画に基づく主伐・再造林、間伐の事例、効率的に再委託につなげている事例を掲載しています。

①配分計画に基づく主伐・再造林の実施   山形県最上町	54
②配分計画に基づく主伐・再造林の実施   宮崎県日之影町	56
③配分計画に基づく間伐の実施   秋田県鹿角市	57
④配分計画に基づく間伐の実施   愛媛県久万高原町	58
⑤配分計画の策定促進に向けた工夫点   愛知県岡崎市	59

## (5) 所有者不明森林等に係る特例措置 60

所有者不明森林等に係る特例措置の活用事例を掲載しています。

①所有者不明森林における集積計画の策定   青森県三戸町	62
②共有者不明森林における集積計画の策定   群馬県甘楽町	63
③共有者不明森林における集積計画の策定   長崎県波佐見町	64
④共有者不明森林における集積計画の策定   北海道千歳市	65
⑤共有者不明森林における集積計画の策定   鳥取県若桜町	66
⑥共有者不明森林・確知所有者不同意森林における集積計画の策定   京都府綾部市	67

## 3. 森林整備につなげる取組

### (1) 民間事業者への斡旋 71

意向調査の結果を民間事業者に提供することで、森林経営計画の作成につなげている事例を掲載しています。

①民間事業者への斡旋   兵庫県神河町	72
②民間事業者との役割分担に基づく森林整備   青森県西目屋村	73
③林業事業体への斡旋   新潟県村上市	74

### (2) 市町村との協定に基づく森林整備 75

早期に間伐を実施するため、集積計画ではなく、森林所有者と市町村との協定に基づく森林整備を実施している事例を掲載しています。

①協定による森林整備   熊本県御船町	76
---------------------	----

### (3) 市町村独自の補助による間伐支援 77

集積計画の策定要件に合致しなかった森林を対象に、市町村独自の補助事業により間伐等を促している事例を掲載しています。

①市独自の支援策による森林整備   三重県津市	78
②町独自の支援策による森林整備   兵庫県神河町	79

## 4. その他

制度の取組方法の見直しなどの事例を掲載しています。

①予算要求・事業実施時期を考慮した業務スケジュール   山形県最上町	82
②制度推進方針の見直し   愛媛県久万高原町	83
③業務実施体制の見直し   高知県四万十市	84
④制度への対応方針の見直し   栃木県鹿沼市	85
⑤市町村森林経営管理事業等の単価の見直し   栃木県鹿沼市	87
(参考) 意向調査等の事業発注のための参考単価	88



# 1. 事前準備

---

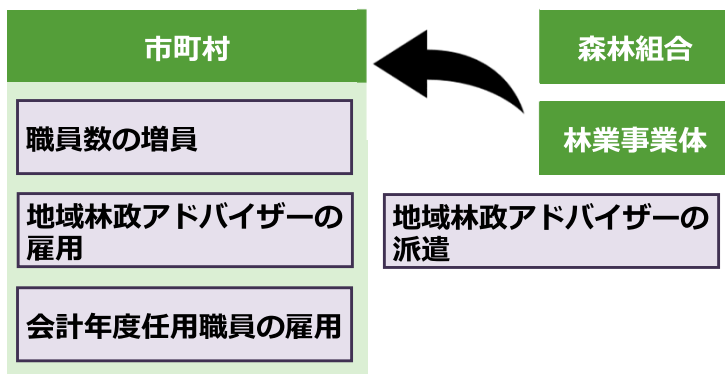
# (1) 体制整備

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で約3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多い。  
そのため、森林経営管理制度を円滑に運用していくためには、市町村の取組体制を構築することが重要。
- 具体的には、①市町村自らの体制構築や②協議会の設置による民間活力の活用、③複数市町村の連携などが考えられる。
- また、制度の推進においては、都道府県や支援機関等による支援も重要。地域の状況に応じた支援が見られる。

## 【体制整備の例】

### ①市町村自らの体制構築

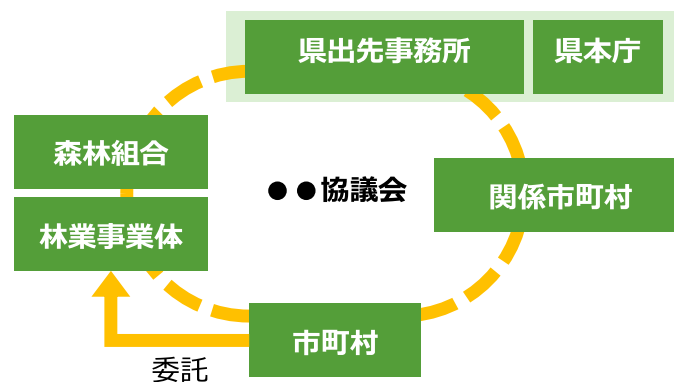
- 組織再編により新たな専属部署を設置する例や会計年度任用職員等の雇用も含め、林務担当職員を増員する例、地域林政アドバイザーを活用する例などがあります。



- 上記のほか、森林経営管理制度関連の事務を担う人材を地域おこし協力隊として募集し雇用している例や、森林組合に職員派遣を依頼し、市町村の業務に従事させる契約関係を構築している例などがあります。

### ②協議会の設置による民間活力の活用

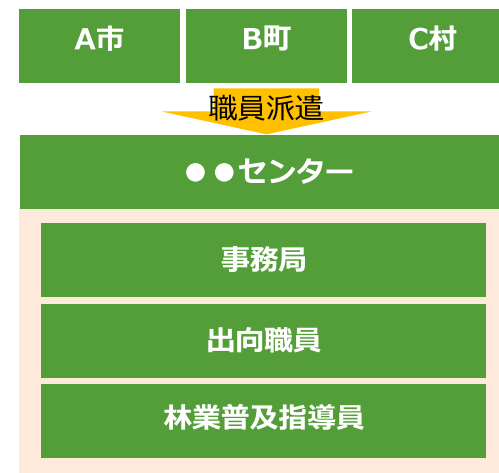
- 制度に係る業務全般の受け皿となる組織として、森林組合や林業事業体等による協議会を設立している例や関係者間の合意形成の場として、周辺市町村、都道府県、民間団体等と協議会を設立している例などがあります。



- 上記のほか、外部委託という形で民間活力を活用している事例も多く、境界明確化などの専門的知識や技術が必要な業務を森林組合等に委託している例や意向調査業務をシステム会社に担ってもらう例もあります。

### ③複数市町村の連携

- 新たな組織を立ち上げ、各市町村から職員派遣を行い、業務を一元的に管理している例や既存組織に新たな部署を立ち上げ、専門の職員を配置したうえで、制度の事務全般を担っている例などがあります。



# ①市自らによる体制整備 | 秋田県大館市

- 大館市では、**市職員の人材不足**や**林業専門職員の不在**といった課題を抱えていたが、制度の創設を契機に、制度に関するノウハウを市内部に蓄積させていくため、直営で取り組んでいく方針とした。
- 令和2年度に**林業専門の部署となる林政課を新たに設置**。制度開始以前は、林務担当職員3～4名体制だったが、会計年度任用職員を森林環境譲与税を活用し確保することで、令和5年度には16名となるなど、体制が充実。

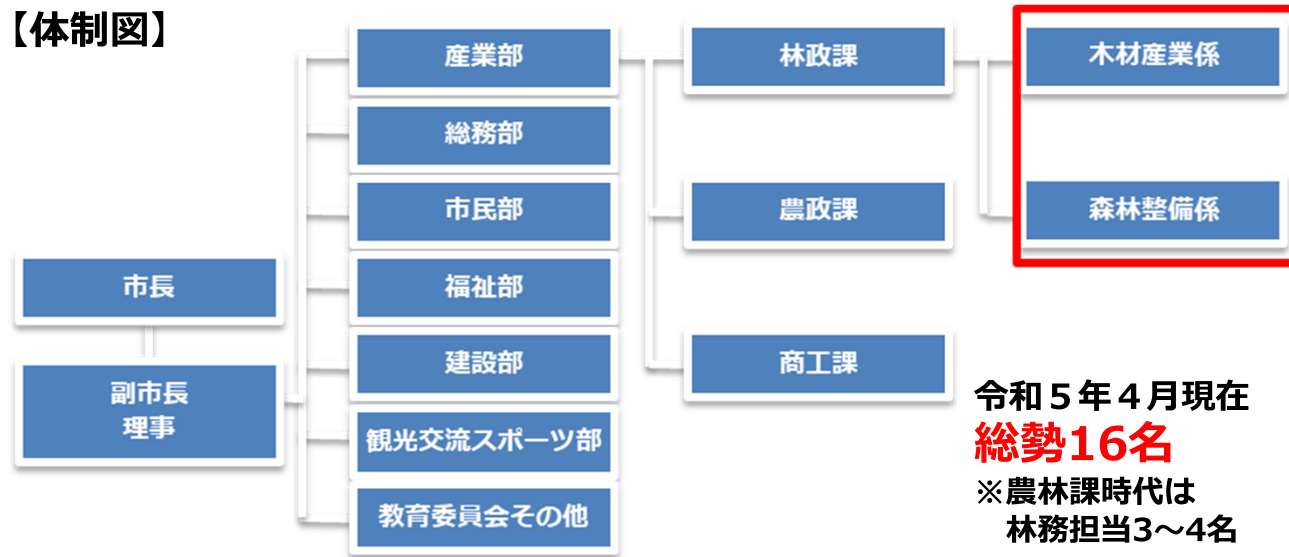
## 【職員体制の変遷】

- H31.3** : 農林課 合計11名 (うち、地域林政アドバイザー 1名)
- H31.4** : 農林課 制度推進のため、嘱託職員 4名配置 (うち、地域林政アドバイザー 1名) 合計13名
- R2.4** : 「林政課」を設置。合計14名 (うち、会計年度任用職員 5名)
- R3.4** : 1名増員 合計15名
- R3.11** : 1名増員 (会計年度任用職員) 合計16名  
※令和3年度より、現場体制を1班2名体制から、2班4名体制に拡充
- R4.4** : 1名増員 (会計年度任用職員) 合計17名
- R5.4** : 1名減員 (会計年度任用職員) **合計16名**

## 【体制の確保のポイント】

- ①**地域林政アドバイザー**
  - ・ 農林関係部局の職歴のある市非常勤職員に**アドバイザー**就任を相談し、就任に至った。
- ②**会計年度任用職員**
  - ・ ハローワークで募集し、確保。国・県が主催する**各種研修や技能講習を受講**してもらうことで、知見の習得にも取り組んでもらっている。

## 【体制図】



## 【直営で実施する業務の範囲】

- ① **意向調査**
  - ・ 実施計画の策定、森林経営管理制度の周知、説明会等の開催、意向調査対象区域の決定、対象森林の抽出、対象者リストの作成、意向調査の実施 (調査票の発送、督促、回収、集計)。
- ② **集積計画・配分計画**
  - ・ 現地調査 (現地踏査、境界確認等)、集積計画・配分計画に係る事務。
- ③ **境界明確化**
  - ・ 地籍調査が完了している地域から優先的に実施しているが、地籍調査未了の森林においても取組を進めるため、令和3年度から「森林筆界想定図」の作成を航測会社に業務委託し、令和4年度、5年度も継続。令和6年度以降、その成果を事業説明や合意形成の場で活用していく方針。
  - ・ 令和3年度から試行的に取組を開始し、取組方法を検討中。



## ② 支援組織の活用 | 愛媛県久万高原町

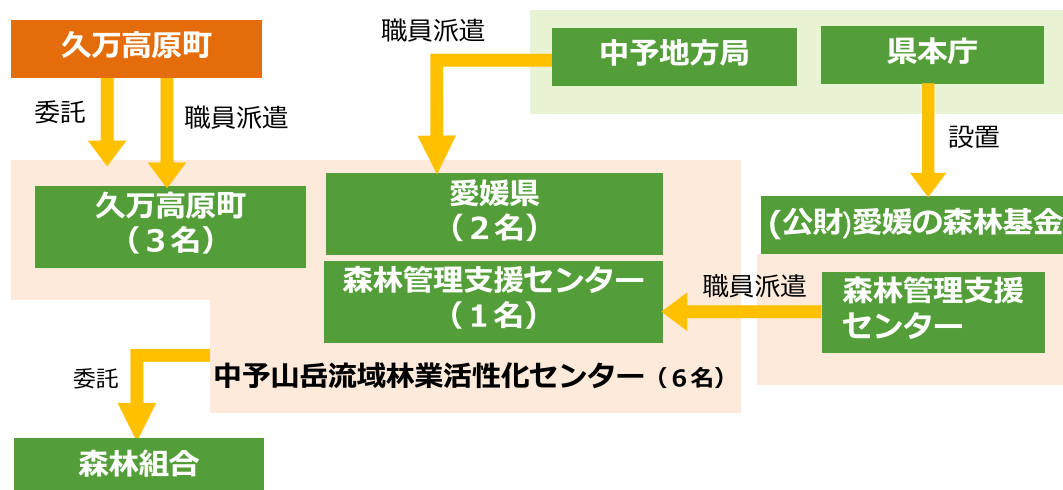
くまこうげんちょう

- 愛媛県では、市町職員のマンパワーや専門技術の不足を支援するため、**流域を単位とする市町の連携組織（森林管理支援センター）**を設置。県と久万高原町で構成する既存の連携組織（中予山岳流域林業活性化センター）に**技術職員を派遣**し、本制度に係る町の実務を支援。
- 久万高原町では、同センターを母体として、集約化が進んでいない森林における集積計画の策定や市町村森林経営管理事業を進め、施業の集約化及び森林整備の促進を図っている。

### 【取組の推進体制】

- 制度開始当初は担当職員2名、令和3年度からは1名（他業務も兼務）を配置して本制度に係る実務を担当。会計年度任用職員（森林組合OB）1名を雇用し、実務の効率化を図っている。
- 県本庁では、市町村支援組織として、（公財）愛媛の森林基金に委託して「**森林管理支援センター**」を本庁内に設置。さらに、**本制度の実務全般の支援に当たる職員**を、森林管理支援センターから中予山岳流域林業活性化センターに**1名派遣**。
- 県の出先機関である**中予地方局**では、**中予山岳流域林業活性化センターに職員2名を派遣**。本制度も含め林政全般の実務に係る支援や情報提供を実施。

### 【体制図】



### 【直営で実施している内容】

- 事前準備（対象森林の設定等）
- 意向調査（所有者リストの作成、意向調査票の発送・回収）
- 集積計画の公告（集積計画案の作成、現地踏査は外部委託）
- 相続人調査
- 市町村森林経営管理事業（発注・業務管理）
- 配分計画の策定

※現地調査等の専門性の高い内容は中予山岳流域林業活性化センターと適宜連携しつつ実務を推進。

### 【体制確保のポイント】

#### ① 中予山岳流域林業活性化センターと連携した事業推進

- ・ 本制度に係る実務は、中予山岳流域林業活性化センターと連携し、森林管理支援センターから派遣された技術職員が中核となって推進。

#### ② 京都大学と連携した意向調査の実施

- ・ 本制度の推進に際して町と京都大学が協定を締結。設問の検討、回答の分析、分析結果を踏まえた調査票の改訂など、意向調査全般について京都大学の助言・協力を得ることで、効果的な意向調査の実施につなげている。

#### ③ 業務委託による町職員の事務負担の軽減

- ・ 集積計画案の作成、立木調査・現地踏査は第3セクターの（株）林業商社天空の森に委託することで、担当職員の事務負担を軽減。

# ③地域協議会による助言、情報提供 | 山形県最上町

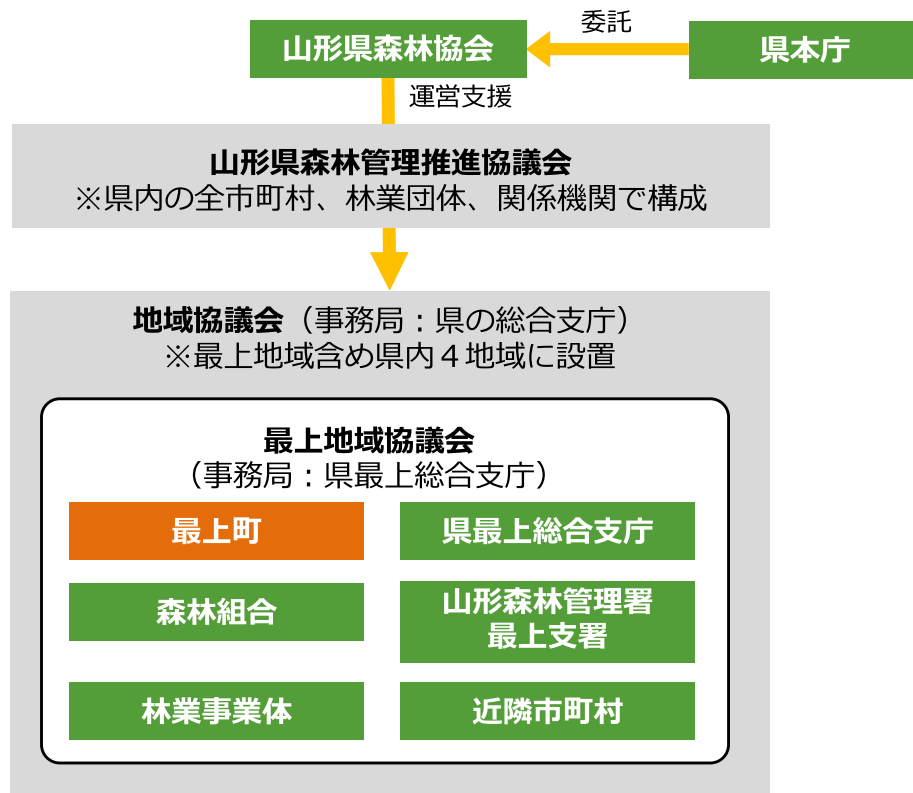
ちがみまち

- 山形県では、本制度開始を契機に、県内の全市町村・林業団体・関係機関で構成する山形県森林管理推進協議会を設置。その下部組織として県内4地域に地域協議会を設置し、本制度に係る市町村の実務全般を支援。
- 最上町では、本制度を実質1名の職員で担当していることから、町管内を所管する最上地域協議会（事務局：県最上総合支庁）と連携して、専門的な立場からの助言や情報提供等を得つつ、効率的に実務を推進。

## 【取組の推進体制】

- 本制度に係る実務のノウハウを蓄積するため、本制度に係る一連の実務を直営で実施。
- 本制度に係る実務は実質1名の職員で担当していることから、適宜、同協議会に相談・協議により、効率的に推進。専門的な立場からの判断が必要な場面（林道や作業道のルート設定等）では、構成員である県、林業事業者や東北森林管理局山形森林管理署最上支署等が実務面も支援。

- 最上町では、最上地域協議会の支援を受けつつ、町内の3つのモデル地域において、制度に係る一連の実務を令和4年度までに直営で一巡。



## 【地域協議会の支援内容、連携主体】

- ・ **事前準備**  
→対象森林の設定に必要な森林の現況、所有者等の情報提供（森林組合、林業事業者）
- ・ **集積計画の策定**  
→対象森林、施業方針等の計画内容に対する助言・必要な情報提供（県最上総合支庁、山形森林管理署最上支署）
- ・ **立木調査・現地踏査**  
→現地での技術的な指導・助言、調査・踏査の支援（県最上総合支庁、山形森林管理署最上支署、林業事業者）
- ・ **配分計画の策定**  
→計画内容に対する助言、必要な情報提供（県最上総合支庁、山形森林管理署最上支署、林業事業者）
- ・ **作業道の開設**  
→作業道のルート案の提供（山形森林管理署最上支署、林業事業者）

# ④ 複数市町村の連携 | 幡多地域森づくり推進センター（高知県）

- ▶ 令和4年4月に高知県幡多地域の3市2町1村が、本制度に係る実務の統一化を目的に「一般社団法人幡多地域森づくり推進センター」を設立。
- ▶ 業務ノウハウの蓄積・共有を進めつつ、本制度に係る取組の考え方や基準、進め方を統一することで各市町村の業務を一元的に処理し、業務の効率化を図っている。

## 【センター設立の背景】

- 幡多地域の市町村では、林業専門職員の不在、マンパワー不足、人事異動等によりノウハウが蓄積されづらい状況。
- そのような中、森林経営管理制度、森林環境譲与税の創設により、業務の効率化が課題に。
- 本制度に係る各市町村の共通業務を一元的に実施するとともに、ノウハウを蓄積し、効率的に実務へ対応できる体制を役場の外部に構築する必要性が生じていた。
- 幡多地域管内の6市町村が、譲与税を財源とし、幡多地域森づくり推進センターを設立。

## 【センターが対応する業務】

### 整備方針案の検討、提案

- 各市町村が実施した意向調査、現地調査の結果等から施業方法を検討し市町村にフィードバック

### 集積計画作成支援

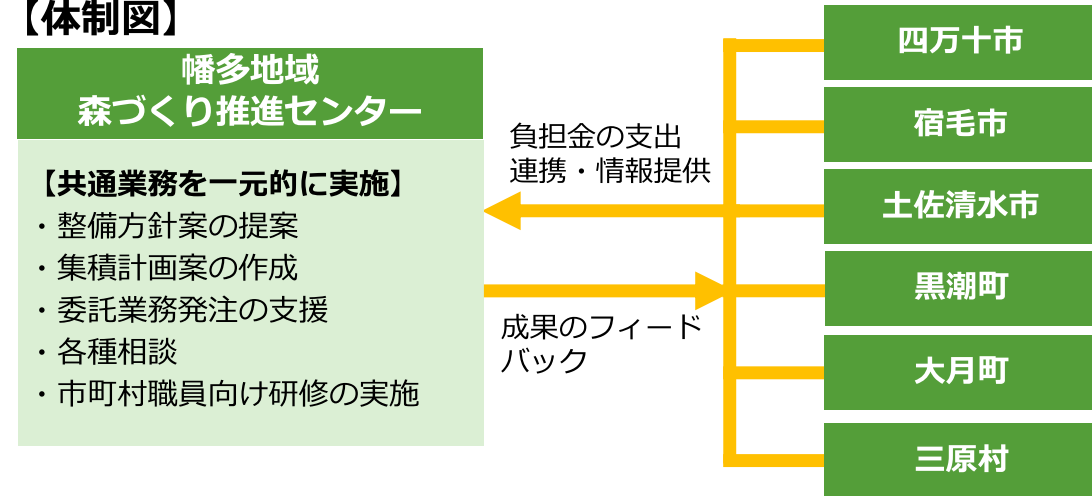
- 集積計画の作成を支援

### 委託業務発注の支援

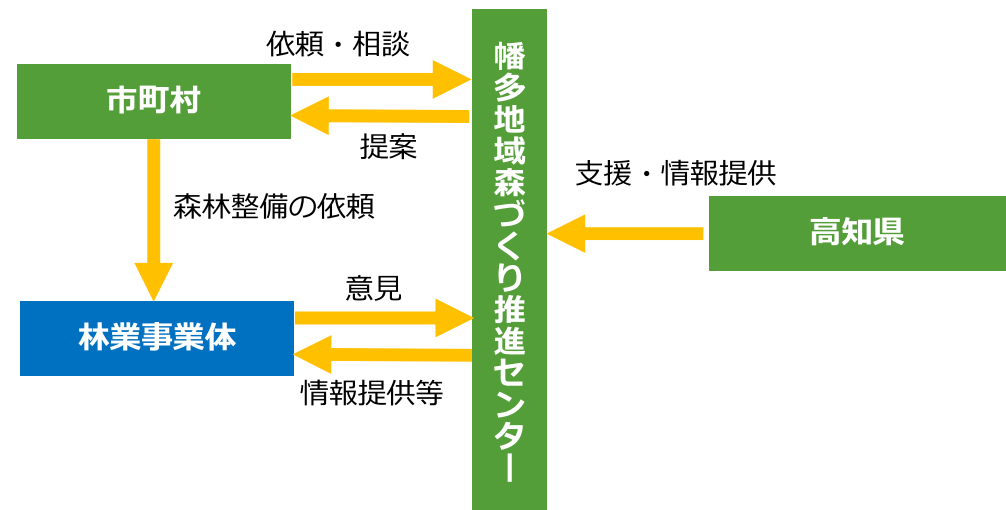
- 市町村が林業事業体に業務委託する際の仕様書案や設計書案等の作成支援

➡ 取組の考え方、判断基準等を関係市町村間で統一、センターで共通業務を一元的に実施

## 【体制図】



## 【センターと関係機関との役割分担】

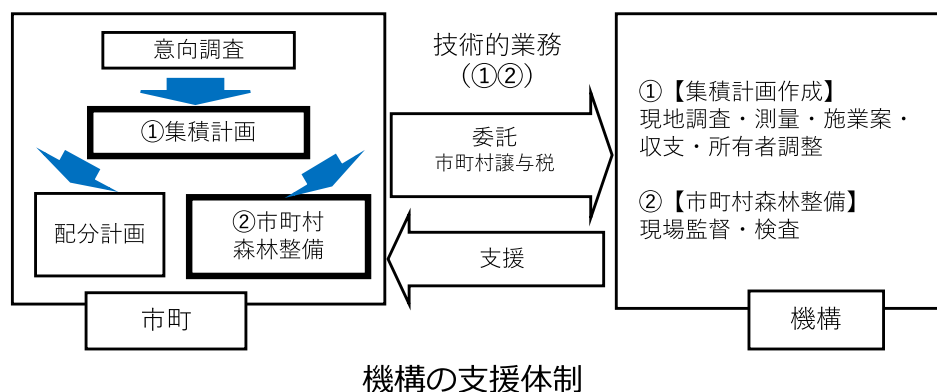


## ⑤サポートセンターの支援 | (公社)とちぎ環境・みどり推進機構 (栃木県)

- 市町のマンパワーや技術・ノウハウの不足が懸念されるなか、平成30年度に県と市町による協議会を設置。協議を踏まえ、森林経営管理制度に係る市町の実務の円滑な運用を図るため、①制度運用に係る支援、②技術的業務に係る支援を実施。
- また、実務の実施に当たり、県内には林業分野の技術者が配置されていない市町が多かったことから、座学や現場研修の実施等により、担当職員の専門知識の習得機会を創出。

### 【支援体制】

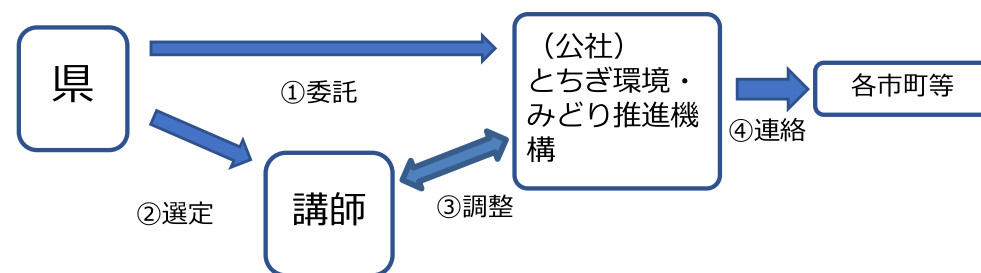
- 市町の実務に対応可能な体制を整備するため、県林業職のOB等の人材を確保。
- 機構では、個別協議を踏まえて各市町の事業計画・業務量を把握し、市町のニーズに応じた支援を実施。



機構の支援体制

### 【市町向け研修会の開催】

- 県から委託を受けて、市町職員のスキルアップと、本制度に係る実務の円滑な推進を目的に座学・現地での研修会を実施。
- 新任者向けの基礎知識の習得を主とした研修のほか、先行地域での実務の知見・ノウハウを学ぶ現地視察等も含めて、取組段階に応じた、より実践的な研修を実施。
- 研修は、意向調査の進め方、森林施業の収支、間伐業務の設計・積算方法等、制度に係る実務全般に対応。



市町担当職員向けの研修の実施体制

### 【市町の集積計画策定に係る受託】

- 本制度に係る実務のうち、主に集積計画作成に係る業務（林況調査、境界確認・測量、施業案の作成、施業に伴う収支試算、森林所有者との調整等）を市町から受託。
- 令和3年度から林況調査において、森林計測器（OWL）やGNSS測量機器等の導入を図り、業務の効率化を推進。



座学研修



現場研修

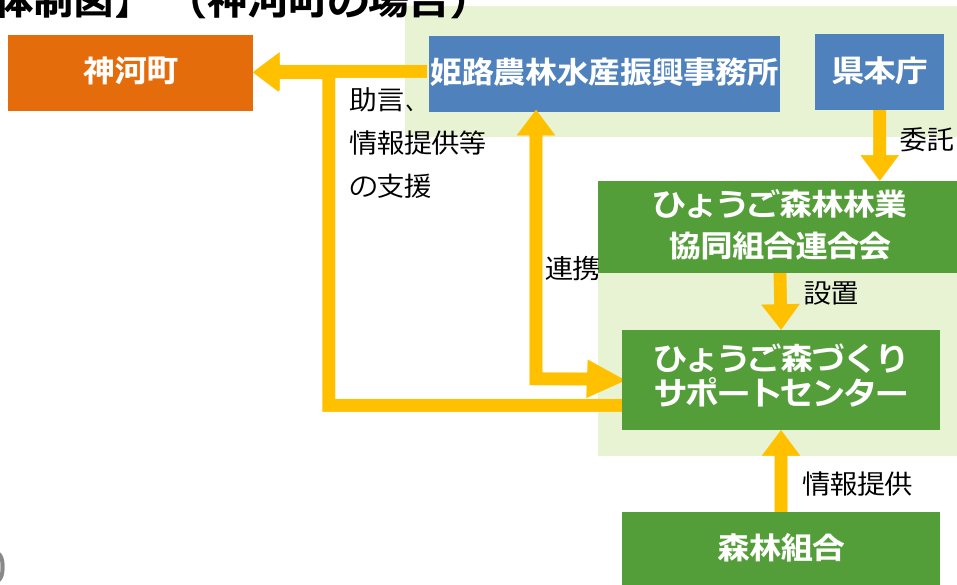
# ⑥サポートセンターの支援 | ひょうご森づくりサポートセンター（兵庫県）

- 兵庫県内の市町には林務担当の部署が少なく、職員の多くが農政との兼務であったことから、本制度に対応する職員のマンパワーや専門性の不足が懸念されていた。
- 兵庫県では、ひょうご森林林業協同組合連合会に委託して、本制度に係る市町の実務全般を支援する組織「ひょうご森づくりサポートセンター」を令和元年度に設置し、市町による森林整備や木材利用等を総合的に支援。

## 【取組の推進体制】（神河町の場合）

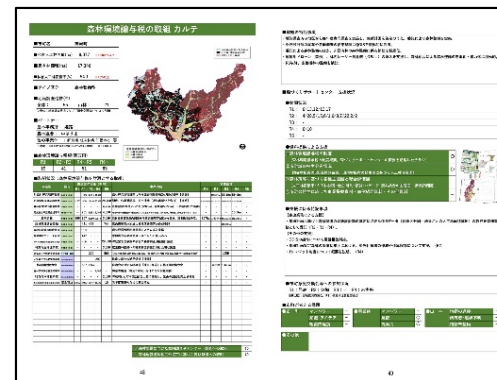
- 県がひょうご森林林業協同組合連合会に委託して「ひょうご森づくりサポートセンター」を設置し、専門員4名を配置、本制度に係る実務全般の相談等にワンストップで対応できる体制を整備。
- ひょうご森づくりサポートセンターでは、主に以下の内容について森林経営管理制度のほか森林保管理に係る実務全般を支援。
  - 森林経営管理制度の進め方について、町と森林組合と3者協議。
  - 既存の空中写真から人工林（スギ・ヒノキ）の林種区分図をGISで作成し、意向調査等に活用。
  - 現場測量業務の仕様書や標準歩掛の提案、設計書の作成支援。
- この他に、県の出先機関である姫路農林水産振興事務所では、本制度の実務に係る現地での助言や、関連情報の提供等を実施。

## 【体制図】（神河町の場合）

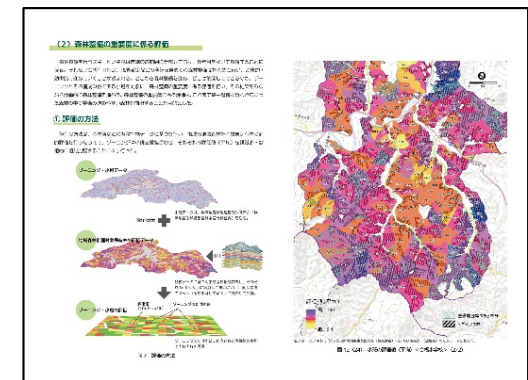


## 【主な支援内容】

- 航空レーザ計測データから、市町ごとに微地形表現図や樹高区分図等を作成するとともに、森林簿データとの重みづけ解析により、森林整備の重要度を可視化・評価する森林総合評価図を作成。
- 市町ごとの森林や地域の課題を整理し、県の独自事業との連携や森林整備の進め方を提案。
- 全県市町担当者を対象に意見交換会を開催し、情報共有を図った。
- 航空レーザ計測データを基にGISで解析した森林情報（人工林の位置、面積、立木密度等）を市町別に整理、ウェブサイトで公開。GISの操作方法等のマニュアル類もあわせて公開。
- 県内の森林整備センター、（公社）ひょうご農林機構等の、森林整備を実施している主体との情報共有を積極的に行い、森林整備の優先順位や地域課題をブラッシュアップした。



各市町の森林整備の状況を整理し、関係者で共有



航空レーザ計測データなどのオープンデータをもとに森林整備の重要度を可視化

# ⑦情報共有等の円滑化、制度に係る人材の確保・育成 | 岡山県

- ▶ 岡山県では令和元年度から、県と市町村で構成する**連携推進会議**を開催し、本制度の実務に係る**情報共有**や**意見交換**を行っているほか、市町村や林業経営体等の職員を対象とする本制度の**実務に係る研修**を実施。
- ▶ 令和3年度から、さらなる情報の共有を図るため、森林経営管理制度に係る各種資料や技術研修資料等が閲覧可能な**ポータルサイトを開設**。令和4年度から、所有者探索や森林の境界明確化の取組を支援するため、**司法書士等による個別相談業務**を実施するなど、本制度に基づく円滑な取組の推進を図っている。
- ▶ 加えて、おかやまの森整備公社では**森林経営管理制度推進人材バンク**を運営。市町村の実務を担う人材の確保に努めている。

## 【県と市町村の連携推進会議・研修等の開催】

- 市町村による森林経営管理制度の円滑な推進のため、**課題解決に向けた検討**や**情報交換**を行う連携推進会議を開催(4回、延べ177名参加)。
- 市町村職員及び地域林政アドバイザーを対象に、森林・林業に関する**専門研修**を実施(4回、延べ40名受講)。
- 所有者探索や森林の境界明確化の取組を支援するため**司法書士等による個別相談業務**を実施(1回)。



さらなる  
情報共有

- さらなる情報共有のため、各種資料等が閲覧可能な**ポータルサイトを開設**。
- 市町村の実務に係る情報共有を目的としていることから、利用対象を市町村職員に限定。
- 関係法令・通知等
- 連携推進会議資料
- 研修資料・技術資料等
- 各種調査結果
- その他情報提供

## 【専門的人材の確保・育成】

- おかやまの森整備公社では、**無料職業紹介所**(**森林経営管理制度推進人材バンク**)を運営。
- 市町村等が行う森林経営管理制度に係る業務に就職を希望する方を対象に、**職業相談・紹介・求人情報**の提供を行っている。



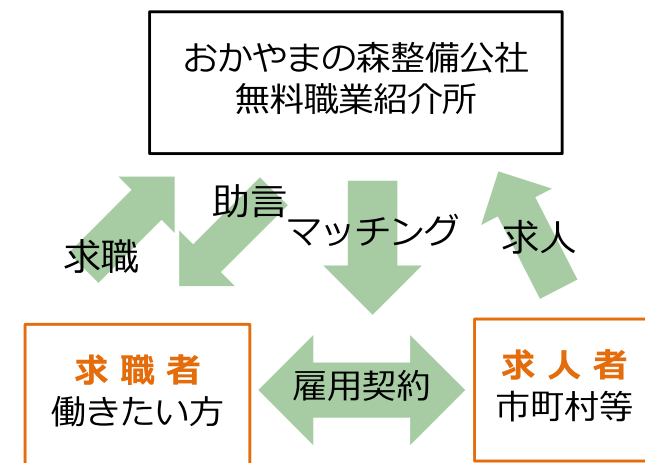
連携推進会議



市町村職員等研修



ポータルサイトのトップページ



# ⑧ 支援組織の見直し | 鳥取県

鳥取県では、令和4年度までは県森林組合連合会に支援組織を設置していたところ、制度が進んでいく中で、より実務的な業務への対応など、市町村ニーズの変化に応じて支援組織の見直しを図る必要があったことから、令和5年度から鳥取県造林公社に「鳥取県森林経営管理支援センター」を新たに設置。

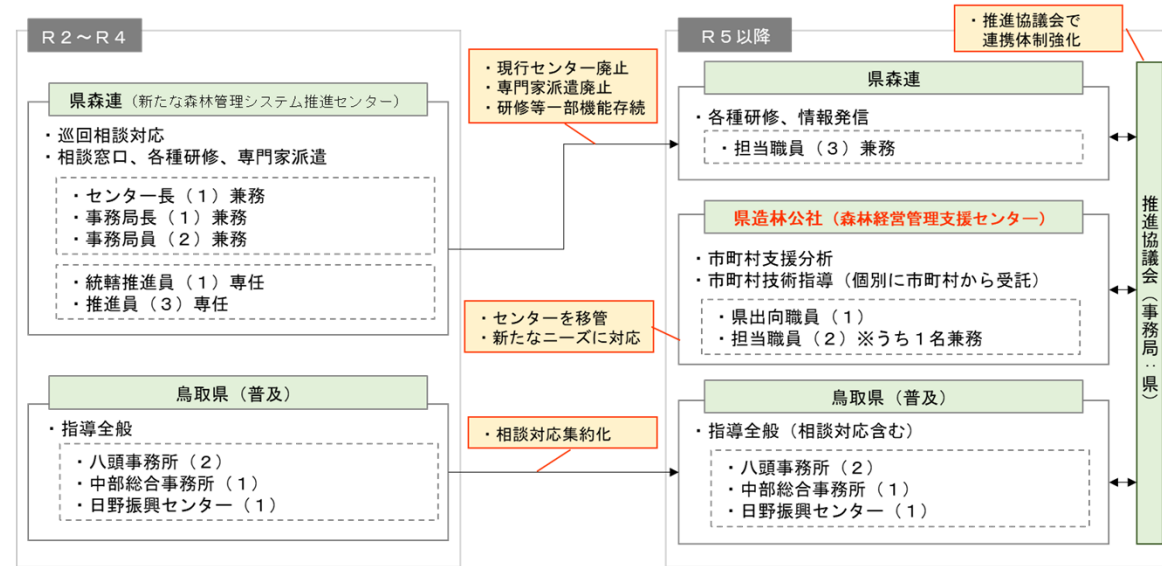
## 【令和5年度からの体制】

- 市町村からの支援ニーズが、制度の基本的な理解から、意向調査、現地調査、森林整備に係る積算・発注・監理などの実務に移行してきたことから抜本的な見直しを行い、森林経営管理支援センターを新たに設置し、包括的に対応することとした。
- 森林整備に係る調査や発注業務のノウハウを有する造林公社内に支援センターの担当課、担当ポスト（専任）を新設することで、実行体制を底上げ。

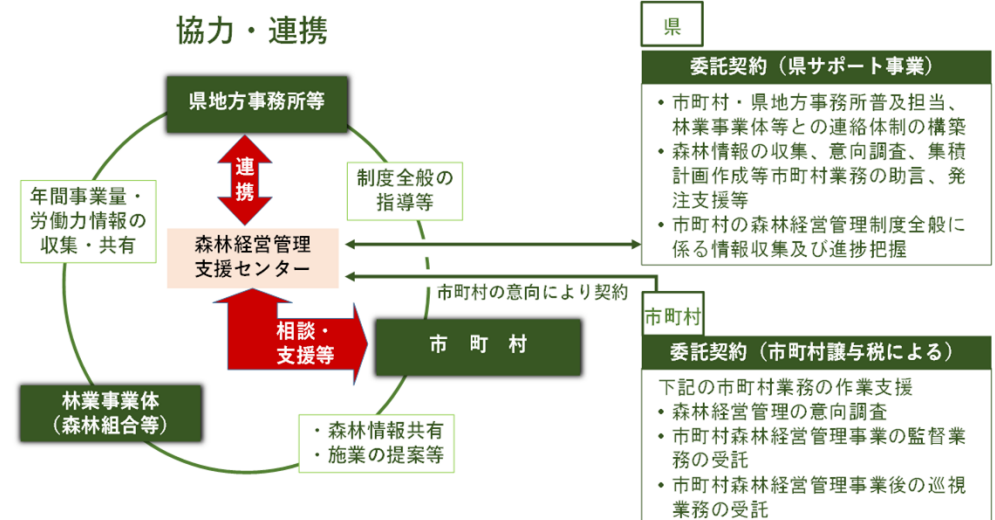
## 【令和5年度の取組】

- 『市町村森林整備カルテ作成業務』（県委託）  
市町村別に森林経営管理制度で整備すべき森林（発災・被災リスク高）を絞り込み、長期的な整備スケジュールを作成。限られた譲与税財源の中でどのような優先順位で長期的に制度を推進していくかの指標として活用を期待。
- 市町村が外部委託により制度を進める際に必要となる『意向調査の外部委託に係る参考歩掛』及び『リモセン手法を活用した境界明確化作業に係る歩掛及び仕様』を整備。後者は将来的な地籍調査との二重投資とならず、かつ迅速に行える手法として推奨。
- 造林公社に新設の森林管理課が、県内4市町から意向調査業務及び1町から直営の森林整備業務（切捨間伐）の監督業務を受託し、制度に係る県内の実行体制を底上げ。

＜支援組織見直しのイメージ＞



＜協力・連携体制＞



# ⑨ 「奈良県フォレスター」の市町村配置 | 奈良県

- ▶ 奈良県は、令和2年3月に制定した「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」に森林環境管理の方向性等を明示。
- ▶ 取組の推進にあたり、専門教育を受けた県職員（森林管理職）を、「奈良県フォレスター」として、令和5年度から、同一市町村に長期間派遣。

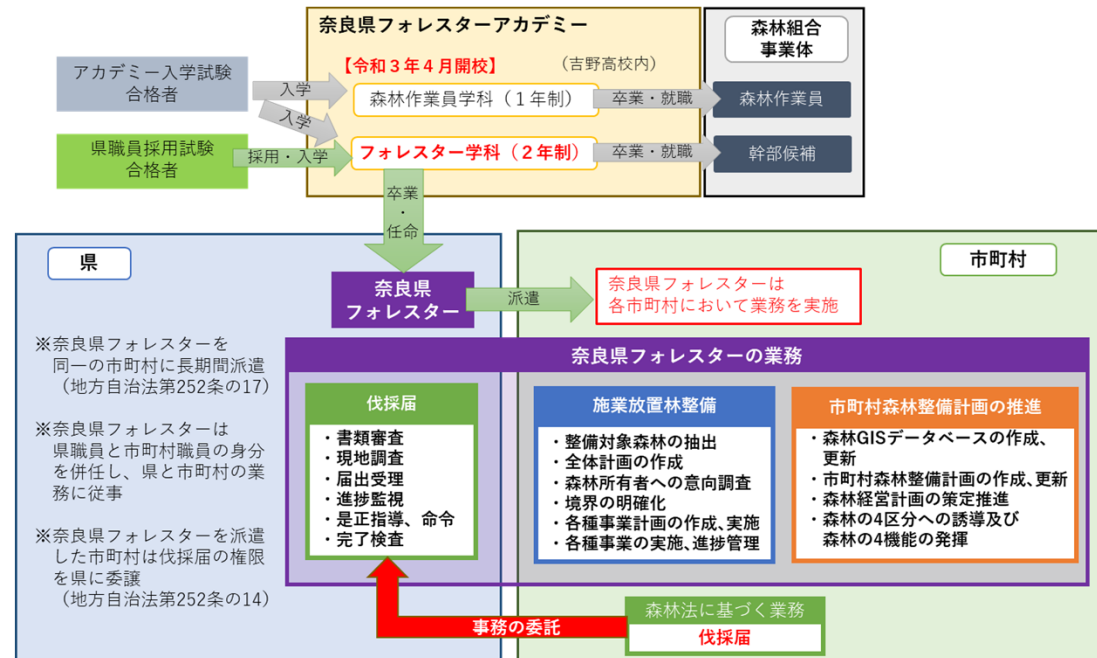
## 【奈良県の森林管理の取組】

- 従前より、県の森林環境税を活用した森林整備の取組のノウハウがあることから、意向調査結果を基に、森林所有者との間で協定※を締結し、施業放置林対策や混交林への誘導等の森林整備を推進。

※施業放置林対策は2者協定（市町村、森林所有者）、混交林への誘導は県を加えた3者協定

## 【奈良県フォレスター】

- 条例においては、目指すべき森林（恒続林・適正人工林・自然林・天然林）への誘導、森林環境の維持向上に関する技術・知識の普及指導、森林の巡視等の業務を担う専門的な県職員を「奈良県フォレスター」と位置づけ。
- 奈良県フォレスターアカデミーにおいて2年間の専門教育を受けた県職員を、同一市町村に長期間派遣する制度を整備。令和5年度から受入要望のあった市町村へ「奈良県フォレスター」の派遣を開始（令和5年度は7市町村に1名ずつ派遣）。
- 市町村に派遣された「奈良県フォレスター」は、県職員と市町村職員の身分を併任。県が市町村から受託した伐採届業務を県職員の身分で行い、市町村森林整備計画の推進関係業務及び施業放置林整備関係業務を市町村職員の身分で行う。



業務状況（林況調査）



フォレスター業務調整・情報交換会  
（活動状況の情報共有、市町村の抱える課題の共有及び解決に向けた意見交換等）



## (2) 準備業務

- 意向調査を実施する前段階として、森林所有者情報や森林資源情報の整理・精緻化を行うとともに、管内の森林の経営管理の状況を把握する必要がある。その上で、森林経営計画の有無や施業履歴の有無等により、経営管理が行われていない可能性のある森林を抽出し、意向調査の対象森林を検討。
- さらに、自然的条件や社会的条件をもとに、市町村としての取組方針を定めつつ、関係者との意見交換を行いながら、意向調査の優先順位付けを行い、意向調査を計画的に実施していくことが重要。
- また、各市町村において、幅広い関係者の参画のもと、森林経営制度や森林環境譲与税も活用した森林整備や地域づくりの方針・目標を定めることも有効。

### 【取組フロー】

#### ①意向調査の対象森林の検討

- まずは、意向調査の対象となり得る森林（経営管理が行われていない可能性のある森林）を抽出。
- 具体的には、(a)私有林人工林の有無、(b)森林経営計画の有無、(c)施業履歴の有無で抽出。
- 各地区単位で対象となり得る森林の有無を整理。

(a)私有林の人工林

(b)森林経営計画なし

(c)施業履歴なし



収集した森林の種類や施業履歴等を森林計画図等へ書き込むことで、経営管理が行われていない可能性のある森林を図面に明示



#### ②地区ごとの取組方針の検討

- 自然的条件や社会的条件をもとに、管内の森林における林業経営の適否（又は森林整備の緊急性や必要性）を整理。
- 林業経営の適否の判断に当たっては、例えば、林道からの距離（300m以上or未満）や土地の傾斜（30°以上or未満）を適用。
- 上記の考え方をもとに、①で抽出した意向調査対象森林を市町村が自ら管理する森林（木材搬出を伴わない森林）と林業経営者への再委託に進める森林（木材搬出を伴う森林）に区分。

区分		土地の傾斜	
		30°未満	30°以上
林道からの距離	300m以上	(※)	林業経営に不適 (市町村が自ら管理)
	300m未満	林業経営に適 (林業経営者へ再委託)	(※)

※グレーゾーンについては、人工林の面的まとまり、森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の策定状況、民家等からの距離等から判断

#### ③優先順位、取組方針の決定

- ①、②の結果について、都道府県、森林総合監理士、森林組合、事業者等の関係者と意見交換を行い、市町村としての意向調査の取組方針や優先順位の考え方を決定。制度も含めた森林・林業に係る政策ビジョンの策定も、取組推進にあたり有効。
- 面的に意向調査を行うのみならず、地域の実情に応じて、民間事業者の経営意欲が高い森林や集落周辺の森林など、まずは、ニーズの高い箇所に絞って、ピンポイントで意向調査を行うことも選択肢。

# ① 「わかさ森林づくりビジョン」の策定 | 鳥取県若桜町

わかさちょう

- 若桜町では、町域の森林整備の考え方や方向性を「若桜町森林づくり条例」に、また、同条例に掲げた理念を具体化するための計画「わかさ森林づくりビジョン」を取りまとめ、主に災害リスクが想定される箇所の森林を優先して整備。
- ビジョンでは、町域の森林・林業・木材産業の将来像と、将来像を実現するための基本方針、基本施策を整理し、**基本施策の具体化手法**として森林経営管理制度に基づく意向調査や境界明確化等の取組を位置づけ。

## 【森づくりの基本理念を条例化】

- 町では、本制度の開始に合わせて、長期における森づくりの基本理念や施策、森づくりにかかわる所有者・町民・林業事業者・町等の**多様な主体の責務と役割**を「若桜町の森林づくり条例」として、平成31年3月に制定。

### 若桜町森林づくり条例の基本理念（抜粋）

- ①町民等の理解と主体的な参画による森林づくりの推進。
- ②長期的な展望に立った計画的な森林づくりの推進。
- ③林業及び木材産業の振興による、木材資源の循環利用が可能な森林づくりの推進。
- ④森林資源を地域活性化につながる素材として認識し、まちづくりと一体となった森林づくりの推進。
- ⑤時代を担う森林づくりを支える人材の育成。

## 【森林づくりビジョンを条例で位置づけ】

- 本ビジョンが、若桜町森林づくり条例に掲げる基本理念を具現化するための**森林・林業・木材産業に関する総合計画であることを同条例第10条で規定**。

### 若桜町森林づくり条例（抜粋）

第10条 町は、効率的かつ効果的な森林整備及び保全を図るため、町内を流域等で区分した地区ごとに森林整備の現況の把握及び目標の設定を行い、森林づくりの整備方針（ビジョン）を作成するものとする。

## 【わかさ森林づくりビジョンの概要】



- 町域の森づくりの将来像、将来像を実現するための基本方針、基本施策、基本施策に基づく取組、取組指標（目標値）で構成。
- 計画期間は令和3～10年までの8年間。
- 本制度に基づく**森林整備の対象森林**について、同ビジョンの基本方針②に位置づけ（公道沿いの森林整備の推進）。

## わかさ森林づくりビジョンの基本方針

- ① 木質バイオマスによるエネルギー転換や生活空間の木質化を通じ、町産材のフル活用を進め、木の温もりをより身近に感じる生活環境を創造します。
- ② 経済利用と環境保全を両立した持続的な森林経営管理の実現を目指します。
- ③ 森林を舞台に、交流の輪を広げ、地域を牽引する人材育成に取り組めます。

## ② 「西目屋村目標林型実行プラン」の策定 | 青森県西目屋村

- 西目屋村では、本制度の開始以前から薪や木炭等の木質バイオマスエネルギーの活用を通じた森林整備を村全域で進めてきたが、森林整備の方向性や将来像が関係者で共有されず、不統一な形で森林整備が進むことが懸念されていた。
- そこで、村域の森林に対する様々な観点やニーズを集約し、理想的な活用の姿（目標林型）と、その具体化方策を令和5年3月に「西目屋村目標林型実行プラン」にまとめ、その中で本制度に基づく森林整備についても位置づけた。

### 【森づくりのビジョン】

- 村域の森林を持続可能な形で保全・活用するための4つの基本方針・基本施策・具体的取組みを整理。
- 本ビジョンに基づいて進める森づくりの基盤となる、「良好な森林の整備」、「森林所有者との良好な関係構築（のための意向把握）」のために本制度を活用。

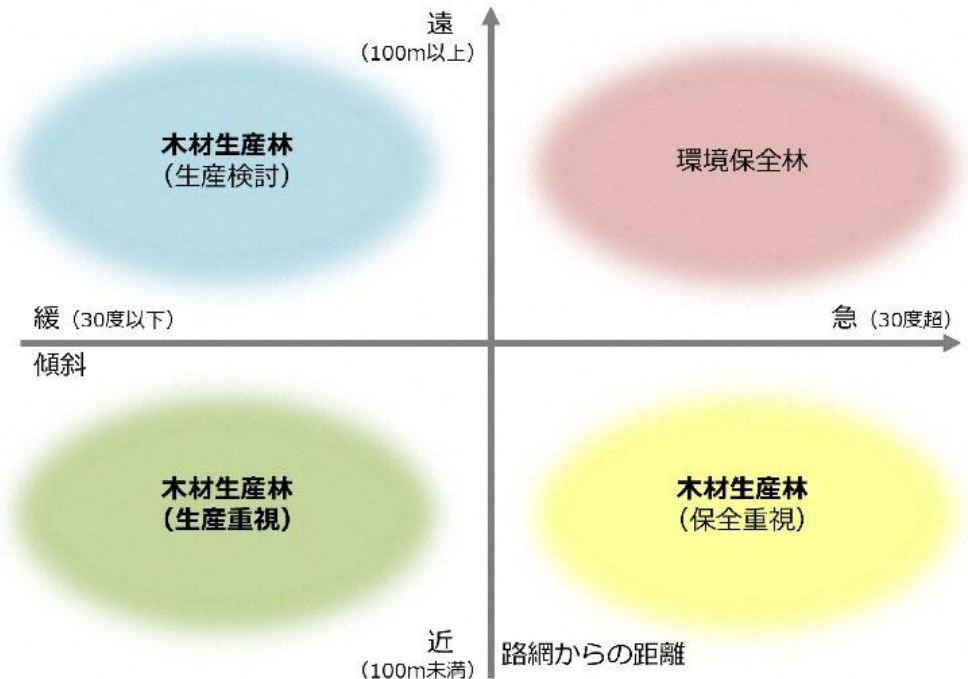
#### ビジョン（理念）

持続可能な森づくり  
～人とお金が循環する森林の活用～

基本方針	基本施策	具体的取組み
方針① 林業の担い手を育てる 【プレーヤーづくり】	自伐型林業の担い手を地域で発掘、育成する	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 研究会の継続的な実施（伐倒講習、メンテナンス講習、ロープワークなど）と自伐型林業へのステップアップ</li> <li>➤ 村の経営管理事業からの漁業可能エリアの提供</li> </ul>
方針② 森林サービス産業を育てる 【楽しむ場づくり】	森林空間をレジャー等に貸し出しそのまま活用する事業を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ プライベートキャンプ場として年間契約で貸し出す</li> <li>➤ 森林整備体験や集客イベントのフィールドとして貸し出す</li> <li>➤ 林地の貸し出し可能な山主と利用したい人をつなげる</li> </ul>
方針③ 森林を利用する企業を集める 【スポンサー集め】	「企業の森」として森林整備や森林活用を行う企業を誘致する	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 森林整備事業に企業が資金や人員を提供するタイプの「企業の森」は、県と連携して誘致を進める</li> <li>➤ 村独自に企業へのメリット（CO2吸収クレジット付与、ワーケーションでの活用等）を提案して誘致する</li> </ul>
方針④ 村の森林のファンをつくる 【ファンづくり】	様々な取り組みを包括的に取りまとめて、対外的に魅力あるコンテンツとして発信する	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 森林関連のコンテンツ（薪炭販売、キャンプ、サウナ、森林整備体験、新割り・焚き火体験、ワーケーションなど）について、「窓口企業」が情報発信をまとめて担うことで、ファンの入口となる。</li> </ul>

### 【森林のゾーニング】

- 岐阜県郡上市の「森林ゾーニングに関する検討報告書」（平成29年3月）を参考に、村域の森林を4つにゾーニング。
- 村域での林業は、小面積なものになることが想定されたため、「傾斜30度以下」かつ「路網からの距離100m未満」を木材生産林（特に林業経営に適する森林）として設定。



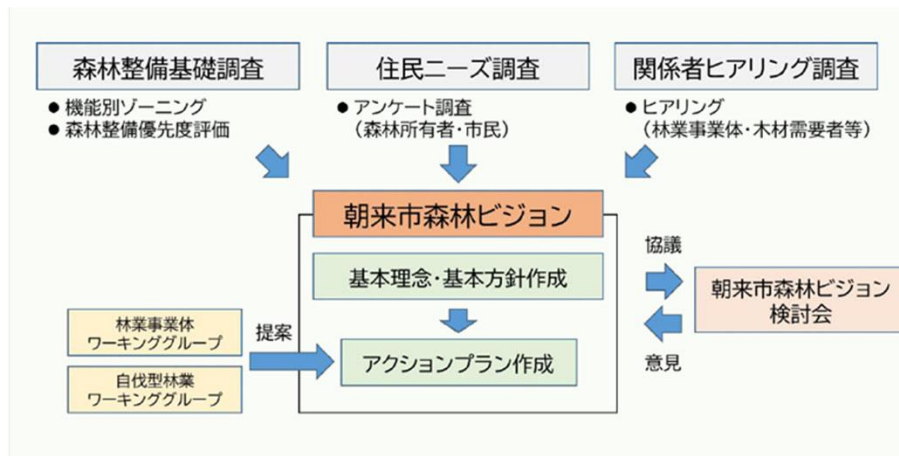
# ③ 「朝来市森林ビジョン」の策定 | 兵庫県朝来市

あさご

➤ 森林環境譲与税をはじめとする各種財源を、より効果的に活用するための施策を体系的に定めた「朝来市森林ビジョン」を策定し、3つの基本方針のもとにアクションプラン（短期・中長期）、関連施策を整理。

## 【ビジョン策定の流れ】

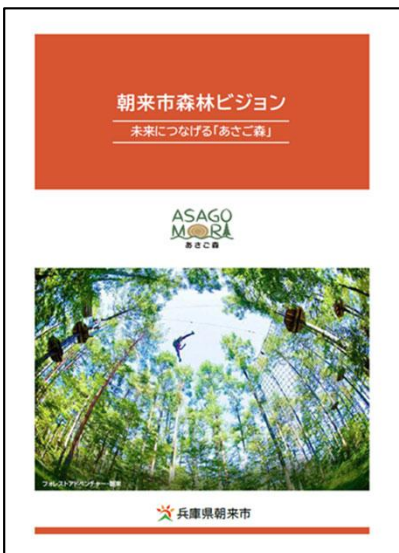
- 令和3年12月から「朝来市森林ビジョン検討会」として、学識者・兵庫県・林業事業者・木材需要者・ボランティア団体・市民代表等から構成される検討会を4回開催。「アクションプラン」は、地域の林業事業者の職員や自伐型林業従事者から構成される「ワーキング会議」で出された提案を参考にしている。
- ビジョンの検討にあたっては、市が所有するデータやオープンデータを使用し、森林の機能別ゾーニングや森林整備の優先度を評価する「森林整備基礎調査」を実施するとともに、森林所有者や市民の意向を把握するための「住民ニーズ調査」と林業事業者や木材需要者等を対象に「関係者ヒアリング」を実施。



## 【朝来市森林ビジョン】

- 朝来市森林ビジョンは、基本理念、3つの基本方針、18のアクションプランで構成。
- 優先的に実施する施策は、各アクションプランの詳細において指標を設定。

## 【アクションプランの一例】



基本理念	基本方針	アクションプラン	短期 (5年以内)	中長期 (6~10年以内)
未来につなげる「あさご森」	安心・安全の「あさご森」	① 災害に強い森林整備 ② 生活環境保全 ③ 造林・保育支援 ④ 林道の維持管理 ⑤ 森林情報の整備	○ ○ ○ ○ ○	
	雇用を生み出す「あさご森」	⑥ 新規事業者の確保・育成 ⑦ 自伐型林業グループの育成 ⑧ 集約化の推進 ⑨ スキルアップ支援 ⑩ 労働環境の改善 ⑪ 林業機械の導入・更新支援 ⑫ 新技術導入支援	○ ○ ○ ○ ○	
	価値を広げる「あさご森」	⑬ 市産材を活用した木育推進 ⑭ 小規模熟利用の推進 ⑮ 公共施設等の木質化 ⑯ 森林環境教育 ⑰ 住宅への市産材活用 ⑱ 林産物の高付加価値化推進	○ ○ ○ ○ ○ ○	

基本方針	施策名称
安心・安全の「あさご森」	① 災害に強い森林整備
目的	奥地の森林や手入れ不足の森林、病虫害により環境が悪化した森林等を整備することで、水源かん養機能や土砂流出抑制機能を高め、災害に強い森林へと誘導する。
主な取り組み	条件不利地において間伐整備を行う。 針葉樹及び広葉樹の混交林整備を行う。 環境保全林における森林整備手法の研究を行う。 侵入竹林及び放置竹林の伐採、松くい虫被害木の伐採を行う。 小規模な森林整備や簡易防災施設の整備に対する支援を行う。
実施時期	短期 ○ 中長期 ○
関連事業	森林経営管理法(市) 県民緑税事業(県) (里山防災林整備事業、緊急防災林整備事業、針広混交林整備事業)
指標	間伐実施面積(300ha/年) (総合計画の目標値)

※「あさご森」とは、朝来市が豊かな森林資源を未来の世代に継承するために実践する、森林の多様な恵みを活かし、市民の暮らしを守り、人々がいきいきと働ける森づくりの理念を表現しています。

# ④ 「本山町森林・林業ビジョン」の策定 | 高知県本山町

- ▶ 本山町では、町の森林管理や整備に関する長期的な視点での基本的な方向と目標を示すとともに、その目標を達成するための必要な施策を明らかにする「本山町森林・林業ビジョン」を策定。
- ▶ 森林を機能・目的に応じ7つに区分。どの区分の森林でどのような施策を行うか、現状やKPIとあわせて整理。

## 【土佐本山コンパクトフォレスト構想】

- ビジョンの存在意義や方針などを示す『理念』、『価値観』、『約束』、『方針』、『使命』の5つの要素と、ビジョンの実現に向けた具体的な実行項目を示した基本施策により構成。
- 計画期間は2022～2071年度までの50年間。
- 構想の策定に当たっては、令和3年6月に、**高校生を含む町内の関係者14名**からなる「**本山町森林・林業ビジョン策定委員会**」を設置、7回の委員会を開催して、**7つのテーマと25の取組項目を整理**し、令和4年3月に完成。町の振興計画や総合戦略を軸に、関係者へのヒアリングや国の政策、林業の市場等の調査による外部環境を整理し、ビジョンに落とし込み。



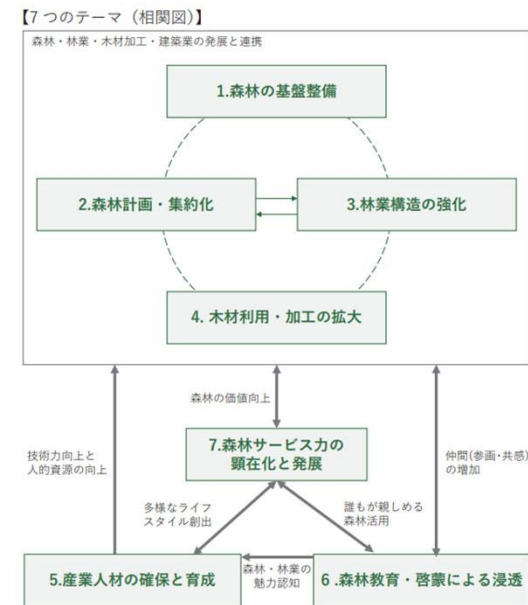
策定委員会開催状況



### ＜目指す理想の姿＞

森林の役割に応じ『更新の森』『神聖の森』『恩恵の森』『清流の森』『燃料の森』『継承の森』『童心の森』として区分

### ＜推進する基本施策＞

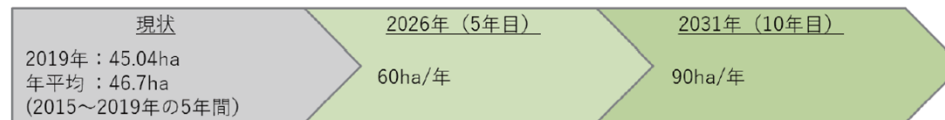


### ■ 基本施策と対応する森、現状とKPI (例)

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(-)間伐の計画・実施		1. 実施面積 (目標達成率)
造林事業ほか、関連事業の継続実施、間伐目標の検討		

現在、町内では間伐事業を年間で約45ha実施しています。今後の林業従事者の増加や林業の効率化の目標を踏まえて、10年間で90ha/年(現在の2倍)の間伐事業を目指します。

#### 【現状とKPI】



## ⑤ 経営管理制度の取組方針 | 鳥取県若桜町

- 本制度を活用した森林整備は、森林に起因する災害の防止や町民の安全・安心な暮らしの実現に向け、**公益的機能の発揮（災害リスクの軽減等）を主軸**として運用していく考え。
- 森林経営計画が未策定の林班を対象に意向調査を実施。町に委託希望と回答があった森林のうち、**主に公道沿いで防災の観点**から森林整備が必要な森林の集積計画を策定し、町の補助金を活用して林業事業者による森林整備を進めていく考え。

### 【対象森林の設定】

- 意向調査は、町域の私有林人工林約4,600haを対象に、林班単位で年間10林班程度ずつ実施、15年間で町内を一巡する計画。
- 意向調査は森林経営計画が未策定の林班を優先して大字単位で実施。以下に該当する林班を優先的に選定。
  - ① **地元自治会**から意向調査の実施について申出があった林班
  - ② 他の林政業務との連携が可能な林班
  - ③ **宅地や公道に隣接**するなど、**山地災害の防止**が特に求められる林班
- 対象森林（林班）を、共通項目（森林整備の必要性、林業経営の適否を指標とした項目）により、プラス要因・マイナス要因ごとに**点数化して順位付け**し、向こう5か年の対象林班を設定。
- 災害リスクが想定される森林は優先順位を上げ、保安林森林整備事業や県税事業での整備が可能な森林は優先順位を下げることにしている。

### 【道路事業との切り分け】

項目	道路事業で対応	森林整備で対応
伐採の緊急性	あり	なし
整備内容	単木または複数本の伐採	一定面積での森林整備（間伐・主伐等）
実施主体	道路管理者	若桜町（林務担当）
事業スキーム	道路法に基づき、道路管理者等が対応	森林環境譲与税を活用し、林政担当が町管理事業として実施

### 【事業化のスキーム】

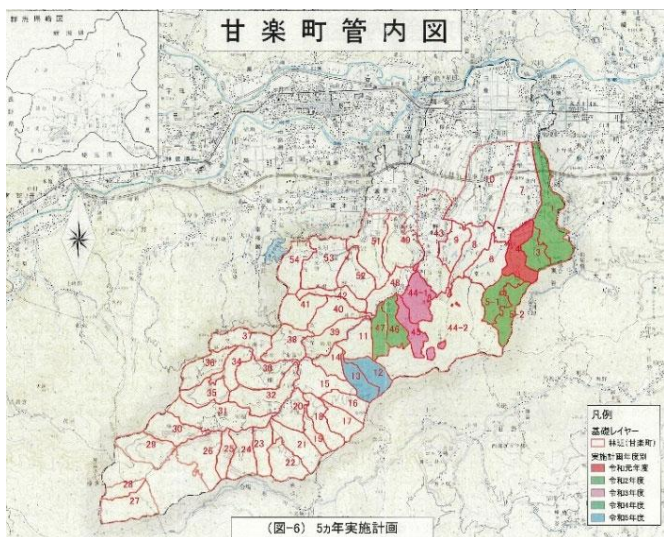
事業種別	実施主体	町の役割
町管理事業 （町営事業） ※本制度に基づく事業	若桜町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者との交渉</li> <li>・ 関係機関との調整</li> <li>・ 事業発注、進行管理</li> </ul>
森林整備事業 （補助事業）	林業事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者が整備を希望する森林情報の林業事業者への提供</li> <li>・ 所有者への協力要請</li> <li>・ 補助金（国・県の補助金を町が嵩上げ）による林業事業者への支援</li> </ul>

## ⑥ 経営管理制度の取組方針 | 群馬県甘楽町

- 甘楽町では、町域の民有林の約50%を占める私有林人工林のうち、森林経営計画が未策定の森林を対象に、各年度の森林環境譲与税の配分額に応じて意向調査を実施。
- 意向調査は、対象林班を共通項目により順位付けし、当初の5年間はノウハウの蓄積、6～10年目は意向調査が比較的容易な森林、11年目以降は難易度の高い森林を対象にするといった段階的な意向調査を計画。
- また、本制度の取組に係り、林業経営の適否の判断基準を設定。採算林等は林業事業体への再委託（配分計画の策定等）につなげ、不採算林と判断される森林については、県の独自事業等による森林整備を実施する方針。

### 【意向調査実施箇所の選定】

- 対象森林は林班単位とし、各林班を共通項目（森林整備の必要性、林業経営の適否を指標とした項目）により、プラス要因、マイナス要因ごとに点数化して査定。
- 査定結果を踏まえて、意向調査の対象林班を順位付けし、向こう5か年の対象林班を設定。
- 災害リスクが想定される森林は優先順位を上げ、保安林森林整備事業や県税事業での整備が可能な森林は優先順位を下げた。



#### 意向調査の対象森林（令和元～5年度）

地籍調査完了済で、町独自の査定結果で評価が高い森林を対象森林として設定

### 【甘楽町森林経営管理制度実施事業計画】

- 町では、森林経営管理制度実施事業計画を策定し、同計画に記載した林業経営の適否の判断基準に基づいて、意向調査後の森林整備につなげている。

#### 3 森林経営管理権集積計画の策定

##### (1) 採算林の判断基準

※採算林に該当する森林で、意向調査で委託希望と回答があった森林は、林業事業体への再委託につなげる。

- ① 甘楽町森林整備計画で定めた標準伐期齢を超えていること。
- ② 林道等、大型トラックが走行可能な道路から300mの範囲にある人工林で、全体面積のおよそ30%以上がこの範囲に含まれていること。
- ③ 気象害などによって林冠が大きく荒廃していないこと。また、立木密度が著しく疎でないこと。
- ④ 人家や構造物に隣接しており、伐採が困難な森林でないこと。

##### (2) 準採算林の判断基準

※準採算林は、必要に応じて林業事業体への再委託につなげていく方針  
採算林の対象外の森林かつ、以下条件に適合する森林

- ① 林道等の開設予定がある森林
- ② 林内に幅員2m以上の作業道があり、全体面積のおおむね30%以上がこの作業道によって集材可能な森林
- ③ 採算林と一体的に整備することで、効率的な施業が見込める森林

##### (3) 不採算林の判断基準

※「経営管理権」の設定は行わない。

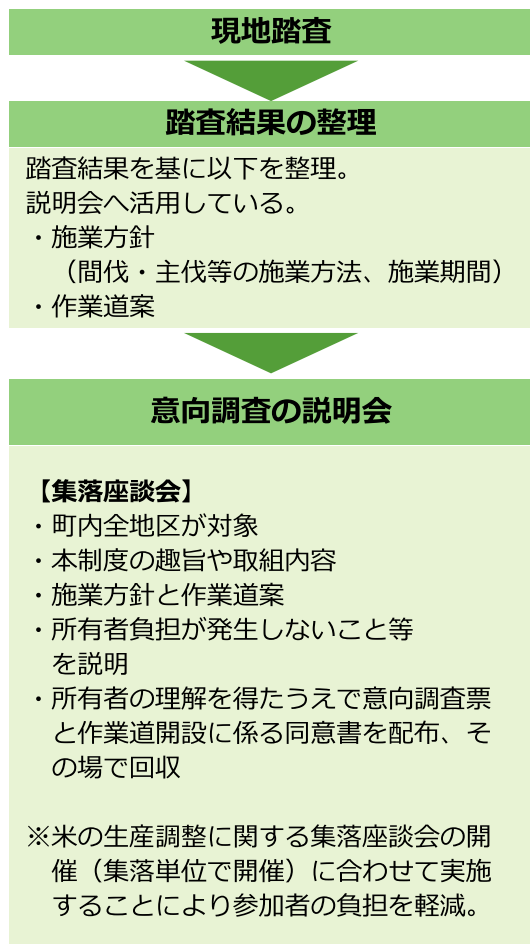
- ・ 林道整備が進まない急傾斜地等、森林経営が困難な人工林。
- ・ 不採算林のうち、保安林整備事業や群馬県が行う「ぐんま緑の県民基金事業」で整備可能な森林は、当該事業による森林整備につなげていく方針。

# ⑦ 経営管理制度の取組方針 | 山形県最上町

もがみまち

- 最上町では、意向調査の説明会を所有者との合意形成の機会ととらえ、集落単位で対象森林の現況や、森林整備を進める上で想定されるリスクも含めて、本制度に基づく森林整備の内容を具体的かつ丁寧に説明。
- 対象森林の選定に際しては、予め再委託の可否を管内の林業事業体に聞き取り、配分計画に基づく森林整備が確実に行われる見込みのある森林を選定することとしている。

## 【説明会の機会を活かした所有者との合意形成】



集落座談会で提示した作業道案



集落座談会

## 【再委託の実施を見据えた対象森林の選定】

- 対象森林の選定に際しては、集落座談会に参加した所有者の要望や、管内の森林組合や林業事業体の意向を聞き取り、その結果を点数化して、優先順位づけ。



再委託の可否を管内の森林組合や林業事業体に確認し、再委託が可能と回答があった森林から意向調査を実施。確実に再委託につなげている。

優先順位数値化の基準	
業者の要望	有：5 pt 無：0 pt
所有者の要望	有：5 pt 無：0 pt
林道等の有無	有：3 pt 計画有：1 pt 無：0 pt
その他	・ 国調と施業班の筆界の合致度 ・ 人工林の未整備面積の大きさ など

対象森林の優先順位づけの基準

また、意向調査時に作業道開設の同意も取り付けているため、集積計画に基づく森林整備に先行して、林縁部までの作業道開設を可能に。事業の早期着手につなげている。



# ⑧ 経営管理制度の取組方針 | 北海道札幌市

さっぽろ

- ▶ 札幌市では、令和5年10月に札幌市森林経営管理制度運用指針を策定。本制度に係る基本的な活用方針に加えて、独自のゾーニング（経過観察林、エリア管理林など）を設定。
- ▶ 配分計画策定時の民間事業者の選定に際して、対象森林を林分や事業の特殊性を踏まえてタイプ分け（標準タイプ、特殊タイプなど）するなど独自の工夫を実施。

## 【森林経営管理制度の目的と森林の将来像】

- 本制度は、間伐等が十分に行き届かない人工林を対象に、公益的機能の回復・発揮を目的として活用。
- 森林の将来像は、札幌市森づくり基本方針（令和6年度策定予定）で示す「天然林へ移行段階の森林（針広混交林）」とし、将来的には「保全された天然林」を目指すこととした。
- 森林所有者が収入を優先する場合は森林経営計画等による整備を促し、森林経営管理制度は活用しない。
- 市町村森林経営管理事業では、森林所有者への利益還元は行わないものの、森林所有者が希望する場合は、間伐した木材の一部を、市が進める森林や木材利用の普及啓発事業や緑化事業等に活用できるものとするすることで、森林整備に対する森林所有者の関心の喚起を図っている。

## 【森林経営管理制度の対象外の森林の位置づけ】

- 制度対象外に指定した森林

### ①経過観察林

→広葉樹の天然更新が旺盛な林分において、森林整備を行わなくても早期に針広混交林化する可能性が高い人工林。

### ②エリア管理林

→面積が狭小な筆等の人工林で、その周囲の森林が発揮する公益的機能により、エリア全体で公益的機能の確保が期待される森林。

※①②とも、指定後、公益的機能が確保されなかった場合は指定を解除し、森林経営管理制度による森林整備を検討。

## 【民間事業者の選定】

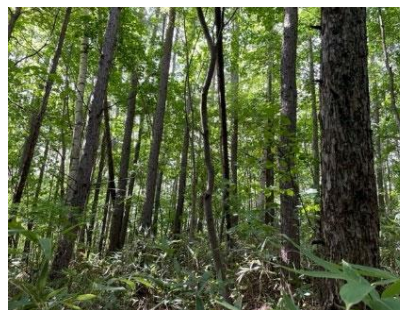
- 集積計画を策定した後は、基本的に民間事業者への再委託を検討し、再委託が困難な場合に市が自ら経営管理。
- 再委託する民間事業者の選定では、林分や事業の特殊性を勘案して、対象森林を「標準タイプ」と「特殊タイプ」に区分。標準タイプでは民間事業者選定要領等を統一して効率的に森林整備を実施することとした。

### 標準タイプ

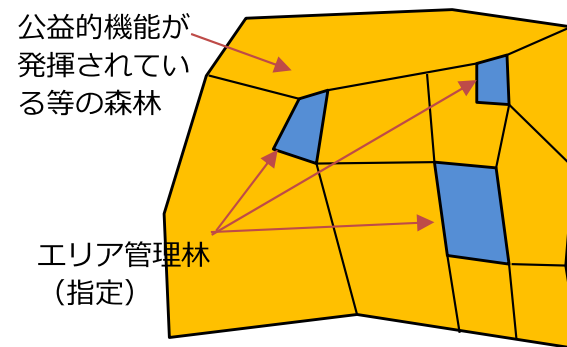
特殊タイプ以外の審査項目の設定等を機械的に判断可能なもの

### 特殊タイプ

森林整備の難易度が高い、里山林整備など森林機能の発揮以外の目的があるケースなど



経過観察林の事例（広葉樹の侵入が顕著な人工林）



公益的機能が  
発揮されてい  
る等の森林

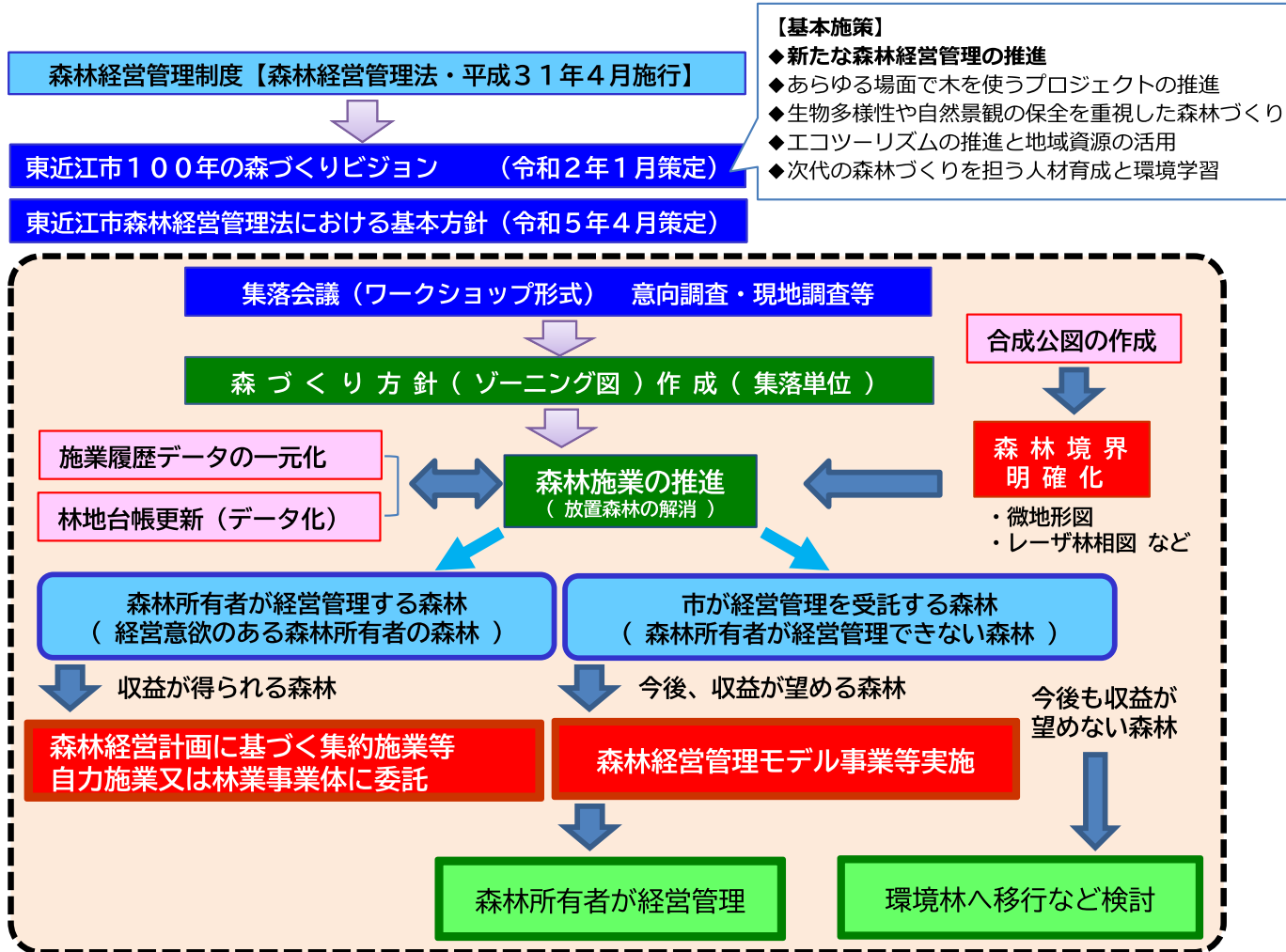
エリア管理林  
(指定)

エリア管理林のイメージ

# ⑨集落の特色を活かした森づくり | 滋賀県東近江市

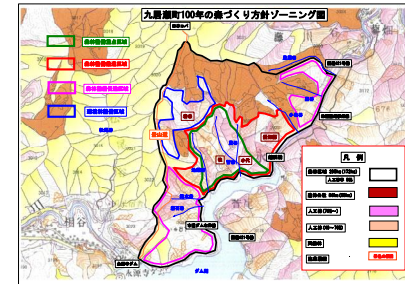
- 東近江市では、『東近江市100年の森づくりビジョン』に基づき、ワークショップ形式の**集落会議**を開催し、ゾーニングや森林整備の方法などを議論し『100年の森づくり方針』を策定。
- さらに、『100年の森づくり方針』を策定した地域で、集落近辺や道路沿いなどで、林業経営に適した立地であるにも関わらず、放置されている人工林を対象に『森林経営管理モデル事業』を実施。

## 【東近江市の森林経営管理推進の体系】



## 【集落会議】

- 集落会議では、地域の住民が主体となり、行政、林業関係者、専門家等とともに地域の森林のゾーニングや森林整備の方法等を議論し、地域ごとに『100年の森づくり方針』を決定。『森づくり方針』は自治会館に常備し、住民に対して普及啓発。



## 【森林経営管理モデル事業】

- 『100年の森づくり方針』を策定した地域で、集落近辺や道路沿いなどの林業経営に適した立地であるにも関わらず、集約施業を行ったとしても収益が見込めないため放置されている人工林については、森林経営管理制度を活用。
- 収益が得られる森林等については、森林経営計画の作成や、森林所有者等による施業を促進。



## 2. 意向調査から森林整備まで

---

# (1) 意向調査

- 意向調査では、①集積計画対象森林についての**経営管理の現況**、②集積計画対象森林についての**経営管理の見通し**、③**その他参考となるべき事項**について、森林所有者の意向を把握。また、意向調査の結果は集積計画の策定検討に当たつての重要な情報となるため、**調査の趣旨と内容を十分に理解した上で森林所有者に回答してもらうことが重要**。
- このため、都道府県の出先機関や森林施業プランナー、自治会関係者等と連携しながら、集落座談会の開催や市町村の広報等を活用した制度の周知などを行うことが望ましい。

## 【取組のポイント】

- 集積計画を策定するためには、森林経営管理法に基づく「意向調査」を実施する必要。
- 森林経営管理法に基づく「意向調査」と位置付けるためには、意向調査票に以下の3点が含まれている必要がある。

### 意向調査票

(施行規則第3条を参照)

#### 1 集積計画対象森林についての経営管理の現況

- ・現在の管理や手入れの状況
- ・過去に行った管理や手入れの状況（施業履歴の有無） など

#### 2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し

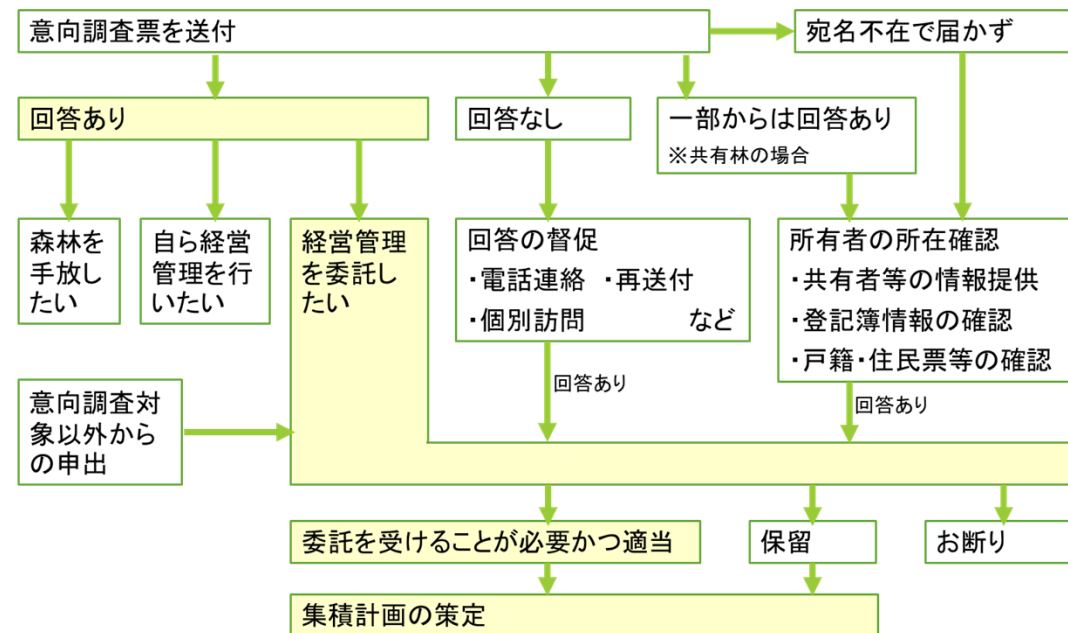
- ・自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- ・事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- ・どのような経営管理を望むか など

#### 3 その他参考となるべき事項

- ・山林の所有状況（相続の発生、売買の有無等）
- ・森林の場所、境界の把握有無 など

- 上記の内容が含まれていれば、調査票に記載する質問の数や具体的な内容は様々に工夫することが可能。
- 意向調査の結果**把握した所有者情報等は、林地台帳に反映し、情報基盤を整えておくことも重要**。

## 【意向調査の回答に応じた取組フロー】



- 意向調査の結果、「市町村への委託を希望」と回答があった森林であつて、**市町村が経営管理の委託を受けることが必要かつ適当と認める場合**には、集積計画を策定。
- 一方で、経営管理を委託したい旨の意向があつたとしても、市町村の経営管理の方針に合致しない場合や計画を作成するタイミングが合わない場合などは、お断りや保留することも検討。
- 意向調査の回答から集積計画の作成までの期間については定めはないが、所有者の意向に変化がないよう**1年以内**に対応することが望ましい。

# ① 5年で市内全域の意向を調査 | 三重県津市

- 津市では、本制度開始時に市内の複数地区で開催した説明会において、**早期の森林整備を求める声**が多数寄せられたことから、**市全域を対象**とした意向調査に着手。私有林から、森林経営計画（属人）を策定済の森林を除いた森林約3万8千haを意向調査の対象とし、概ね**5年間で実施**。
- 今後は、境界明確化と森林整備に注力していく考え。

## 【背景】

- 本制度開始時に市内の複数地区で開催した説明会において、早期の森林整備を求める声が多数。
- 早急な森林整備の実施のため、市内全域を対象に、対象森林の選定や調査の手法を簡素化・効率化し、**概ね5年間で意向調査を実施**することとした。

## 【意向調査の作業フロー】

### 事前準備

#### 【対象森林】

- 私有林、地目が「山林」「保安林」のものを対象

#### 【所有者情報の更新】

- 林地台帳を登記情報で更新し、その後、固定資産課税台帳情報を加え、所有者情報を更新（P.40）

### 説明会・相談会の開催

- 地区別に説明会・相談会を実施
- 意向調査票に**説明会・相談会の案内文書を同封**（意向調査票は森林所有者へ郵送）
- 意向調査票には、返信用封筒も同封しているが、**説明会の席上でも意向調査票を回収**（所有者に郵送）



説明会の様子

### 所有者探索、再送付

- 意向調査票送付の結果、宛先不在の場合は市の会計年度任用職員（法務局OB）が住民票、戸籍をもとに所有者を探索（P.40）
- 宛先が判明した所有者には意向調査票を再送付
- 回答がなかった所有者には、ハガキで回答を督促

## 【意向調査の取組実績】

- 市内の私有林から森林経営計画（属人）策定済を除いた森林約3万8千haを対象として、合併前の旧市町村単位（9地区）に区分して意向調査を行った。概ね5年間で実施。
- 集計作業効率化**のため、複数回に分けて意向調査票を**段階的に発送**。回答の**入力作業の平準化**に努めた。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	3,098人	5,011人	4,601人	9,391人
回答があったもののうち、委託希望の割合	56%	69%	73%	70%

## 【今後の展望】

- 所有者探索の結果、宛先が判明した方へ意向調査票を送り、意向調査の回答率を上げる。
- 市内全域の**意向調査実施後は境界明確化と森林整備に注力**する。
- 地籍調査の進捗率が市の全域で5%と低調であることから、境界明確化のためには、ほぼ全ての箇所ですて立会、測量を実施していく。

# ② 回答率向上に向けた取組 | 高知県四万十市、鳥取県若桜町

しまんと

わかさちょう

- 四万十市では、境界明確化が未実施の森林が多い地域、住民の高齢化率が高い地域から意向調査を開始。説明会は実施していないが、所有者からの理解及び回収率向上のため、意向調査票の送付時には、送付状に森林経営管理制度や意向調査について分かりやすい説明を記載するとともに、制度の概要や趣旨を簡潔に整理したチラシも別途作成し、同封。
- 若桜町では、意向調査前に地区別に説明会を実施し、本制度の趣旨や森林整備の必要性を周知。その後、自治会経由で意向調査票を配布することで、回収率の向上を図っている。

## 【説明資料作成、意向調査票回収率向上の工夫】

### 四万十市

- 本制度を紹介する案内チラシを作成し、意向調査票に同封。
- 所有者と納税義務者が異なる場合は、所有者と納税義務者の続柄を確認し、現所有者を把握することで、宛先不明の解消を図っている。
- 意向調査票の記入者と森林所有者が異なる場合にも対応できるように、所有者につながる情報（続柄、連絡先）の記入欄も設定。

**「森林経営管理制度」が 森林を守ります**

四万十市の森林・林業の現状と課題  
四万十市は、総面積の約84%が森林です。その内、既成林の人工林面積約25,000ヘクタール、人工林率は60%近くになっており、豊かな人工林が形成されています。これらの森林に対する適切な維持・管理による森林整備（手入れ）が重要な課題ですが、林業の減少や高齢化等による林業継承が困難な状況下、既に、従来型の経営に依存せず、水産資源利用や防災機能強化が期待できる森林が存続するようになってきています。

森林整備の必要性  
森林は、水害の軽減、国土の保全、地球温暖化の防止などの働きを有し、地域に様々な恩恵をもたらしています。一方、適切な手入れ（間伐等）を実施しなければ、その機能は低下することから、適切な手入れが必要です。

間伐しないと  
間伐をしない状態では、樹木が密集し、日光が不足し、木が倒壊しやすくなります。また、林内に日光が入らないうちは、下層は下草や低木が育ちにくくなります。

間伐をすることで、日光が十分に届くようになります。木が倒壊しにくくなり、林内に日光が入るようになります。また、林内に日光が入ることで、下層は下草や低木が育ちやすくなります。

経営管理が適切に行われていない森林について  
市町村が仲介役となり  
森林所有者と継い手を繋ぐ仕組みとして  
「森林経営管理制度」ができました。

森林経営管理制度とは  
平成31年4月に森林経営管理法が施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。この制度は、適切な森林経営（手入れ）が行われていない森林について、市町村が森林所有者に対して森林を管理することができるとしています。制度の仕組みは以下のとおりです。

①市町村は、適切な森林管理が行われていない森林の所有者に対し、自ら手入れするの、市町村に経営管理を委託したいの等、その意向を確認（意向調査）します。  
②森林所有者が市町村に委託したいと希望し、森林の経営管理を託していたら、  
③市町村は、林業継承に意欲のある森林、林業継承を希望しない、  
④林業継承に意欲のない森林については、市町村が管理を実施します。

新たな制度を通知  
森林所有者  
市町村  
林業継承に意欲のある森林  
林業継承を再委託  
林業継承に意欲のない森林  
市町村が自ら管理

＜留意＞  
・森林や土地の所有権を市や林業継承者に移転するものではありません。  
・市は意向調査の結果や様々な状況を踏まえて委託を希望するかどうかを判断するため、ご希望に沿えない場合もあります。  
・この制度は、森林所有権の取得を前提として森林を伐採することはできません。経営管理の方針は、森林所有者の意向を踏まえて決定します。  
・お持ちの森林を市が買収することになった場合、地権（保樹間伐等）の実施にあたっては、「森林譲渡届出」を活用しますので、基本的に所有者の方から費用をいただくことは想定してありません。

お問い合わせ先  
四万十市農林水産課林業推進係  
〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地  
TEL: 0880-34-1118 FAX: 0880-34-0478  
E-mail: fmp@city.yoshino.lg.jp

意向調査票の送付時に同封している案内チラシ

## 【説明会の開催】

### 若桜町

- 意向調査実施前に、本制度の概要や趣旨に関する説明会を地区別に実施。
- 説明会の席上で、意向調査票の宛先リストを提示し、出席者から所有者の相続情報等を収集し、リストを更新。
- 意向調査票は自治会経由で手渡しで配布。  
※所有者が死亡・不明の場合は親族に手渡すことで未着率の改善を図っている。
- 意向調査票には通し番号を記載し、所有者からの問い合わせにスムーズに対応できるようにしている。



所有山林に関する意向調査

45

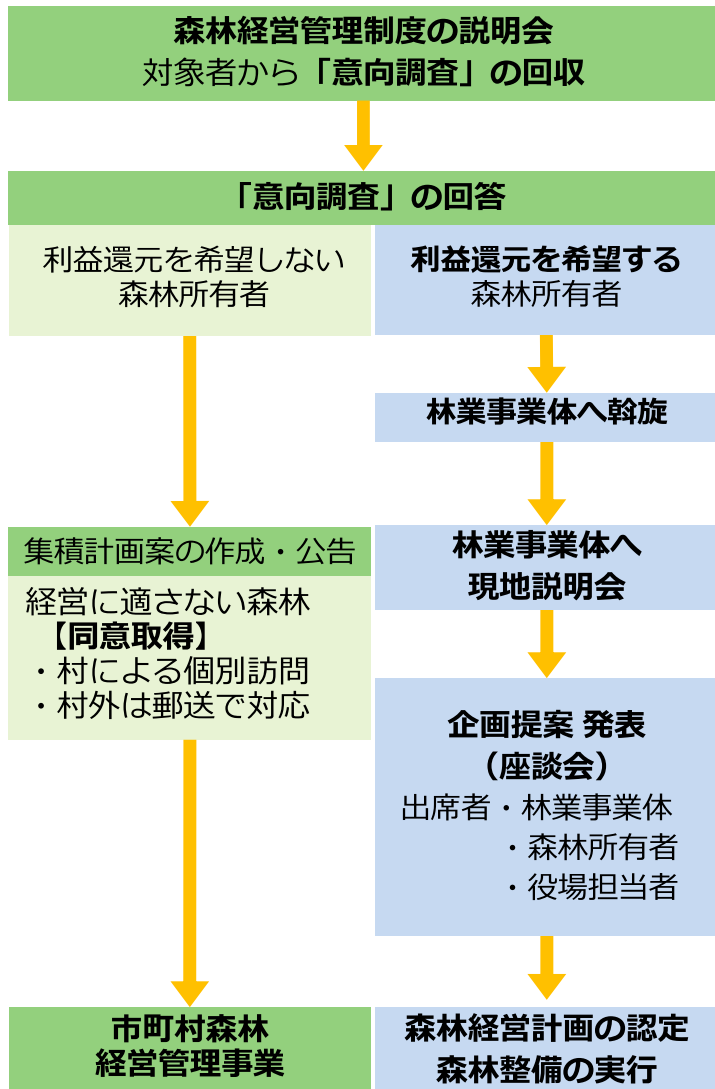
こちらは若桜町役場 農林建設課です。  
若桜町では町内の山林の適切な経営管理のため、「森林経営管理制度」(別添パンフレット参照)に基づき、町内に山林を有する皆様の意向や手入れの状況などをお伺いしています。  
今回、■■■■地区の山林を所有する皆様を対象に、意向調査を実施いたします。  
御手数ですが、下記質問項目の回答を、別添の回答票に記入してください。

意向調査票に通し番号を付記することで、所有者からの問い合わせ時のデータ照合をスムーズにできるように工夫

# ③回答率向上に向けた取組 | 青森県西目屋村

にしめやむら

西目屋村では、本制度に係る所有者向け説明会の席上で意向調査を実施。説明会では収益を伴う森林整備の可能性を提示し、所有森林に対する関心を喚起することで、回答率の向上につなげている。



- 本制度に関する所有者向け説明会を実施し、その席上で意向調査票を配布・回収する等、**対面での意向調査実施**を重視。
- 説明会では、**利益還元を望まない所有者**には、市町村森林経営管理事業の流れを説明。**利益還元を望む所有者**には、林業事業者による森林整備を斡旋。
- 条件が整えば※、その場で林業事業者と所有者が契約締結できることとしている。  
※林業事業者への委託を希望する森林が30ha程度まとまっている状態
- 林業事業者に委託希望の森林は、森林経営計画への編入や新規策定を見据えて、30ha以上のまとまりができるまでは村が集積を担う旨を説明。
- 意向調査票は**趣旨説明の箇所に方言を用いる等、親しみのある**つくり。
- 意向調査では、**所有者本人だけでなく、その家族が所有している森林か否かを含めて確認**。対象森林の所有者をより**確実に把握**するようにしている。



**森林管理の意向調査票**  
**山の手入れをしよう！**

西目屋村では、役場が山を預かり、山の管理と整備をしていく「森林経営管理制度」をスタートさせました。

「森林経営管理制度」とは、森林所有者が、自ら管理することが難しい山林について、所有者と村が相談して今後の山林の管理方針を定めるため、所有者が村に経営や管理を委託する仕組みです。

…こんなこと思ったことは、ありませんか？

「手入れは、いくらお金がかかるのかわからない」

「親から受け継いだ山だけど、手入れが自分じゃできないなあ」

「あやしからの山あるのは、知ってるけど、どこにあるか、わからん？ どう調べよう？」

■裏面のアンケートに記入して、ぜひ説明会へご参加お願いします。

■説明会に来れない方は、これからの意向をお聞きしたいので、アンケートに記入して、役場へお送りください。

お問合せ先は・・・  
西目屋村役場 建設課  
電話：0172-55-2802  
(内線：242)

森林管理 意向調査票

〇〇 〇〇 様  
それでは、所有している山林について伺います。  
ご家族が所有している山林のうち、今回意向調査する山林(以下「対象山林」)

氏名	山林の面積	面積(ha)
〇〇 〇〇	XX-X	△△
〇〇 〇〇	XX-X	△△

Q1 対象山林を委託が、引いていただく、お断りします。  
※お断りの理由「〇」を一つつけてください。  
① 対象山林は自分または家族の所有である。  
② 上記の対象山林は家族の所有だが、整備は他に委託している。  
③ 上記の山林が自分または家族の所有かどうか分からない。

Q2 対象山林を、任意のよう経営管理したい、お断りします。  
※お断りの理由「〇」を一つつけてください。  
① 自営的経営(即時)や整備(地代等)は向う行っている。  
② 自営的経営は向うおこなっているが、整備は他に委託している。  
③ 自営的経営も関係なく委託している。  
④ 自営的経営も関係ないが、5年以上に経たず委託を自らもしくは業者に委託して行った。  
⑤ 他に委託も検討していない。  
⑥ 委託しようと思っていない、お断りください。(お断り理由)

Q3 対象山林の委託を希望しますが、どのようにお断りですか？  
① 村長、役場長に話したい。  
② 役場長に、経営管理を依頼する。  
③ 業者などに相談したい、今後委託を依頼していく。  
④ 後述の、経営管理を依頼する。  
⑤ その他

◎ 役場に経営管理を依頼したい方は、原則に相談をしますので、以下にご返信先を記入してください。

氏名	
住所	
ご返信先	

- 意向調査の対象森林は年間30ha規模ということもあり、意向調査の回収率・回答率は**ほぼ100%を達成**。

※実績なし



# ④所有者情報の精度向上 | 三重県津市

- 令和元年度は、林地台帳に記載された所有者に意向調査票を送付していたが、令和2年度からは意向調査票の発送前に、林地台帳へ直近の登記情報を修正のうえ、固定資産課税台帳情報と突合し、**宛先情報の精度向上**を図っている。
- このほか、登記や戸籍等について熟知している**法務局OBの雇用等**により、所有者探索を加速化している。

## 【直近の登記情報と固定資産課税台帳情報の活用】

- 令和2年度より、意向調査票の発送前に**林地台帳の所有者情報を直近の登記情報により修正**し、固定資産課税台帳情報を突合。より精度の高い宛先情報としている。
- 固定資産課税台帳情報の活用により、宛先不明の所有者の把握につながっている。
- 作業にあたっては、登記情報、固定資産課税台帳情報を電子データで提供いただくことで、**林地台帳との突合作業を効率化**している。

## 【宛先情報の精度向上】

令和元年度

令和2年度～



林地台帳上の所有者に意向調査票を送付。

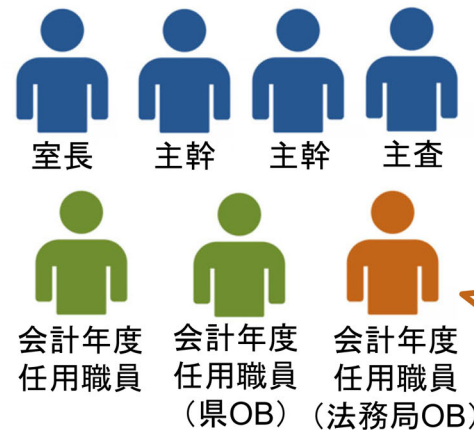
直近の登記情報に修正した林地台帳情報と固定資産課税台帳情報を突合。

各データの突合には市販のデータベースソフト (Microsoft Access) を活用

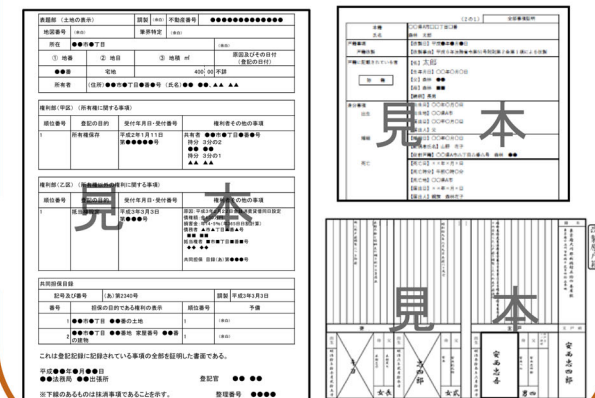
## 【登記の実務経験がある会計年度任用職員の雇用】

- 令和2年度から、**法務局OB**を会計年度任用職員として雇用。所有者探索の実務を加速化。
- 意向調査票を発送したが、宛名不在で差し戻しがあったものについては、住民票・戸籍謄本を用いて所有者探索を実施。所有者が判明した場合は、意向調査票を再送。

## 津市の職員体制



令和2年度から戸籍謄本等に慣れた法務局OBを雇用



## ⑤ 寄附受け入れ等の対応 | 兵庫県神河町

- 神河町では、あらゆる森林整備の可能性を検討するため、意向調査の際に所有者に、所有森林の**売却・寄附の意向**を確認している。
- **寄附の申出があった森林を町として受け入れる独自制度**を令和4年度に整備することで、**本制度の対象外となった森林の受け皿を確保**。最終的には森林経営計画への編入・新規策定につなげていきたい考え。

### 【寄附受け入れに至る経緯】

- 令和元年から令和3年に行った意向調査の中で、所有山林を町に寄附したいという意向が32名から寄せられた。そのほか、窓口や電話等でも年間2件程度の相談があるほか、山林部地籍調査事業の中でも、**寄附の相談**が寄せられている。
- 売却や寄附の意向があった森林についても、事業者が行う**森林経営計画**や町が行う**森林経営管理事業による森林整備**が行えないかを事業者と協議し、森林所有者に提案している。しかし、それでもなお森林を手放したいという所有者に対して、**寄附受け入れ制度があることを案内**している。

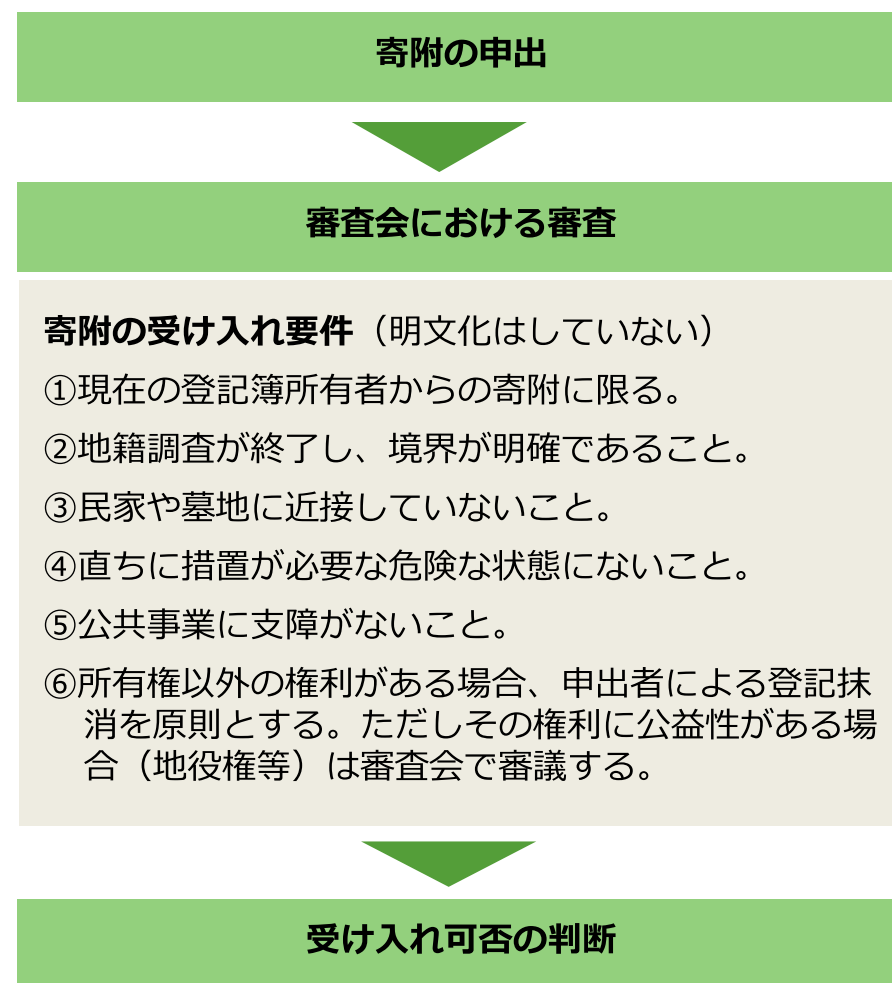
### 【審査会の設置】

- 寄附の申出の可否は、**審査会（神河町寄附受納審査会）**で判断。
- 審査会は町の設置規程に基づいて設置され、副町長、関係課の課長等、6名の町職員で構成。

### 【寄附等の受け入れ実績】

- 令和5年12月現在、5人、28筆（約45.7ha）の森林の寄附を受け入れた。
- ※森林所有者から売却・寄附の申出があった森林で、林業事業体に情報提供を行っている。（現時点では森林整備につながった実績はなし）

### 【寄附の申出～受け入れの流れ】



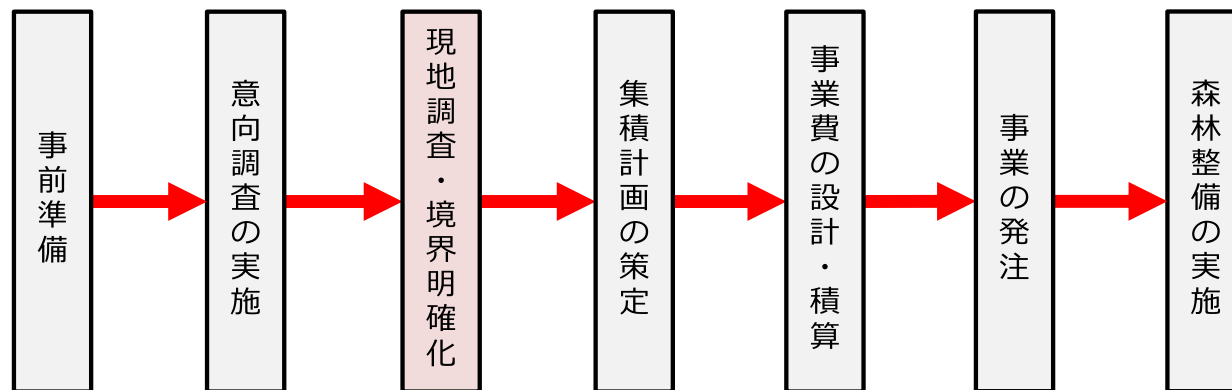
## (2) 現地調査・境界明確化

- ▶ 森林所有者から経営管理の委託を受けるにあたっては、森林整備の必要性や具体的な経営管理の内容を判断する必要があるため、現地確認や立木調査等の現地調査が必要となる。加えて、現地調査の結果をもとに、事業費の積算や収支計算を行うことで、対象森林の林業経営の適否の判断が可能となる。
- ▶ また、森林整備を実施する際には、森林の境界について、所有者間で合意形成を図っておくことが必要。特に、地籍調査が未実施の地域においては、経営管理権を設定する森林の範囲を明確にするためにも、境界明確化の取組が重要。

### 【取組のポイント～現地調査～】

- 現地調査を実施するにあたっては、森林の現況（ha当たりの本数、直径、樹高など）や林道からの距離などを調査し、森林整備の必要性や林業経営の適否を判断。
- 調査結果から、森林整備の事業費の積算を行い、収支計算の結果から再委託の可否を判断。
- さらに、所有者説明にも活用できるよう、森林の現況と今度の経営管理の方針を定めた「施業プラン書」などの作成も検討。

### 【森林経営管理制度の取組フローと現地調査・境界明確化の位置づけ】



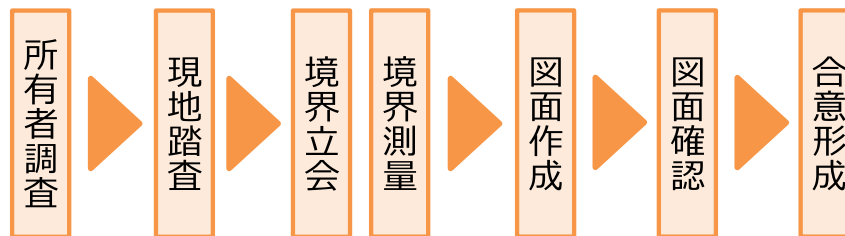
※上記のほか、「意向調査実施前」や「集積計画策定後～事業発注前」に実施するパターンもある。

### 【取組のポイント～境界明確化～】

- 森林の経営管理の委託を受けるにあたっては、森林の境界について所有者間で合意形成を図っておくことが必要。ただし、筆界の特定までを林務部局において実施する必要はない。
- 右のフロー図のように、現地立会を求めたり、現地立会が困難である場合は、図面上での合意形成を図るなど、何らかの方法により、合意形成の履歴を担保。

例) 空中写真、現地写真、図面、同意書を所有者に郵送し、異存がなければ、所有者が署名押印等の上、返信してもらう など

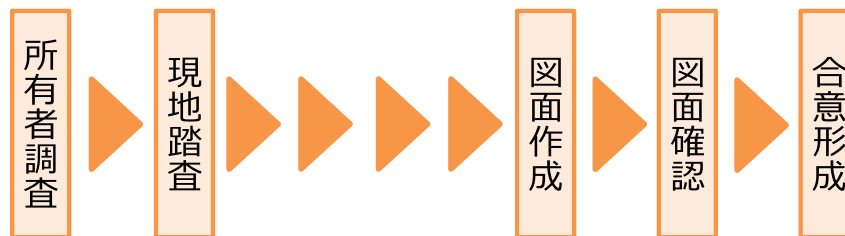
#### □ 森林境界の明確化の例①（基本的な流れ）



所有者調査  
森林簿、登記簿、地元精通者への聞き取り等により調査

現地踏査  
境界の手がかり等を調べつつ、確認

#### □ 森林境界の明確化の例②（現地立会が困難な場合）



境界立会/境界測量  
関係者立会の下、境界を決め、杭を打ち、GPS機器等で測量

図面作成  
測量の結果を図面に反映

図面確認  
集会所等での確認

# ① 森林内のデジタルデータを活用した境界の明確化 | 愛知県岡崎市

お か ざ き

- 岡崎市では、所有者が高齢のため、境界明確化の現地での立ち会いが困難なケースがあった。
- このため、現地までの移動に伴う所有者の負担軽減と、境界明確化に係る市担当者の事務量の軽減を目的として、令和5年度からは、デジタル図面を活用した境界確認を行っている。

## 【デジタルデータを活用した境界明確化に至る経緯】

- 岡崎市では、制度発足当初、地籍調査の進捗率が市全域で約3%と低位であったことから、県税を活用した「あいち森と緑づくり事業」のなかで境界明確化を推進。
- 市では、所有者が森林の状況を知ることが、本制度に対する理解促進や、本制度活用の機運醸成につながるとの考えから、意向調査前に境界明確化を実施することとした。  
※意向調査の対象森林は全て境界明確化を実施。
- 所有者の現地立会のもと境界明確化を進めていたが、高齢の所有者で現地までの移動が困難なケースがあった。また、境界明確化の対象森林が増加するなかで、現地立会の実施に伴う市担当職員の事務負担の増加も懸念されていた。
- このため、令和5年度からは、航空レーザ計測データや森林内を計測したデータをもとに作成したデジタル図面（境界推定図）を作成し、現地立会によらない境界明確化を進めることとした。
- 市では、デジタル図面を活用した境界明確化の推進により、所要日数の削減や、所有者や市の担当職員の負担軽減につなげていきたい考え。

## 【境界明確化を進める上での工夫等】

- 森林内の撮影時に森林組合が現地に入り、林内調査を実施。デジタル図面上に林内調査の結果である仮の境界線を入れ、所有者へ提示し、所有者から補足情報を聞き取り。その結果を踏まえて図面を修正することで精度向上を図り、了承が得られれば現地立会は省略とした。

## 【境界推定図の作成で使ったデータ等】

- 公図
- 登記事項要約書
- 森林計画図
- 森林内の計測データ
- 航空レーザ計測データを活用して作成した図面（赤色立体図）



森林内の計測データ



境界明確化森林所有者説明会

## 【境界明確化の実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
境界明確化	約27ha	約180ha	約158ha	約205ha

※令和5年度は約180haの境界明確化を実施し、うち約30haで、デジタル図面を活用した境界明確化を実施。（令和6年1月現在）

## ② リモートセンシングデータを活用した境界の明確化 | 福井県福井市

ふくい

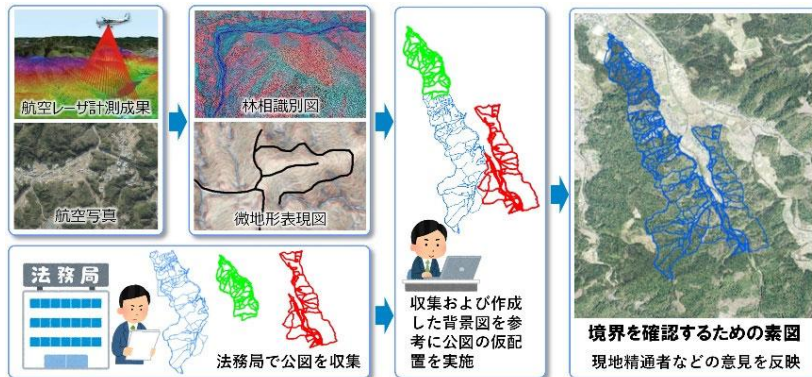
- 福井市は、リモートセンシングデータを基に作成した「森林境界推計図（素図）」により、**集会所等の机上**で、所有者が同図の確認を行い、同意を取得（**所有者の現地立会を省略**）。
- 戸籍・税務に精通した市職員**を林地台帳の事務担当に選任することにより、台帳情報の正確性を確保し、円滑な情報更新を実施。

### 【森林所有者の特定】

- 林地台帳の更新事務に、**戸籍・住民基本台帳や税務事務を担当した職員**を担当者として選任。
- その結果、所有者の特定に要する時間が、**平成30年度比で7割短縮**するとともに、意向調査の**送付達成率100%**を実現。

### 【森林境界推計図の作成手順】

- ①公図を基本に、空中写真、微地形表現図、林相識別図、樹高分布図などの資料を活用して、公図上の森林の配置・境界を編集し、「**森林境界推計図（素図）**」を作成。
- ②森林境界推計図（素図）を**集会所などで**、現地精通者や土地所有者に提示し、**3D画像も利用した上で**、**より詳細な情報の聞き取り調査**を実施。
- ③聞き取った境界目標物の位置情報（GNSSによる位置座標）の取得や、境界確認に有効な風景や地物等の撮影を現地で実施。
- ④現地調査の結果を基に、森林境界推計図（素図）を修正。
- ⑤修正後の森林境界推計図（素図）を森林所有者に**再度提示**し、同意を取得した上で、「森林境界推計図」を完成。



森林境界推計図(素図)の作成

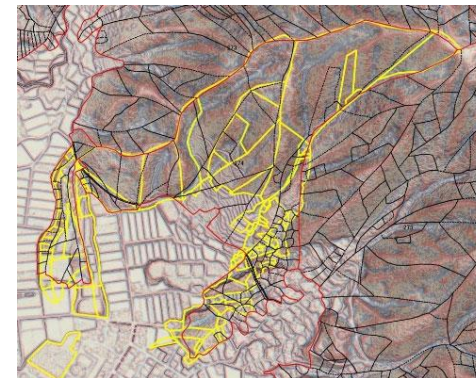


森林情報の聞き取り調査



森林情報の聞き取り調査(現地調査)

### 【境界明確化事業で作成した境界推計図】



森林境界推計図(黄線)・森林計画図(黒線)  
※森林境界推計図を森林計画図の林班ごとに  
見比べられるようレイヤ管理

### 【境界明確化の実績】

- 令和3年度に、市内の森林315haを対象に、意向調査と森林境界推計図の作成を実施。作成期間は約11ヶ月。
- 森林境界推計図の**同意取得率**は、面積で96%、人数で70%。

# ③森林所有者が現地立会できない場合の境界明確化 | 高知県四万十市

- 四万十市では、森林所有者による現地立会が困難等といったことから、森林の境界明確化が進まないことが課題。
- 境界明確化を推進するため、地域の森林に詳しい住民を「**地元協力員**」に選出。現地立会が困難な所有者から委任を得ることで、境界明確化業務を加速化。

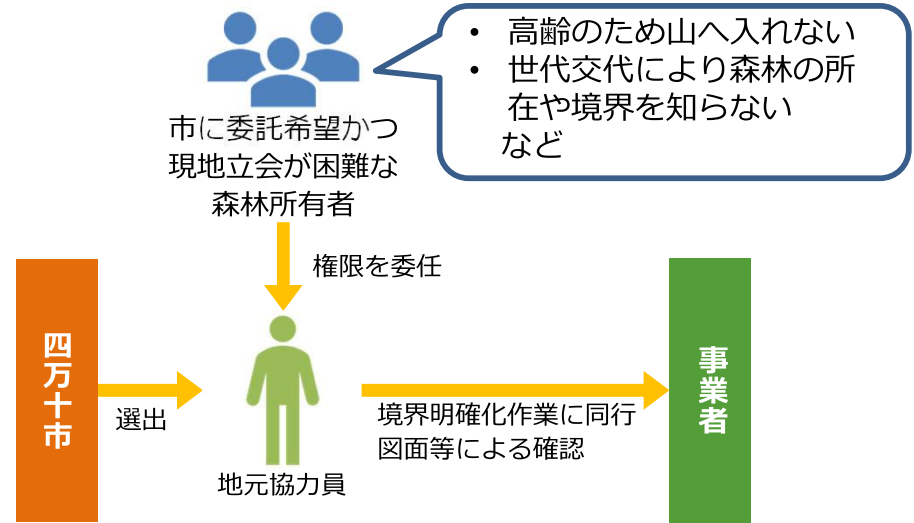
## 【背景・経緯】

- 境界明確化に当たって、森林所有者の多くが保有山林の境界を知らない、高齢化や遠方に在住している等の理由から、現地立会してもらえず、境界明確化が進まないことが課題。
- 所有者の多くは境界を知らないものの、地域の山林に詳しい住民等から情報を得られるうちに、境界明確化を実施する必要があった。

## 【取組内容】

- 市が地域の森林に精通している住民を「**地元協力員**」に選出。
- 市へ委託希望と回答した所有者のうち、**現地立会できない者**については、境界明確化にあたって「**地元協力員**」へ**権限を委任**。
- 境界明確化業務の際、**地元協力員が同行**あるいは**図面等で確認**することにより、境界の確認作業を行うことにした。

## 【体制図】



※所有者に対し、本業務における境界明確化は、あくまで施業界を決めるためのものであり、筆界を決めるものではない旨を説明。

＜意向調査票（抜粋）＞

【問 8】  
対象森林のこれからについて、どのようにお考えですか。

1. 自分で森林の管理をしていきたい
2. 森林の管理は、既に他人（会社・団体）にお譲りしており、これからもそうしたい
3. 森林の管理をしてもらえ人（会社・団体）を探したい
4. 森林の管理を市に任せたい **⇒問9へ**
5. その他（ ）

【問 9】  
市があなたの森林の経営や管理の委託をお受けできるか否か判断するため、今後、林況調査や森林面積の測量（仮杭打ち）を行うこととなります（調査にあたっては、対象森林に入林させていただきますことをご了承ください）。  
その際、既設境界標を現地を確認するとともに、境界標のない箇所については、新たに仮杭を打ちたいと考えておりますが、森林所有者様（又は管理者様）による現地立会は可能ですか。

1. 可能である ⇒具体的な調査日程等は、準備がいた次第、改めてご連絡いたします。
2. 不可能である ⇒別紙「委任状」もご提出をお願いします。
3. その他（ ）

※今回新たに設置する仮杭は、対象森林の面積等を確認するためのものであり、境界を確定させるものではありませんので、ご理解ください。

＜委任状（抜粋）＞

委任者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

私は、四万十市が実施する〇〇地区の森林面積の測量（仮杭打ち）について、下記の者を代理人と定め、権限を委任します。⇐

※代理人（親族等）に委任する場合、「1 代理人」に○を付け、住所や氏名等を記載してください。⇐

**※委任できる親族等がない場合、四万十市が指定した地元協力員に委任することができますので、「2 地元協力員」に○を付けてください。⇐**

1. 代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

委任者との関係 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

**2. 地元協力員**

## 【地元協力員への報償等】

市では地元協力員に対し、出務日数に応じて報償費を支払うほか、蜂刺され対策のエピペンの処方、保険への加入を行っている。

- 報償費：7,000円／日
- エピペンの処方  
地元協力員全員に、病院を受診してもらいエピペンを処方  
処方に係る費用は全額市が負担
- 保険の加入



意向調査票に現地立会の可否に関する質問を設け、委任状も添付

## ④ 立木調査の省力化 | 新潟県<sup>むらかみ</sup>村上市

- ▶ 村上市では年間1,000ha超の大規模な意向調査を実施。市に委託希望と回答のあった森林のうち、林業事業体に斡旋できなかった森林を市直営で立木調査を行い、その結果をもとに林業経営の適否を判断。
- ▶ 市職員の直営による立木調査は担当職員に相応の負担を伴うことから、新潟県より提供を受けた航空レーザ計測データを活用して現地調査等の省力化を図っている。

### 【調査の実施体制の強化】

#### 令和元年度

- ・ 意向調査で市に委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適さない森林を対象に、立木調査（林況調査）と境界明確化を森林組合に委託して実施。

#### 令和2年度

- ・ 林業経営に適さない森林を対象に、立木調査と境界明確化は市の担当職員2名（いずれも他業務と兼務）で実施。



#### 令和3年度以降

- ・ 市の担当職員2名の他に、地域林政アドバイザー1名を加えた3名体制で立木調査と境界明確化を実施。
- ・ 地域林政アドバイザーは常駐とし、本制度に係る実務全般をサポート。

### 【航空レーザ計測データを活用した実務の省力化】

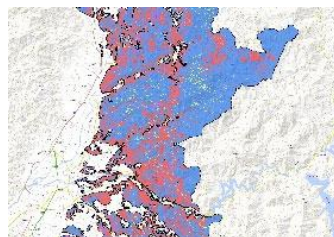
#### 令和元年～3年度

- ・ 立木調査と境界明確化は現地で実施。立木調査は標準地調査により実施。境界明確化は現地立会の下、境界の測量を実施。
- ・ 境界明確化は別途森林組合に業務委託。
- ・ 集積計画案に対する所有者の同意取得では、既存の図面や、森林GISを活用して整理した航空写真等を用いて説明。

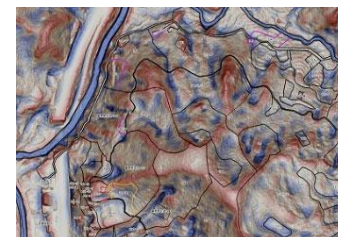


#### 令和4年度以降

- ・ 県と県内18市町村で構成する県スマート林業推進協議会が実施した航空レーザ計測のデータ提供を受けて林況を把握することで、林況把握の精度向上と、現地での立木調査を省力化。
- ・ 航空レーザ計測データを用いて境界保全図素図を作成し、集積計画案の所有者への説明時に活用することで、境界明確化に要する作業時間や、所有者の現地立会を省力化。



林相区分図



境界保全図素図



説明会の開催風景

# (3) 集積計画

- 市町村は、意向調査において、森林所有者が市町村に経営管理権を設定することを希望した森林及び森林所有者から市町村に経営管理権の設定の申出があった森林について、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合は、集積計画を作成。
- 集積計画は、森林所有者ごとに作成（共有林において、共有者の構成や持分の割合が一部でも異なれば、別々の集積計画を作成）することとし、対象森林ごとに関係権利者全員の同意が得られている必要。集積計画について、関係権利者全員から同意を得た後、集積計画を定めた旨を公告することで、市町村に経営管理権が設定。

## 【取組のポイント】

- 集積計画においては、次の事項を定める。  
（詳細は「事務の手引」（その1）P26参照）

### 集積計画の記載事項（法第4条、規則第2条）

- ①森林の所在、地番、地目、面積
- ②森林所有者の氏名又は名称、住所
- ③経営管理権の始期、存続期間
- ④経営管理の内容
- ⑤金銭の算定方法、支払時期、相手方、方法
- ⑥経営管理権に係る法律関係

- 集積計画は、「市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画、その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画」との調和が保たれたものである必要がある（法第4条第4項）ため、集積計画の内容は、市町村森林整備計画に定められた森林の整備に関する基本的な事項等に沿った内容にすること。
- また、都道府県知事の定める地域森林計画とも調和が保たれている必要があるため、当該森林が保安林に指定されている場合は、当該保安林の指定施業要件を満たす必要がある。

## 【集積計画案の作成から、公告・縦覧までのフロー】

### 集積計画案の作成

- 市町村森林整備計画の位置づけ、法制限の有無等の確認（法第4条第4項）  
（標準的な施業の実施時期、推進すべき施業の区域、造林の対象樹種、保安林の指定有無 など）
- 市町村の考え（何年預かるか、市町村自ら管理か、林業経営者に再委託か など）
- 森林所有者の意向（主伐を望むか、間伐を望むか、何年預けたいのか など）

### 同意取得

- 森林所有者の同意（確認書【別記様式第6号】への記名・押印、集積計画への押印）
- 関係権利者の同意（集積計画への押印）

境界の明確化（合意形成）も併せて実施

### 集積計画の公告・縦覧

- インターネット等を活用し、集積計画を公告・縦覧
- 森林所有者に写しの送付

- 集積計画を定めるにあたっては、関係権利者全員の同意が得られている必要があるため、森林所有者から得た情報及び登記簿に記載された情報の範囲で関係権利者の把握を行う。
- 集積計画は行政計画であり、公告することによって権利が設定。市町村は、インターネットの利用、その他の適切な方法により公告を実施。

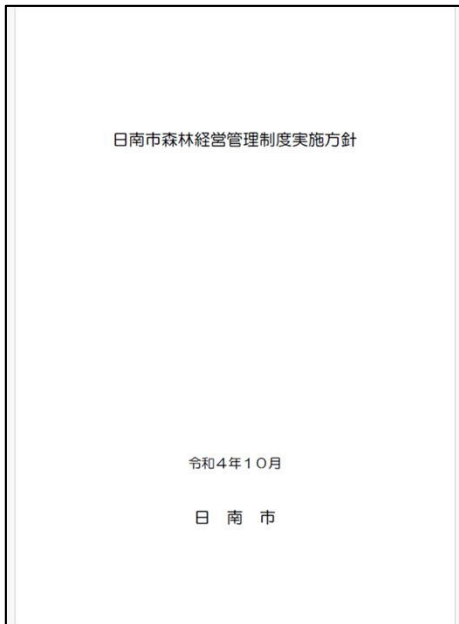


# ①集積計画策定の考え方 | 宮崎県日南市

➤ 日南市では、**意向調査の実施計画**や、**集積計画の対象森林**の考え方、**森林整備の進め方**、**財源等**を網羅的・体系的に整理した基本方針を作成し、本制度に基づく森林整備を推進。

## 【森林経営管理制度実施方針】

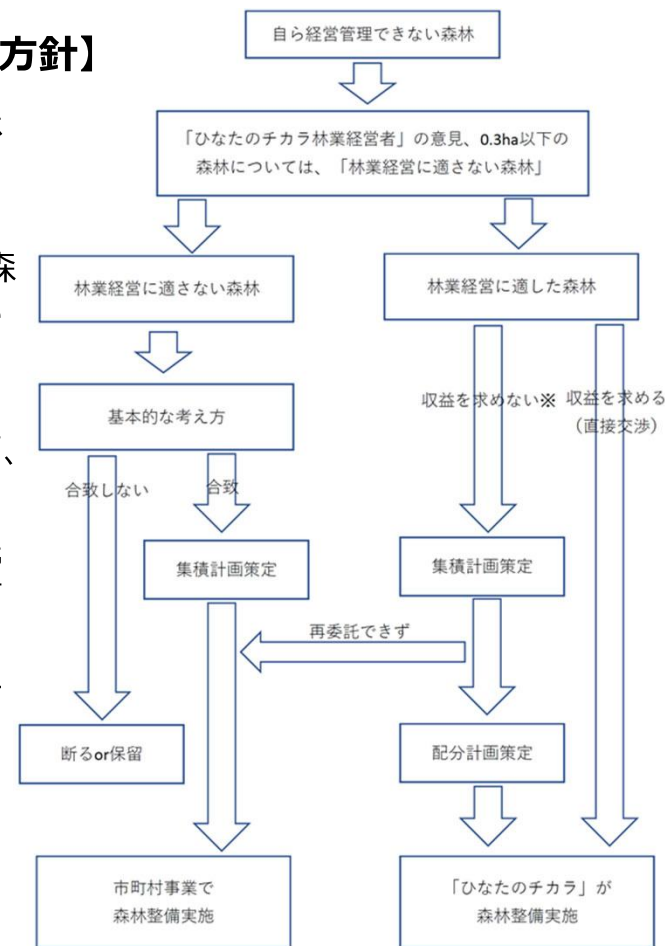
- 令和4年度に、「**日南市森林経営管理制度実施方針**」を策定（令和4年10月改正）。本制度を活用して、森林が有する**防災・減災機能に着目**して、市域の重要インフラ施設周辺の森林や、有害鳥獣対策が求められる森林を中心に、本方針の運用を通じて適切な森林整備を進めることを目的として明確化。
- 本方針では、優先的に整備する森林、意向調査の対象森林の抽出や所有者確認の方法、意向調査の実施方法、集積計画の策定要件、市町村事業の発注、配分計画の策定、収益の取り扱い等について整理。



- 主な記載内容
  - 1 趣旨
  - 2 基本的な考え方  
…優先的に整備する森林
  - 3 森林所有者意向調査について  
…対象森林の考え方、抽出及び所有者確認 等
  - 4 集積計画の策定  
…集積計画策定時の留意点
  - 5 市町村事業の発注
  - 6 配分計画の策定
  - 7 森林経営管理制度と森林環境譲与税の関係について

## 【意向調査後の経営管理の方針】

- 林業経営の適・不適は、林業事業者の意見を参考に判断。
- 1か所あたり0.3ha以下の森林は、林業経営に適さない森林と判断し、市が整備。
- 林業事業者が再委託可能と判断した森林は、集積計画、配分計画を策定。
- 集積計画の策定後、再委託できなかった森林は市町村森林経営管理事業による間伐を実施。「基本的な考え方」※に合致する森林は市が整備。



※市町村事業を行う可能性があることについて、森林所有者が了承した場合。

### ※基本的な考え方（抜粋）

森林が有する防災減災機能、重要インフラ施設周辺の整備及び有害鳥獣対策が求められる森林を中心に、当制度の適切な運営を通じて整備を進めていく。

#### 【優先的に整備する森林】

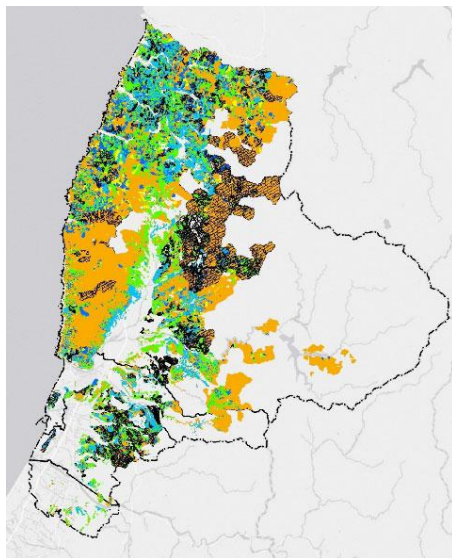
- ・ 山地災害の発生が懸念される森林
- ・ 居住区域周辺の森林及び主要道路その他ライフライン沿線に存する森林
- ・ 観光地及び里山の景観形成上整備を図ることが望ましい森林

## ②集積計画策定の考え方 | 新潟県村上市

- 意向調査で市に委託希望と回答があった森林のうち、**林業経営に適さない森林**は、**原則集積計画**を策定している。
- 林業経営に適さない森林のうち、**森林経営計画に隣接・近接する森林**は、**優先して市町村森林経営管理事業による間伐**を行い、**施業の効率化**を図っている一方、**更なる集約化の可能性**を検討している。

### 【経営の適否の判断】

- 「村上市森づくり基本計画」において、**森林経営管理制度の対象**とする森林の考え方や**林業経営の適否の判断基準**を整理。
- 林業経営の適否の判断は、①**傾斜**、②**林地生産力**、③**基幹路網**からの距離の基準をもとに整理。



【生産林】		【保全林】	
森林経営計画樹立済み森林	それ以外の人工林	黄色	それ以外の人工林
林業経営に適した人工林(重点地域)	天然林	緑色	天然林
林業経営に適した人工林		黄色	

項目	幹旋(▶P.74参照)				集積計画	
	林業経営に適した森林					
	重点地域		重点地域以外		林業経営に適さない森林	
傾斜区分	25度未満		25度以上35度未満		35度以上	
地利	地利1、2		地利3以上	地利1	地利2以上	-
地位	地位1、2	地位3以上	-	-	-	-
面積(ha)	4,130	4,117	513	3,437	1,866	4,493
		8,067			6,359	

※1: 地位とは、林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。地位1が最も生産力が高く、地位5が最も生産力が低い。

※2: 地利とは、木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易度等、経済的位置の有利不利の度合いを示すもの。地利1(500m未満)、地利2(500~1,000m未満)、地利3(1,000~2,000m未満)、地利4(2,000~3,000m未満)、地利5(3,000m以上)。

### 【集積計画策定の取組における現在の状況】

- これまでの意向調査で市に委託と回答があった森林の約2/3は林業経営に適さない森林。
- 林業経営に適さない森林のうち、森林経営計画に隣接・近接する森林は、優先して市町村森林経営管理事業による間伐を行い、施業の効率化を図っている。
- 一方、集積計画を策定し、市町村森林経営管理事業を発注しても、林業事業者のマンパワー不足で、受注されないケースがあったことから、令和5年度から意向調査を一時中断し、既に実施済の意向調査をもとに、集約化の可能性を検討。

※森林整備につなげられていない所有者へは、森林整備着手までしばらく時間をいただく旨を記載した文書を送付。

# ③集積計画策定の工夫点 | 広島県世羅町

- 広島県世羅町では、松枯れにより改植されたヒノキ若齢林の間伐を中心に制度を活用。対象地は地域調整会議で決定。
- 集積計画の同意取得時に**施業プランを提示**して、森林所有者の理解向上を図っている。
- 意向調査で『自ら委託先を探す』とした者に対しては**個別に調整**し、集積計画の策定を促している。

## 【施業プランの提示】

- 意向調査後に現地調査を行い、施業プランを作成。
- 施業プランを集積計画の同意取得時に森林所有者に示すことで、**森林施業の内容などの理解**を促し、経営管理権集積計画に同意してもらえるよう努めている。



委託先による現地調査の実施

## 【『自ら委託先を探す』者への対応】

- 地域調整会議では、**森林のまとまりを重視**し、対象地を決定。
- その上で、個別訪問などを実施することにより、**委託希望の割合が90%**と高くなっている。
- また、意向調査で『自ら委託先を探す』と回答した森林所有者に対しては、別途連絡のうえ個別に調整し、集積計画を策定。
- 町管理の森林が小規模・分散になることを抑え、集積計画策定後の森林の管理・施業の効率化に配慮している。

森林施業プラン書

作成者：世羅町役場 産業振興課 農林整備係

所有者名 様  
住 所

森林所在地	大字	字	番地	面積	林班	溝林班	小班
				ha			
森林の状況	林種	制限林の種類	樹種	林齢	成立本数		
				年生	ha/本		
施業の方法	除伐	間伐	間伐率	枝打			
			%				

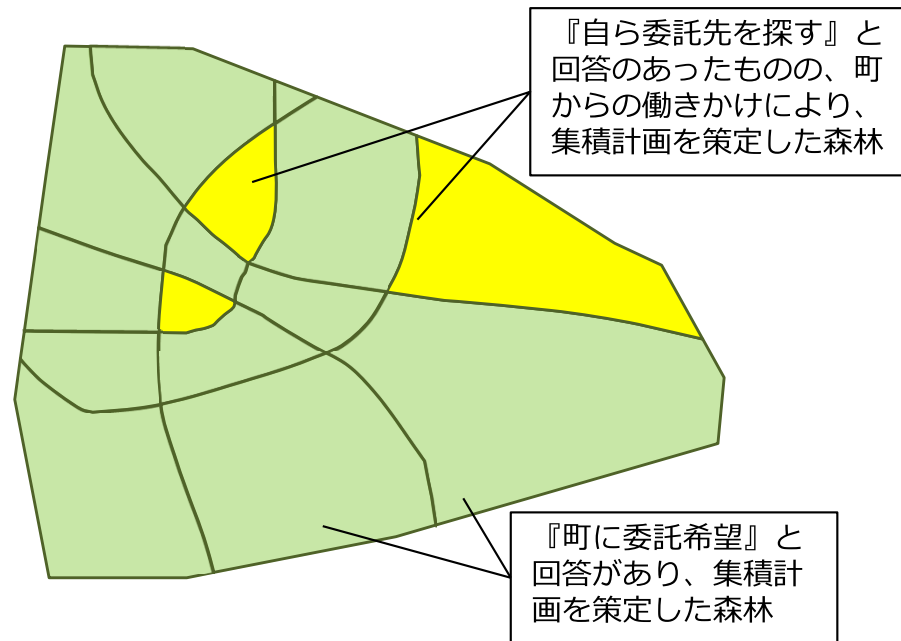
【現況写真】

【今後の管理方針】

様の山林は、以前にヒノキが植林されていますが、現在ヒノキが過密状態となっておりますので、保育間伐(間引き)と枝打ちの整備が必要となっております。

今後、期間を定め世羅町による公的管理(市町村森林経営管理事業)を行い、林業経営に適した公益的機能森林を目指してまいります。

しかし、公的管理実施後、林業経営に適さないと判断された場合は、手入れを行わなくても、公益的機能維持に支障のない森林(針葉樹・広葉樹混交林化)へと誘導してまいります。



## ＜世羅町における集積計画策定状況（イメージ）＞

黄色部分は経営管理を委託する旨の回答がなかったが、**個別の合意形成**を経て、**一団の森林で集積計画を策定**。境界管理、森林整備等の作業の効率化を図っている。

施業プランには**森林の状況や施業内容**が記載されている。集積計画策定の同意取得時に所有者に提示することで、施業の内容について理解を得ている。

# ④ 効率的な意向調査及び集積に向けた経営プランの作成 | 静岡県

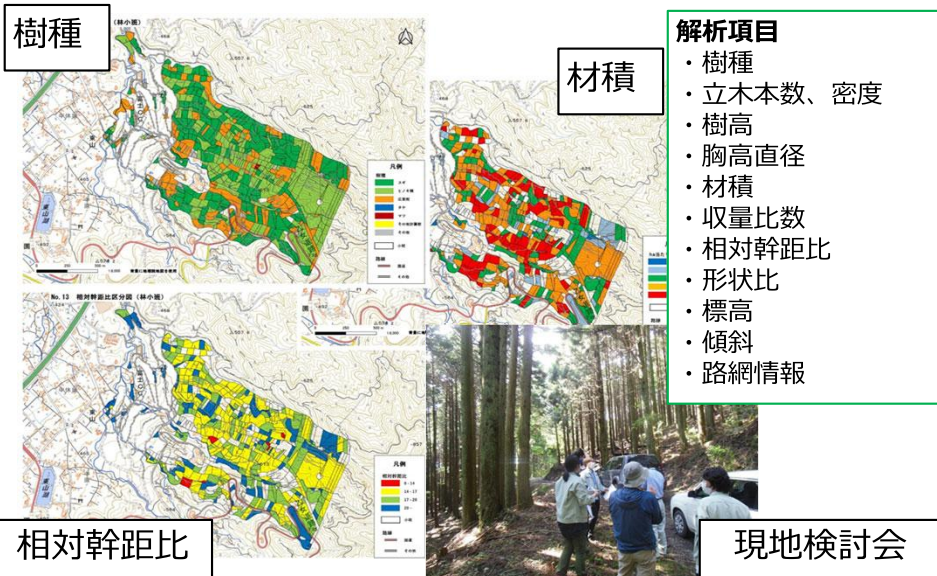
➤ 意向調査の段階で、所有者が委託可否を判断する際の客観的な情報が乏しく森林整備に繋がりにくいことから、静岡県では、県内7市町において、**3次元点群データを解析した高精度森林情報**をもとに、森林の経営管理の方向性を示した『**経営プラン**』を作成し、意向調査から森林整備に至るまでの一連の流れを伴走支援している。

## 【①モデル地区の設定】

- 市町及び県農林事務所の意見等を踏まえて、航空レーザー計測・解析データを活用した意向調査や森林整備に取り組むモデル地区を7市町（7地区）に設定。

## 【②森林資源解析と現地検討】

- モデル地区のうち、森林資源解析が未実施の6地区で、レーザー計測データをもとに県が森林資源解析を実施。
- 解析結果を市町と共有し、現況を把握するとともに、現地検討会を行い、今後の森林経営の方向性を協議。



## 【④経営プランの作成】

- 設定した区域において、森林現況を見える化し、今後の経営管理の方向性を示した経営プランを作成。

## 【⑤経営プランの活用】

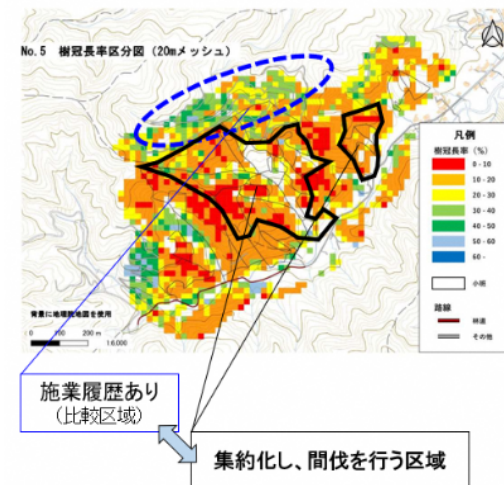
- 市町が実施する意向調査の説明会で経営プランを活用。所有者からは「山の様子の色分けされていてわかりやすい」等の声をいただいた。
- このほか、意向調査票の添付資料や林業経営者の森林経営計画作成の参考資料として活用。



静岡市では、解析結果を用いて森林の現況を見える化し、意向調査の添付資料として所有者に配布

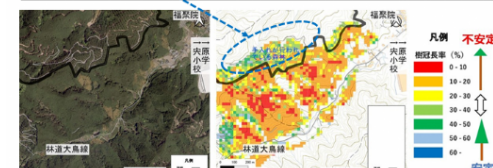
静岡市清水区宍原地区の抽出例

樹冠長率(メッシュ図を採用)



今回調査を進めている『宍原地区』の状況

今回調査を行う森林は、枝や葉の部分（樹幹長率）が少なく、強風や雪などで倒れやすい状態の木が多くなっています。手入れ（間伐）を行い木材として利用しながら、手入れがされている上側の森林のように災害に強い山づくりを目指していきたいと考えています。



※ 樹冠長率は、森林の状況を見やすくするために、航空レーザー計測データを用いた組み込み処理を行っています。このデータは、樹冠長の傾斜方向に計算・集約された結果となります。

## 【⑥得られた成果】

- 2市が新たに経営管理権を取得、うち1市が令和5年度に市町村森林経営管理事業による間伐を実施。
- その他の市町においても、経営管理実施権を配分して、木材生産による森林整備などを実施予定。

## 【③意向調査・整備可能区域等の抽出】

- 解析結果から、木材生産の適地や森林整備の必要性が高い森林を抽出。
- 所有者の状況、アクセス面も考慮の上、意向調査を行って集約化を目指す区域を設定。



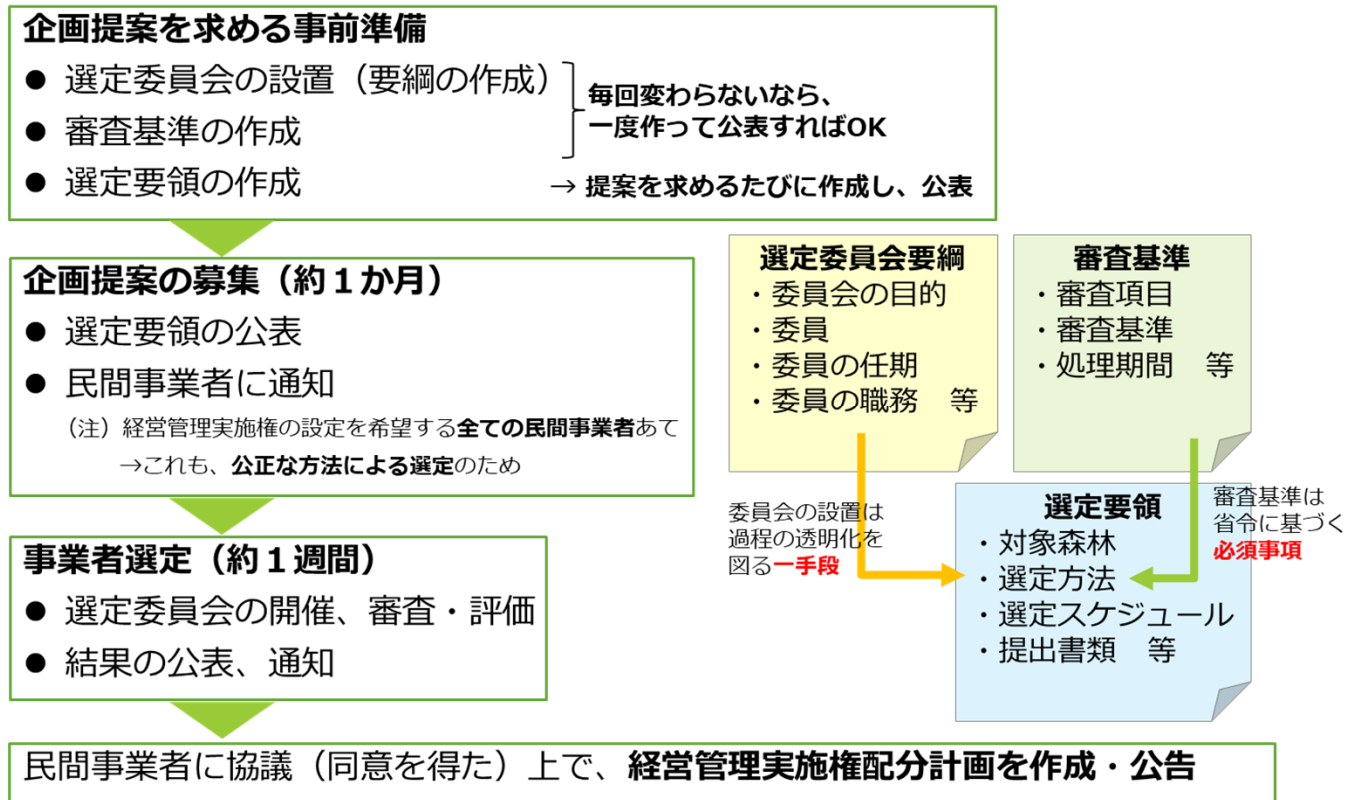
# (4) 配分計画

- 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者への再委託を行う（民間事業者に経営管理実施権を設定する）場合に、配分計画を作成。
- 配分計画の作成にあたっては、都道府県が公表した民間事業者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定。選定した民間事業者から配分計画への同意を得た後、同計画を定めた旨を公告することで、民間事業者に経営管理実施権が設定される。

## 【取組のポイント】

- 配分計画を定める場合には、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を都道府県が公表している民間事業者から、公正な方法により選定するとともに、選定の過程の透明化を図るように努める必要がある。
- 具体的には、①都道府県が公表している民間事業者に対して、配分計画に記載する内容について、提案を求め、②提案を適切に審査・評価し、③提案を求めるにあたっては、あらかじめ提案を求める旨とその評価の方法を公表するとともに、④評価結果の公表を行う。  
※ 標準的な方法は右図の通り
- なお、経営管理実施権は、経営管理権の範囲内で設定することになるため、集積計画に定めた内容から逸脱した内容を配分計画で定めることはできない。
- そのため、企画提案書を審査するにあたっては、民間事業者が企画提案した内容が集積計画に定めた経営管理権の存続期間、経営管理の内容等を踏まえたものであるかについて留意。

## 【取組フロー】



- 民間事業者から提案を求める旨及び提案の評価方法に係るものとして、次のア～ウを作成し、公表。
  - 配分計画を定めようとする森林、選定スケジュール、企画提案書により選定を行う旨等を定めた選定要領
  - 民間事業者の審査及び選定に関する事項を処理する委員会を設置することを定めた選定委員会要綱
  - 森林所有者に支払う金額、森林経営計画の作成予定等の事項について、審査することを定めた審査基準
- 経営管理実施権の設定を希望する民間事業者全員に対して、企画提案を求める旨の通知書と選定要領を送付。
- 選定委員会を開催し、提出された企画提案書の内容を審査。民間事業者を選定し、選定結果を民間事業者に通知するとともに、公表。

# ①配分計画に基づく主伐・再造林の実施 | 山形県最上町 (1)

- 最上町では、町に委託希望と回答があった森林は、原則として集積計画を策定することとし、所有者への利益還元を見据えた主伐・再造林による森林整備を想定。
- 集積計画を策定した森林は、原則として事業者企画提案を求め、配分計画の策定につなげることをしている。

## 【主伐・再造林も想定した集積計画の策定】

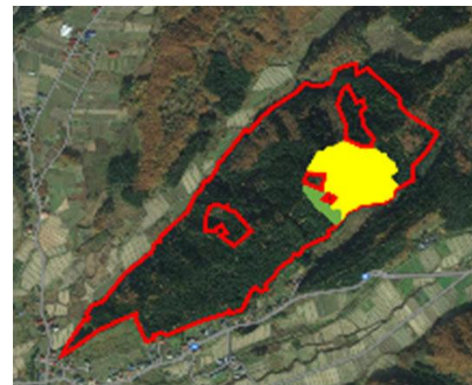
- 集落座談会（意向調査の説明会）に参加した所有者の要望や、管内の森林組合や林業事業者の意向を聞き取り、対象森林を選定。
- 集積計画の策定に際しては、所有者向けの説明会を実施し、施業内容（間伐、主伐等）や期間、所有者への利益還元を行う際の金額の算定方法等について説明し、理解が得られた所有者にはその場で押印いただく形で同意を取得。
- 集積計画の計画期間は、間伐による整備の場合（対象森林の林齢が概ね25年生以上）は概ね8年、主伐・再造林による整備を行う場合（林齢が概ね60年生以上）は、概ね16年としている。
- 面的にまとまる場合には、天然林も含めて集積計画を策定することとしている。

所有者の意向	主伐・再造林	間伐	町に一任
経営管理の期間	16年	8年	16年
経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スギ林の主伐</li> <li>・木材の販売</li> <li>・主伐後の植栽（期間終了時の林齢が10年以上）</li> <li>・下刈り、除伐等の保育</li> <li>・年1回の見回り</li> <li>・広葉樹は主伐対象としない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スギ林の間伐</li> <li>・木材の販売</li> <li>・年1回の見回り</li> <li>・広葉樹は間伐対象としない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スギ林の主伐又は間伐</li> <li>・木材の販売</li> <li>・主伐後の植栽（期間終了時の林齢が10年以上）</li> <li>・下刈り、除伐等の保育</li> <li>・年1回の見回り</li> <li>・広葉樹は主伐、間伐対象としない</li> </ul>
対象森林	林齢60～	林齢25～	林齢60～

集積計画の内容（一例）

## 【配分計画に基づく主伐・再造林等の実施】

- 令和3年1月に意向調査、委託希望のあった森林46haで同年4月に集積計画、同年7月に配分計画を策定。
- 令和4年10月に主伐3.88ha（所有者4名）、搬出間伐0.76ha（所有者1名）を実施。主伐箇所について、令和5年10月に再造林を実施。
- 森林所有者からは、「森林整備が進められて良かった」といった声が聞かれた。



<令和4年度 主伐・搬出間伐実施箇所>  
(主伐：3.88ha、間伐：0.76ha)



<主伐後の状況>

# ①配分計画に基づく主伐・再造林の実施 | 山形県最上町（2）

もがみまち

- 最上町では、企画提案に先立ち、**林業事業体向けに、提案書の作成の際の注意事項伝達と現地視察を行う説明会**を実施。企画提案の内容と、実際の施業との間に乖離が生じないように留意。
- 企画提案時に林業事業体が町に提出する見積は、所有者毎の総材積を積算し、その年の施業対象森林全体の収入額を算出。**所有者への支払額は、個人毎の材積に応じて算出。**

## 【所有者への利益還元の算定方法】

- **公募**に際しては、**林業事業体向けの説明会**を実施し（企画提案を行う林業事業体は出席が必須）、提案書作成上の注意事項の伝達や、現地視察による林況確認を行い、企画提案の内容と、実際の施業との間に乖離が生じないように留意。
- 見積作成に使用する補助事業や補助率、施業内容等を予め町が指定して公募を行うことで、見積作成に係る林業事業体の事務負担の軽減を図るとともに、適正な見積額となるように留意。
- 企画提案時に林業事業体が町に提出する見積は、標準地調査を実施して総材積を積算し、対象森林全体の収入を見積もった。さらに、所有者への支払額は、これまでの管理方法や地形により成長度合いが異なるため、全筆の標準地調査（0.5ha未満は1箇所、0.5ha以上1.5ha未満は2箇所、1.5ha以上は3箇所）を行い材積に応じて見積を提示。
- これまでに**3箇所**で配分計画に基づく**間伐**を実施。うち**2箇所**で、**林業事業体から所有者への利益還元が行われており**、残りの1箇所も今後利益還元を予定。
- **所有者への利益還元の状況**については、配分計画に基づく森林整備を行った林業事業体に、**毎年度末のタイミングで、所有者への支払い状況の精算書を提出してもらい、支払額を把握。**



現地説明会

## 【R4事業収支例】

主伐		間伐	
項目	金額	項目	金額
主伐経費	2,762万円	間伐経費	96万円
木材販売	3,806m <sup>3</sup>	木材販売	140m <sup>3</sup>
収入	3,371万円	収入	119万円
収益	609万円	収益	23万円

※再造林の経費も主伐経費に含む



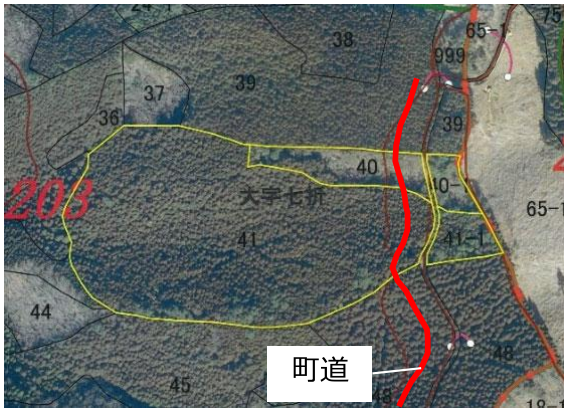
当該収益について、所有者毎の搬出材積により算定



## ②配分計画に基づく主伐・再造林の実施 | 宮崎県日之影町

- 宮崎県日之影町では、意向調査で「委託希望」のあった森林4.06haについて、令和2年4月に、集積計画を策定。町自らが経営の適否を判断し、管内の5事業体を対象に企画提案を募集。「民間事業者の選定委員会」による審査を経て、企画提案書を提出した1者を選定。
- 同年12月に、配分計画を策定。計画期間は19年間、施業内容は、主伐・再造林、鳥獣害対策、下刈、除伐、保育間伐。**利益の算定方法は、企画提案時の見積額。**
- 令和3年度に、**主伐、スギコンテナ苗の植栽（作業道敷等を除く3.30ha）及び防護柵を設置。**令和4年度からは、**下刈り**を実施している。企画提案時の見積は、所有者還元額：59万円/ha
- 主伐の実施にあたっては、**事後の係争等を避けるため**、境界の確定（境界杭の探索）、記録写真の保存、隣接所有者承諾書の受領等に特に留意。

### 【事業地の概要】



主伐実施前の航空写真（町道沿いの斜面）  
面積：4.06ha  
（3.58ha：62年生、65年生、スギ）、0.48ha：57年生、60年生（マツ）



植栽後の状況  
植栽面積：3.30ha  
（スギコンテナ苗）

### 【配分計画に基づく主伐・再造林の収支内訳（参考値）】

- ① **経費：2,081万円（512万円/ha）**  
うち主伐経費：1,025万円（252万円/ha）  
  
再造林経費：1,056万円（260万円/ha）  
→地拵え、植栽（2,000本/ha）、  
下刈り（1回以上）、除伐、保育間伐、  
鳥獣害対策（年3回）  
  
森林保険：3.5万円
- ② **収入：1,507万円（1,463m<sup>3</sup>×10,300円/m<sup>3</sup>）**
- ③ **補助金：814万円**  
（※農山漁村地域整備交付金の花粉発生源対策推進事業を活用）
- ④ **（②+③-①）収益（所有者還元額）：240万円（59万円/ha）**

### ③配分計画に基づく間伐の実施 | 秋田県鹿角市

かづの

- 秋田県鹿角市では、意向調査対象森林を15ブロックに分け、1ブロックあたり3年間で意向調査、集積計画の策定、配分計画の策定までを概ね10年間で実施する計画。
- 意向調査で「委託希望」のあった森林のうち、市自らの現地調査により経済林と判断した森林について、意欲と能力のある林業経営者を対象に現地説明を経て、令和3年9月に、管内の2事業者を対象に、企画提案を募集。「経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会」により、1者を選定。
- 令和3年10月に、配分計画（220.44ha）を策定。計画期間は19年、施業内容は、間伐、主伐・再造林等の実施。利益の算定方法は、実際に木材を販売して得られた収益の額。
- このうち玉内・小豆沢区域（23.75ha）において、令和4年2月に搬出間伐を実施。所有者還元額は、26万円/ha。

#### 【事業地の概要】



着手前の様子

面積：23.75ha

樹種：スギ



搬出間伐後の様子

#### 【配分計画に基づく搬出間伐の収支内訳（参考値）】

①経費：1,770万円

内訳

労務費：1,399万円

諸経費：348万円

森林保険料：23万円

②収入：894万円

（丸太売上額3,279万円－経費2,385万円）

③補助金：1,678万円

（森林環境直接支援事業補助金（造林公共）及び市の嵩上げ補助を活用）

④（②＋③－①）収益：802万円

⑤所有者への還元額：617万円

（※収益802万円－預かり金185万円）

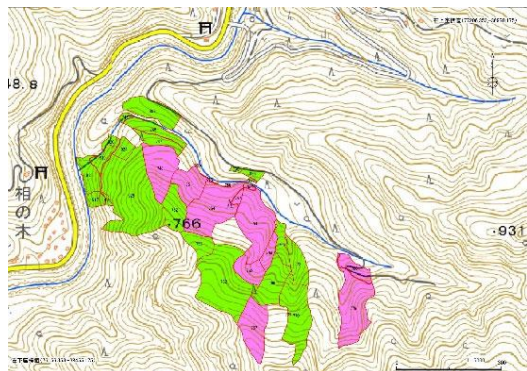
※森林経営計画を作成し補助金を活用した。

# ④ 配分計画に基づく間伐の実施 | 愛媛県久万高原町 くまこうげんちょう

- ▶ 久万高原町では、意向調査で町に委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適した森林では、集積計画・配分計画を策定し、林業事業者による森林整備につながるための森林の集約化を図ってきた。
- ▶ 配分計画の策定に際しては、委託希望以外の森林所有者へ働きかけるほか、近隣の森林経営計画の有無を考慮するといった工夫を図ってきた。

## 【配分計画の策定につながる工夫】

- 令和元～4年度にモデル地区（3地区）で実施した意向調査で、町に委託を希望と回答があった森林を対象に集積計画を策定（地籍調査は全域で完了しているため境界確認の立会不要）。計画期間は10年で統一し、間伐1回の実施を基本。
- 集積計画を策定した森林のうち、計画策定後に実施した現地調査を踏まえて、林業経営に適した森林のみ林業事業者による企画提案を求めた。
- 対象森林の選定に際しては、近隣の森林経営計画の有無も考慮。
- 概ね10～20ha程度の森林がまとまった段階で配分計画を策定。
- このうち、一部の箇所において、令和2年度は集約化が不十分であること、事業者の労務状況に余裕がなかったことから実施権を設定できなかったものの、委託希望以外の意向を示した所有者を説得するなど集約化に努めた結果、令和3年度に実施権の設定に至っている。

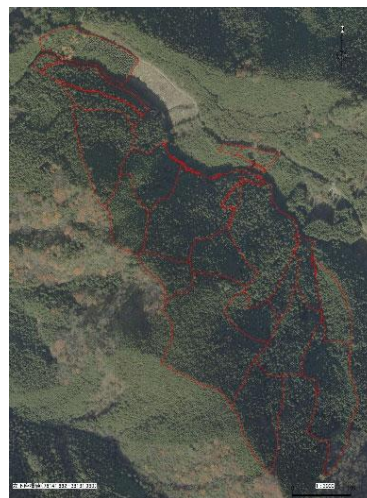


### 配分計画の策定例

- 令和2年度に実施権設定に至らなかった森林
- 令和3年度に追加で集約化した森林

## 【配分計画に基づく間伐等の実施例】

- 若山地区にて令和3年度に19.63haの配分計画を策定し、搬出間伐9.94haを実施。
- 所有者へ260万円（26万円/ha）を還元。



間伐後の森林

## 【課題・今後の対応等】

- 管内には本制度に基づく森林整備に対応できる林業事業者があるものの、安定した業務量を確保できていない。
- 管内の森林組合等は、既に森林の集約化に積極的に取り組んでいる。このため、令和6年度以降の本制度に基づく森林整備は、林業経営に適さない森林の保育間伐に特化し、今後、林業経営に適する森林は森林経営計画への編入等につなげていきたい考え。

## ⑤配分計画の策定促進に向けた工夫点 | 愛知県岡崎市

お か ざ き

- 岡崎市では、林業事業者による森林整備につなげるために、集積計画を策定した森林において企画提案書の募集を行う際に、「市管理の森林との共同で森林経営計画の策定が可能」である旨を説明。
- また、集積計画を策定した森林の企画提案書の作成に際して、航空レーザ計測データの解析結果や、市が別途実施した測量データを提供することで、林業事業者による提案書作成、再委託による森林整備を支援。
- 配分計画に基づく間伐も実施し、所有者に利益を還元。

### 【取組の流れ】

- 令和元年度時点では、集積計画は策定できても、再委託につなげることは難しいと考え、林業経営に適さない森林（搬出が不可能、手入れ不足等）を本制度の対象森林として想定。しかし、実際には再委託を受ける林業事業者が管内にいることが判明。
- 令和4年度以降、測量対象地は、間伐施業履歴がある森林や、作業道がありつつ林分密度が高い森林も対象に含める等、再委託を見越して選定している。
- 集積計画を策定した森林については、県が実施した航空レーザ計測データの解析結果（赤色立体図、樹種解析データ、成立本数データ）等を提供することで、林業事業者の提案書作成を支援。
- 企画提案の募集に際しては、岡崎市域での再委託を希望する意欲と能力のある林業経営体に通知。通知文書のなかで、「再委託した森林と、市管理の森林の共同で森林経営計画の策定が可能」であることを説明し、再委託を促進。

### 【森林経営計画の策定につなげる工夫】

- 意向調査で市に委託希望と回答があった森林は、原則として集積計画を策定。集積計画を策定した森林は全て企画提案を募集。
- 再委託につながらなかった森林や市有林と、再委託した森林を市と事業者共同で経営計画を立てるため、事業者の施業実施時期に合わせ、森林管理事業を実施するようスケジュール調整を行う。

#### 経営管理実施権の設定に係る企画提案募集の通知書（抜粋）

（前略）

- 対象の森林は、市の業務にて測量を実施しており、経営管理実施権の設定を受けるために企画提案書を作成することに使用する場合に限り、測量情報（シェーブデータ等）の提供が可能です。必要がある場合は御連絡ください。
- 愛知県が実施しました、航空レーザ計測解析データ（赤色立体地図、林相図）を同封しますので、企画提案書作成の参考にしてください。
- また、森林経営計画策定にあたり、市と協議のうえ、共同計画を作成することも可能です。市が経営管理を行う森林と事業者が経営管理を行う森林を合算した面積で、森林経営計画の認定を受けることが可能になります（森林経営計画（属地計画）の面積要件：林班の2分の1以上、もしくは市町村森林整備計画で定められた地区の中で30ha以上の森林が必要）。経営管理を行う区域や伐採時期の調整等が必要になりますので、共同計画での企画提案書を御検討の際には、御連絡いただきますようお願いいたします。

### 【配分計画の策定】

- 市ではこれまでに35.05haの配分計画を策定。うち、10.47haで搬出間伐を実施。所有者へ利益を還元している。

### 【市有林との共同で森林経営計画を策定予定】

[令和7年度] 45.77ha



整備後の森林

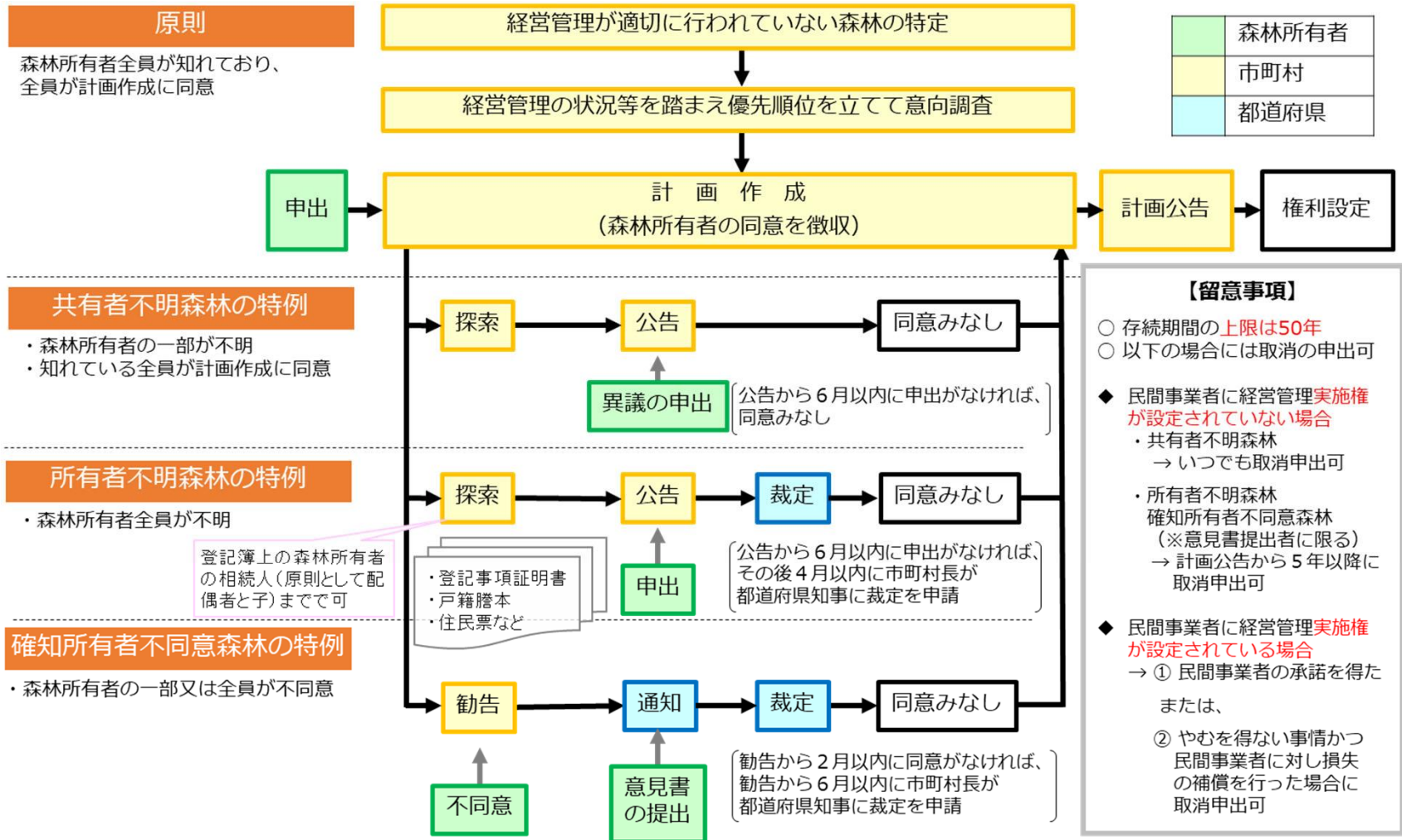
# (5) 所有者不明森林等に係る特例措置① (特例措置の概要)

- 集積計画は、森林所有者をはじめとする関係権利者全員の同意が必要となるため、**森林所有者の全部又は一部が不明な森林等については、通常の手続きでは、集積計画を策定することは不可能**。そのため、森林経営管理法では、上記の場合であっても、集積計画を定めることが可能となるよう、**特例を措置**。
- 共有者の一部が不明であることが明らかになった森林については、「**共有者不明森林に係る特例**」が、所有者の全部が不明であることが明らかになった森林については、「**所有者不明森林に係る特例**」が、森林所有者が経営管理の意向を示さない森林等について集積計画を定めようとする場合は、「**確知所有者不同意森林に係る特例**」が適用可能。

## 【取組のポイント】

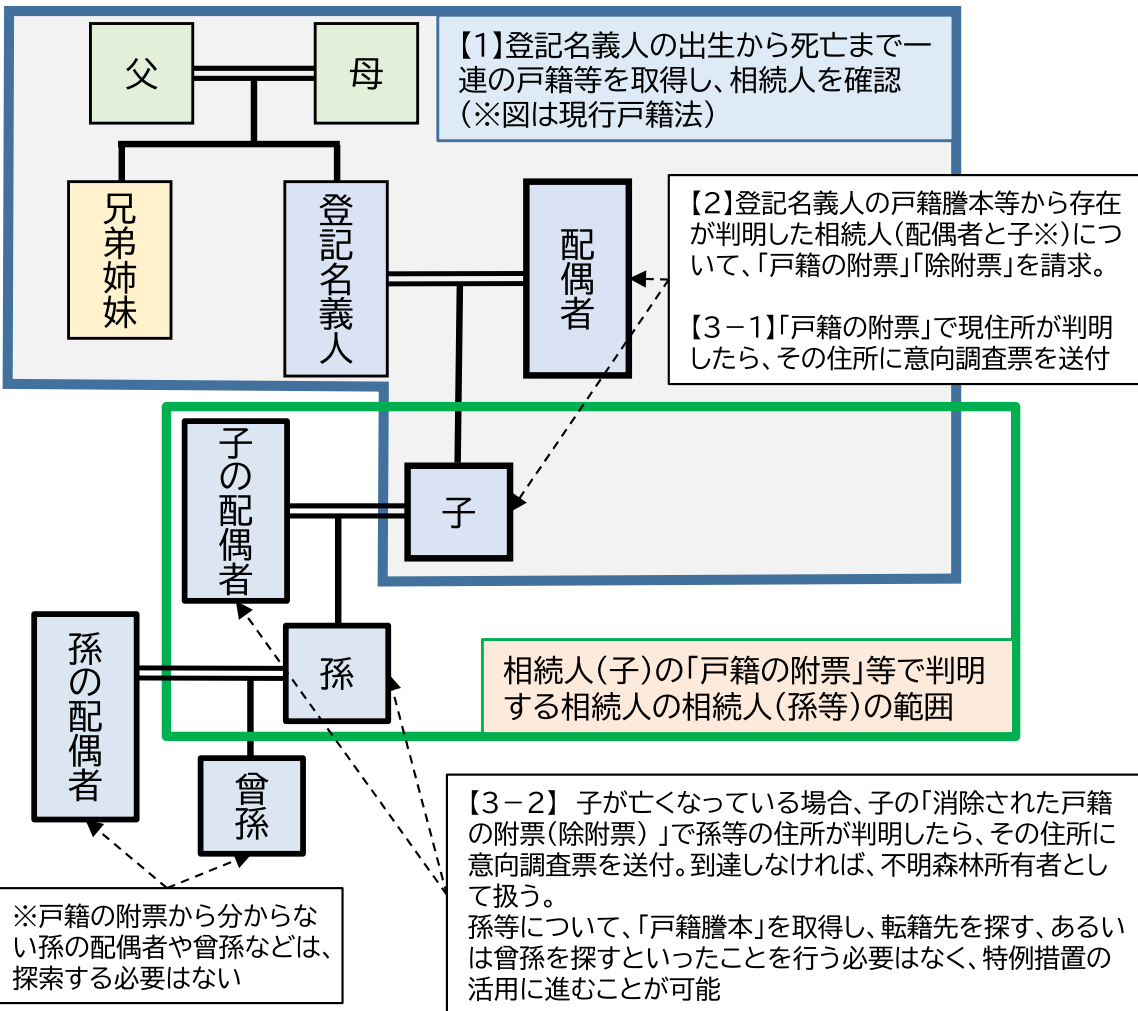
- 森林所有者の全部又は一部が不明な森林では、**不明な森林所有者を探索**し、なお不明な場合は、一定の手続きを経て、「**所有者不明森林等の特例**」を活用することによって、**集積計画を策定することが可能**（取組フローは右図の通り）。
- 関係権利者全員の同意を得て、集積計画を策定した場合は、計画の存続期間に上限・下限はないが、**所有者不明森林等の特例により、集積計画を策定した場合の存続期間は、上限が50年**。

## 【取組フロー】



# 所有者不明森林等に係る特例措置②（探索の範囲）

- 法令の規定（森林経営管理法施行令第1条、施行規則第9条）により、探索する範囲は、原則として、登記簿上の所有者及び戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本から判明する相続人（一般的には、配偶者と子※<sup>1</sup>）に限られる。
- 公的書類が取得できない（＝「戸籍」が見つからない）場合は、不明森林所有者として扱って差し支えない。 ※<sup>2</sup>
- 相続人（子）が亡くなっている場合であって、当該相続人（子）の「消除された戸籍の附票（除附票）」から、相続人の相続人（登記名義人の孫等）の現住所が判明した場合、当該相続人の相続人（孫）に対して、意向の確認を行う。



- 【1】 登記名義人の出生から死亡まで一連の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本を取得した場合に判明する相続人（一般的には、配偶者と子※<sup>1</sup>）を確認。
- 【2】 それらの相続人について、「戸籍の附票」「消除された戸籍の附票（除附票）」を請求。
- 【3-1】 「戸籍の附票」が取得できた場合、判明した現住所に意向調査票を送付。
- 【3-2】 相続人（子）が亡くなっていると判明した場合、「消除された戸籍の附票（除附票）」に記載されている、当該相続人（子）の相続人（孫等）の現住所を確認。  
⇒現住所が判明すれば、当該住所に意向調査票を送付。  
⇒転籍をしている場合には、特例措置の活用に進むことが可能。  
(相続人（子）や当該相続人の相続人（孫等）の「戸籍謄本」を取得して、転籍先を探す、あるいは曾孫等を探すといったことを行う必要はない。)

- ※<sup>1</sup> 相続順位に留意が必要な場合がある。
- ※<sup>2</sup> ただし、不明森林所有者の情報を有すると思われる者（施行規則第8条）がいる場合は、聞き取り等が必要。
- ※<sup>3</sup> 曾孫世代以降の探索を進めた場合であっても、任意の時点で特例措置の手続に進むことが可能。具体的には、その時点までに判明した森林所有者全員の戸籍の附票で判明した住所に意向調査票を送付して、同意の取得を行う。  
その結果、意向調査票が到達しなかった森林所有者については、「所有者不明」として扱い、特例の手続に進む。相続人を探索するために、現地での聞き込みなどのフィールドワークを実施する必要は一切ない。

林野庁では、「所有者不明森林等における特例措置活用のためのガイドライン」を公表。所有者探索の方法の解説、活用事例、ケーススタディ、その他各種法制度も掲載。  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html#3.6>

# ①所有者不明森林における集積計画の策定 | 青森県三戸町

- 三戸町では、特に民家等の保全対象に近接する森林から優先的に本制度を活用して、森林整備を進めていく方針。
- 町の中心部に位置し、住宅地に隣接した森林の一部で倒木が発生し、整備の必要性があるものの、所有者全員が不明。町では、所有者不明森林の特例措置活用を決定。町は6カ月間の公告、県による裁定等を経て、集積計画を公告し、経営管理権を設定した。

## 【対象地区の概要】

- 対象地区は、住宅に隣接しており、広葉樹を主体とした林分で、三戸町森林整備計画において、保健機能を特に発揮すべき森林として位置付けられている。
- しかしながら、一部では倒木が発生し、景観や安全・安心の観点から、周辺の住民からは町に対して対応を求める声が上がっていた。
- このため町は森林経営管理制度を活用して森林整備を進めることとした。



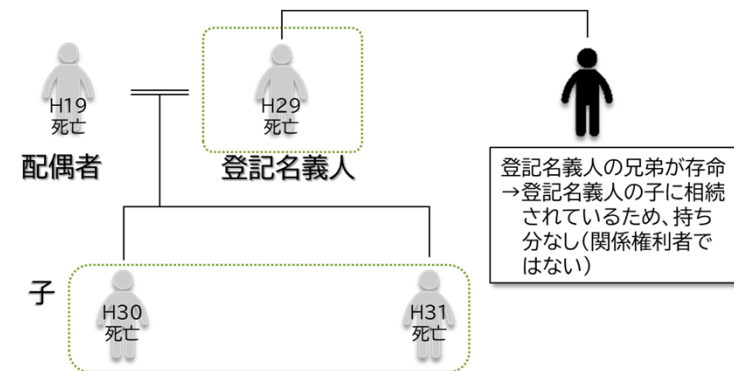
<対象林分空中写真>

## 【具体的な手続】

- 令和2年度：町内全ての森林所有者を対象に意向調査を実施。
- 令和3年度：意向調査の結果を踏まえ、制度の運用方針を決定。
- 令和4年8月：対象地区の探索を実施。
- 令和4年12月：所有者不明森林の特例措置の活用のため、集積計画案の公告を実施。
- 令和5年9月：6カ月間の公告期間中に申出がなかったため、町は県へ裁定を申請。
- 令和5年11月：県は、経営管理権を町に集積することは必要かつ適当であると判断し、裁定を実施。
- 令和5年12月：町は集積計画を公告し、経営管理権を設定。

## 【探索の結果】

- 登記名義人は1名。
- 探索の結果、相続人が全員死亡し、同意を取ることができないことから、町は所有者不明森林の特例を活用。



## 【青森県による裁定】

- 裁定申請を受け、県では法第27条に規定される事項について、所有者探索状況、施業履歴、倒木の発生状況を現地調査も交えて確認。
- 結果、当該森林では、現に経営管理が行われておらず、経営管理権を町に集積することは必要かつ適当と判断し、裁定を実施。



## 【経営管理の内容】

- 今回対象とする林分は、町森林整備計画では、保健機能森林に指定されており、景観の保護に配慮した施業を行うこととされているが、森林の現況に鑑みて、こうした施業が行われているとは言い難い状況。
- そのため、町では、皆伐を行って低木樹種の植栽を実施したい考え（経営管理権の存続期間は20年で設定）。

## ②共有者不明森林における集積計画の策定 | 群馬県甘楽町

- ▶ 甘楽町は、本制度の財源となる森林環境譲与税が少額であることから、**林業事業体への再委託**（配分計画の策定）を**前提**として、森林経営管理制度を運用。
- ▶ 共有者が一部不明の森林で、本制度に係る**共有者不明森林の特例措置**を適用。今後、所有者が判明した森林で策定した集積計画と一体的に、林業事業体への再委託を行う予定。

### 【対象森林の概要】

- 対象森林は、道路沿いの谷筋にあり、林内にはかつて整備された作業道がある。
- 令和元年度に、対象森林の所有者25名に対して意向調査を実施。その結果、22名から回答があり、うち16名が委託希望と回答。
- 所有者全員が判明した森林17haについて、令和5年3月に集積計画を公告。
- スギ42年生の人工林で地区代表者4名の連名で登記された森林3.3haについて、代表者のうち3名は相続登記が行われていたため、同意取得できたが、**残る1名は所在不明**。

### 【具体的な手続】

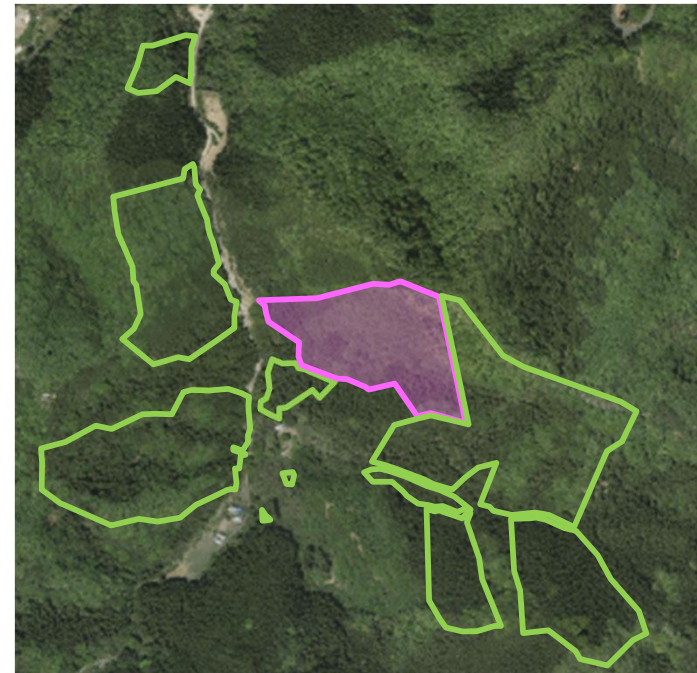
- 令和元年度：対象森林の意向調査を実施。  
 令和2年度：対象森林の経営管理権集積計画案を作成。  
 令和4年度：対象森林の所有者同意取り付け、境界測量を実施。  
 令和5年3月：17ha分の集積計画を公告するとともに、3.3ha分について共有者森林の特例措置に関する公告を開始（同年9月まで）。

### 【所有者探索の結果】

- 所在不明者の登記簿上の住所は町内で、住民票から、明治8年生まれ、昭和22年に**死亡していることが判明**。
- 戸籍謄本から、**配偶者と子6名**がいることが判明。配偶者は昭和32年に死亡。子6名も全員、婚姻により除籍。
- 子6名について戸籍の除附票等を確認し、**全員が死亡していることが判明**。

### 【経営管理の内容】

- 令和5年度以降に、17ha分に加え、**3.3ha分の集積計画を合わせて、配分計画**を策定予定。
- 計画期間は15年間。施業内容は、主伐・再造林も含むが、当該共有者不明森林では間伐のみを行う予定。



- 集積計画策定済み森林（17ha）
- 共有者不明森林（3.3ha）



### ③ 共有者不明森林における集積計画の策定 | 長崎県波佐見町

- 波佐見町では、東彼杵郡3町と東彼杵郡森林組合が連携し、10年以上施業履歴がない私有林人工林を抽出。それらの森林の整備に森林経営管理制度を活用。
- 集積計画の対象森林のうち、一部の森林について共有者が不明。町は**共有者不明森林の特例措置**を活用し、経営管理権を設定した上で、間伐を実施する予定。

#### 【対象地区の概要】

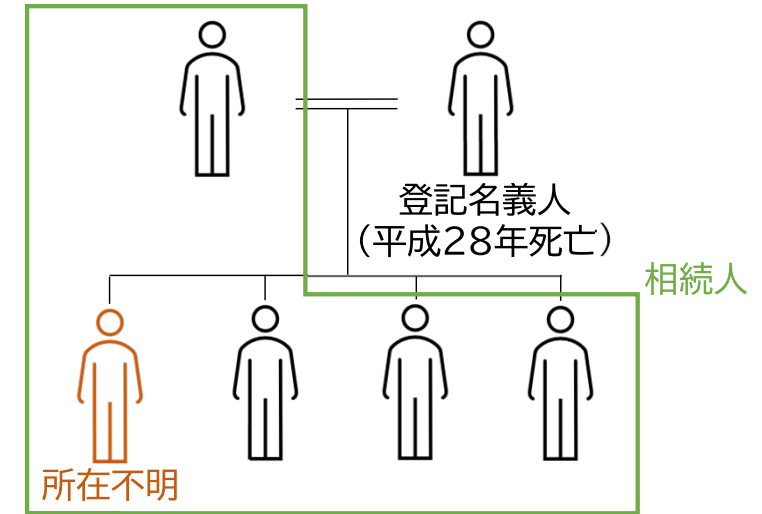
- 対象地区は、**集落に隣接しているものの、10年以上施業履歴がなく**、手入れが必要な森林が多数存在。
- 令和5年度までに周囲の14.51haの森林で集積計画を策定。令和5年以降、森林整備を実施予定。
- 当該共有者不明森林(3.78ha)についても、施業履歴がなく、**一体的に森林整備を実施する必要**があるため、特例措置を活用することとした。

#### 【具体的な手続】

- 令和3年度：対象地区の意向調査を実施。
- 令和5年度：当該森林所有者の探索実施。
- 令和5年5月：集積計画案を作成した森林について、共有者の一部が不明であったため、経営管理権集積計画案の公告を開始。
- 令和5年12月：6か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定。

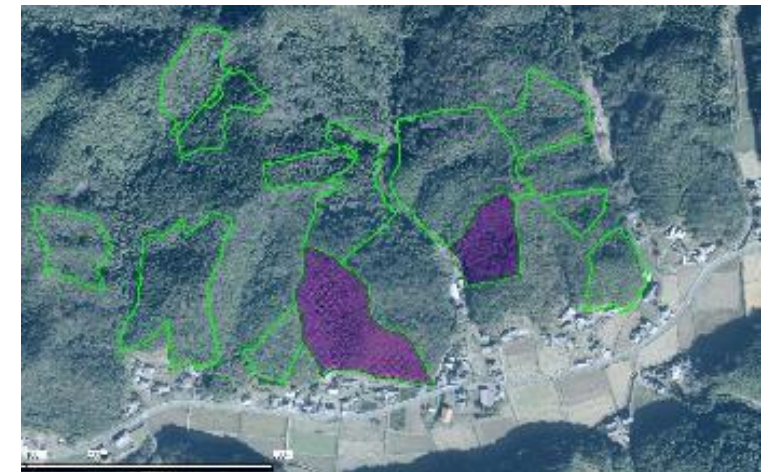
#### 【探索の結果】

- 登記簿上の所有者は1名。
- 相続人への聞き取りから、**登記名義人が死亡**していることを確認。
- 戸籍謄本等から、登記名義人の相続人は5名いることが判明。
- 戸籍謄本等を取得し探索したものの、**相続人のうち1名について所在不明**。



#### 【経営管理の内容】

- 計画期間は10年間。期間内に1回以上の間伐、年1回の巡視を実施予定。
- 施業の実施にあたり、溪畔林における不要な伐採は控える等、生物多様性に配慮。
- 令和5年度中に1回目の間伐を予定。



集積計画策定済み森林 (14.51ha)

共有者不明森林 (3.78ha)

# ④ 共有者不明森林における集積計画の策定 | 北海道千歳市

- 千歳市では、意向調査及び現地調査の結果をもとに「森林整備フロー」に沿って整備方針を整理。そのうち一団の形成が見込まれる森林をモデル団地として設定し、市の森林経営管理事業による森林整備に取り組んでいる。
- モデル団地内の人工林について、共有者の一部が不明。市は共有者不明森林の特例措置を活用し、経営管理権を設定した上で、周囲の森林と一体的に間伐を実施。

## 【対象地区の概要】

- 対象地区は、約4.5haのトドマツ（一部カラマツ）人工林（うち特例適用0.1ha）
- 森林所有者14名（うち特例適用1名）
- 風害による倒木や傾斜木等による被害が発生しており、市道に面していることから、今後の被害を未然に防ぐため、市は特例措置を活用し、森林整備を実施

## 【具体的な手続】

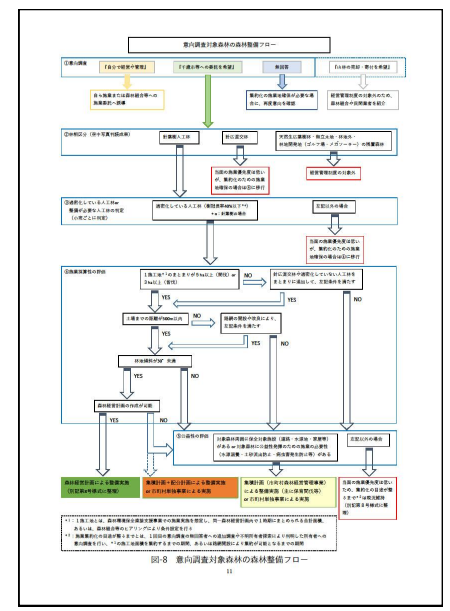
- 令和元～2年度：対象森林の選定、意向調査実施
- 令和3年度：モデル団地を設定し、団地内の森林所有者に事業内容の事前説明
- 令和4年11月：確知している共有者から集積計画案の同意を取得
- 令和4年12月：団地内の森林について、共有者のうち1人が不明であったため、共有者不明森林の特例措置に係る公告を開始
- 令和5年7月：6か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定
- 令和5年10月：集積計画に基づく施業実施

## 【探索の結果】

- 登記簿上の所有者は2名
- 共有者2名のうち、1名が宛先不明
- 登記簿に記載されている住所の市町村に対し住民票、戸籍謄本、除籍謄本等を請求したが、該当なしと回答

## 【経営管理の内容】

- 計画期間は5年間
- 間伐及び倒木・危険木の処理を実施
- 台風の後など、年2回程度の巡視を実施し、被害を確認した場合は、必要に応じて被害木を整理する



森林整備フロー



周辺の集積計画策定状況



公道沿いの倒木

## ⑤ 共有者不明森林における集積計画の策定 | 鳥取県若桜町

- 若桜町では、本制度の開始を契機に、公道沿いの森林からモデル地区1か所を設定して集積計画を策定。当該森林の隣接森林において、明治期の登記のまま数次の相続が発生し、所有者が不明となっていた。
- このため、隣接森林について、本制度の共有者不明森林の特例措置を活用して、所有者探索、法第11条に基づく公告を経て集積計画を策定し、一体的に間伐等の森林整備を行うこととした。

### 【対象森林の概要】

- 公道沿いの森林 0.11ha（図の赤枠部分）は、令和2年12月に権利者全員の同意により、経営管理権集積計画を策定済み。当該森林では、地籍調査時に所有者の確認が行われていた。
- 他方、集積計画の策定済みの森林に接する斜面上部の森0.57ha（図の青枠部分）については、明治期の登記のまま、数次の相続が発生して、所有者が不明となっていた。



### 所有者探索の状況

登記名義人	第1次相続	第2次相続
A	家督相続によりA、Bそれぞれの子（死亡）に相続	地元に残るA、B、Cの孫、各1名（計3名）を確知（同意取得済）
B		
C	配偶者及び子9人（全員死亡）に相続と推定	
D	配偶者（死亡）に遺産相続と推定	甥に相続と推定されるが、甥の相続人が不明（全体の6分の1の持分が不明）
E	家督相続により子に相続（同意取得済）	—
F	配偶者に相続（同意取得済）	—

### 【所有者探索の経緯】

- 当該所有者不明森林の登記名義人は、明治生まれの5名を含む6名。その後、相続登記がなされないまま、数次の相続が発生。
- 町が不動産登記簿と戸籍により、相続人（6名）を特定。登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人5名を確知して、全員から同意を取得。
- Dについては、甥に相続されたと推定されるが、甥の相続人が不明であったため、共有者不明森林の特例制度を適用。
- 町では、令和3年3月17日付で法第11条に基づいて公告。その後、6か月以内に異議の申し出がなかったため、令和3年10月に経営管理権集積計画を公告して経営管理権が設定された。

### 【策定した集積計画に基づく経営管理の内容】

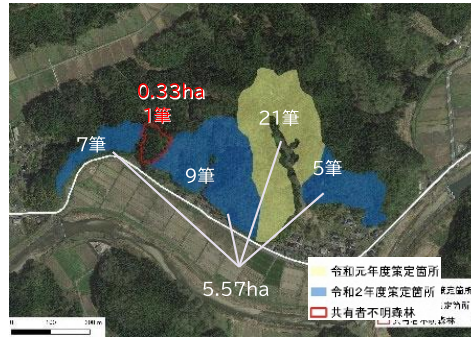
- 公道への倒木や土砂流出を招かないように、弱度の間伐を繰り返しながら、森林を育成。
- 施業の繰り返しを考慮して、経営管理権の存続期間は15年に設定。
- 手入れが遅れ、樹勢が回復しないと見込まれる場合には、皆伐して、森林を再造成することも選択肢として想定。

## ⑥ 共有者不明森林・確知所有者不同意森林における集積計画の策定 | 京都府綾部市

- 綾部市では、人工林の約6割で過去10年間に手入れが行われていないことから、モデル地区を設定して、森林経営管理制度を活用した森林整備を推進。同意が容易に取得できた森林から、順次、経営管理権集積計画を策定。
- 市内の共有林について、森林経営管理制度の特例措置である確知所有者不同意森林の特例措置及び、共有者不明森林の特例措置を活用して森林整備を実施。

### 【モデル地区の概要】

- モデル地区（16ha）は集落や幹線道に接しているが、10年以上にわたって手入れがされておらず、森林整備の優先度が高い状況。
- 令和3年4月までに、5.57haで集積計画を策定し、順次、間伐を実施。残る0.33haの森林について、所有者の一部が不明等だったことから、特例活用に向けた手続きに着手。



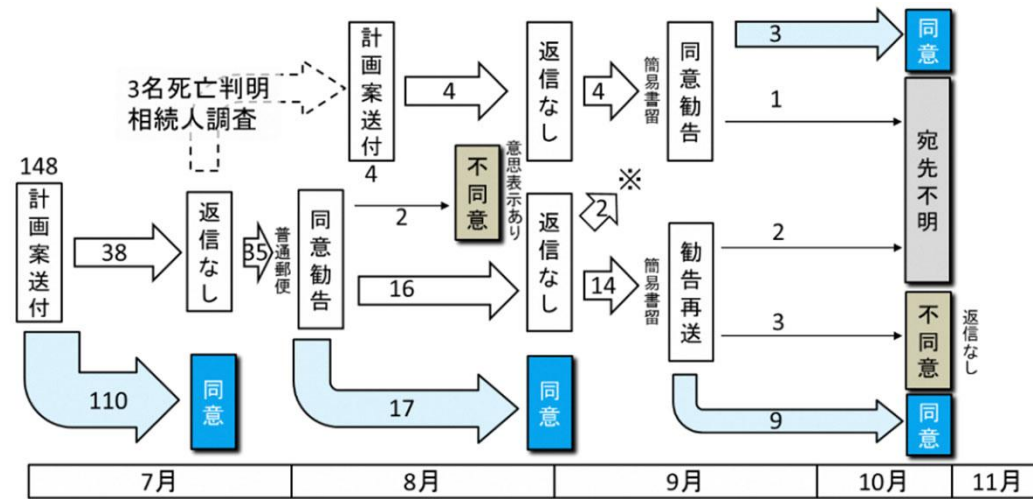
モデル地区の状況

### 【意向調査から森林整備までの流れ】

- 令和2年1月：モデル地区の意向調査を実施。
- 令和2年6月～11月：モデル地区の相続人の探索を実施。
- 令和3年1月：モデル地区の意向調査を実施（共有林含む）。
- 令和3年7月：共有林（0.33ha）の確知した相続人に同意依頼。
- 令和3年8月：同意の回答がなかった所有者に対して、同意の勧告を実施（さらに回答がなかった所有者に対し、9月に再度勧告）。
- 令和4年2月：未回答又は不同意（関わりたくない等）の共有者に関し、京都府に対して、確知所有者不同意森林の裁定を申請。意見書の提出等の手続きを経て、同年9月に京都府が裁定を実施し、同意みなしが確定。
- 令和4年10月：宛先不明の共有者に関して、共有者不明森林の特例措置適用のため、集積計画案の公告を実施
- 令和5年4月：集積計画案に対して、6か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定。
- 令和5年5月：当該森林を含む1.18haについて、間伐を実施。

### 【所有者探索の結果】

- 共有林（0.33ha）の登記名義人は25名。
- 探索の結果、148名の共有者が判明（同意依頼等により最終的に147名が対象者と判明）。139名から同意を取得。3名が宛先不明、5名が未回答又は口頭で不同意（関わりたくない等）の意思表示。このため、確知所有者不同意森林及び共有者不明森林の特例措置を活用。



※ 1名は相続発生前に死亡（対象外）、1名は死亡

### 【経営管理の内容】

- 対象森林は、傾斜が40度近くになる箇所があり、集落の道も狭く、林業機械のアクセスも限定されることから、販売利益を見込んだ搬出間伐は困難な状況。
- 対象森林の周囲では、伐捨間伐を前提として経営管理権集積計画の同意取得を進めてきたことから、同様の内容で同意を取得（経営管理権の存続期間は5年で設定）。



### 3. 森林整備につなげる取組

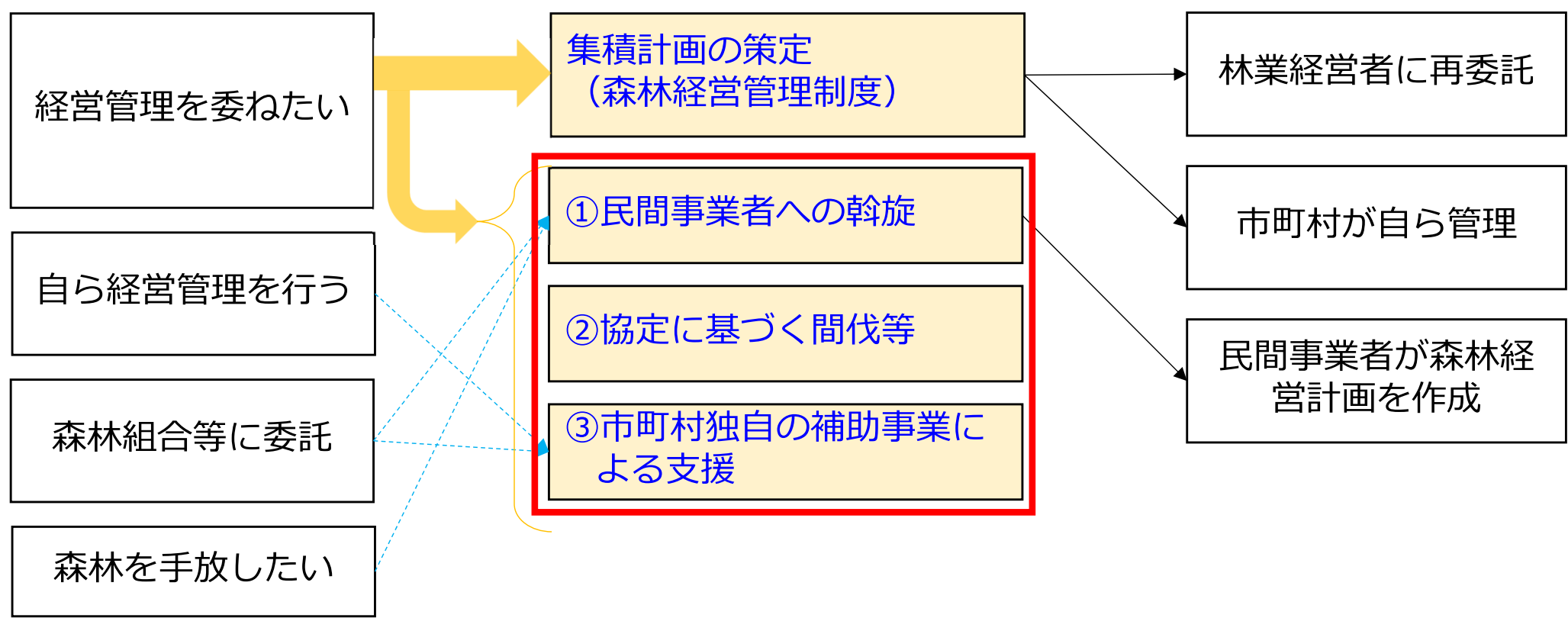
---

# 森林整備につなげる取組（委託希望への対応方法）

- 意向調査の結果（特に「委託希望」の森林）を踏まえて、集積計画のみならず、幅広い手法で森林整備につなげることが重要。
- 集積計画の策定を進めつつ、それが難しい場合は、①民間事業者への斡旋、②市町村との協定に基づく間伐実施、③市町村独自の補助による間伐支援などの実施を検討。

## <森林所有者の意向>

## <対応方法>



# (1) 民間事業者への斡旋

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、同意取得の段階で森林所有者が民間事業者への委託を望む場合（「所有者還元がなければ同意しない」など）、地域の民間事業者が当該森林の経営管理に関心を示している場合、経営管理を受託できる民間事業者が事実上1者のみである場合（もしくは、周辺の森林のほとんどで、特定の者による森林経営計画が立てられている場合）などは、集積計画を作成するのではなく、民間事業者に情報を斡旋することが効果的。
- 情報提供に当たっては、個人情報の取扱いに留意しつつ、受託を希望する可能性がある者に公平に提供することが必要。

## 【取組のポイント】

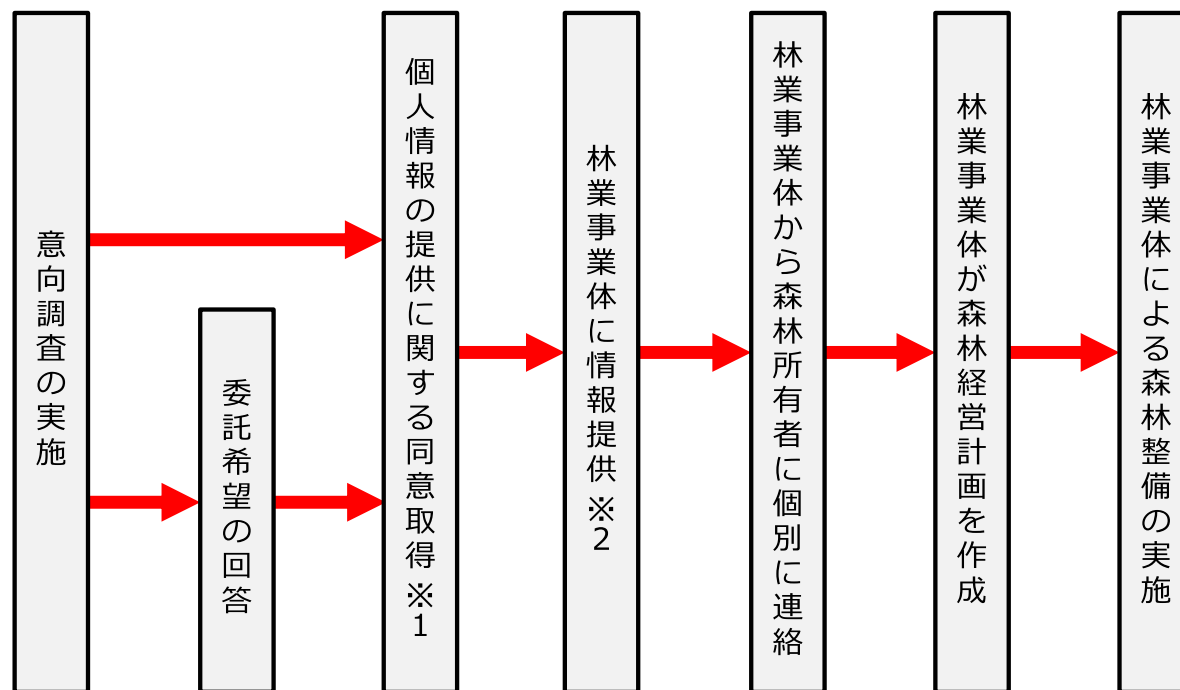
### ① 個人情報の取扱い

- 意向調査結果は個人情報であることから、民間事業者に情報提供するに当たっては、森林所有者の同意を取ることが必要。
- 「個人情報の提供に関する同意取得」の方法は、
  - ・意向調査票で個人情報の提供可否について記載する、
  - ・意向調査票において、連絡先を記載する欄を設け、電話連絡等により、個別に確認するなどの対応が想定される。

### ② 情報の提供先

- 情報提供に当たっては、受託を希望する可能性がある者に、公平に提供することが必要。
- 情報提供をする林業事業者の範囲については、
  - ・都道府県が公表しているリストに掲載されている者、
  - ・管内で森林整備の実績がある者、
  - ・市町村で独自に設定した登録事業者など、公平性に考慮して決定することが望ましい。

## 【想定される取組フロー】



※1：意向調査票で個人情報の提供可否について確認することも可能。

※2：提供する情報の範囲は、該当する森林の位置、所有者情報（氏名、住所、連絡先）、意向調査の回答結果などが想定される。



# ① 民間事業者への斡旋 | 兵庫県神河町

- ▶ 神河町では、約9,400haの私有林人工林を対象に、森林経営計画の策定が進まない条件不利地の森林整備を進めるため、本制度を活用。
- ▶ 意向調査において町に委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適した森林は、既存の森林経営計画への編入・新規策定につなげるため、町では、**事業者による森林経営計画の策定に向けた関係者の合意形成を支援**。

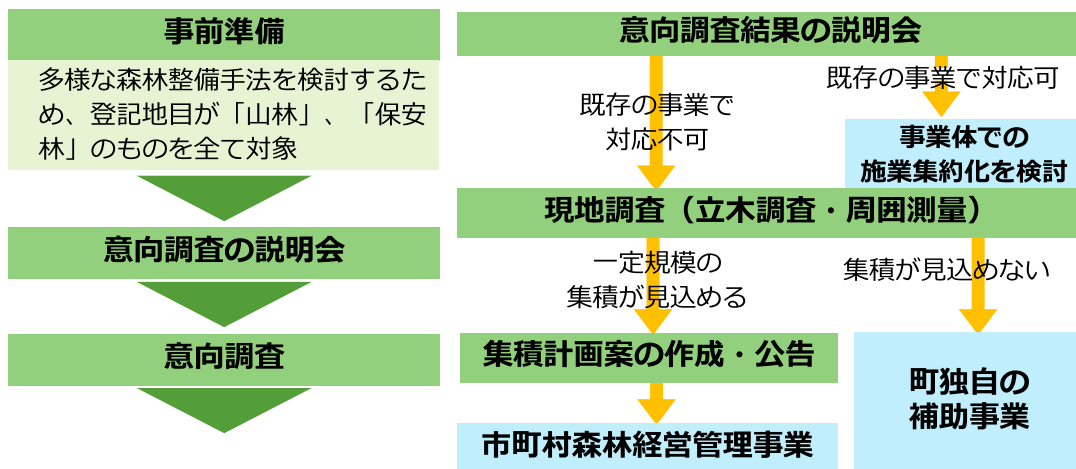
## 【意向調査～林業事業者への斡旋までの流れ】

- あらゆる森林整備の可能性を検討するため、意向調査は、地籍調査終了の登記上の地目が山林・保安林となっているもの全て対象。
- 意向調査の際、既存の事業での対応（森林経営計画、治山事業（保安林整備）、作業道の作設等）の可否について管内の林業事業者と協議。**集積計画の策定によらない森林整備の可能性**を検討。
- 「既存事業での対応が困難、かつ一定規模の集積が見込める森林」について、本制度を活用して市町村森林経営管理事業による間伐を実施することとしている。

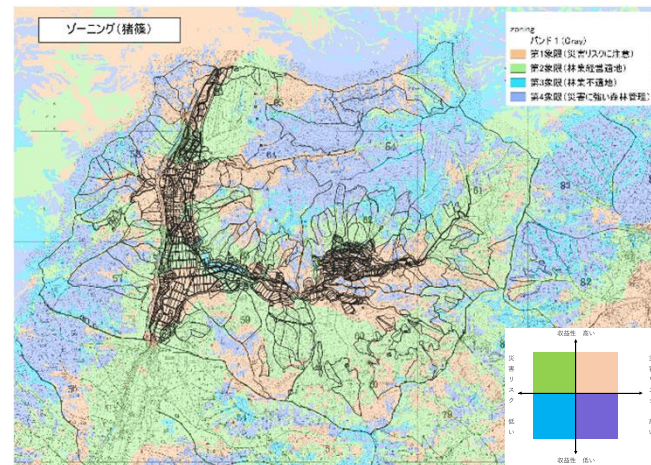
## 【林業事業者への支援】

- 意向調査の結果、町に委託希望と回答があった森林等の森林整備の方針を地元で説明する際、林業経営に適した森林は林業事業者による森林経営計画への編入・新規策定に誘導し、**森林所有者と林業事業者との直接契約による森林整備**につなげていく考え。
- 林業事業者による森林経営計画への編入・新規策定に際して、**対象森林での搬出間伐が困難な場合は、町独自の補助金**を活用した間伐、作業道の作設等も支援。
- 意向調査では、所有森林の**売却・寄附の意向**も確認。売却・寄附希望の森林についても、林業事業者に森林経営計画への編入、購入等、当該森林の整備可能性について協議。

※町では森林の寄附を受けるしくみを整備（P.41）。これまでに5人、28筆（45.7ha）の寄附を受け入れ、必要に応じて間伐等を実施。



※意向調査の対象森林の設定、対象森林における森林整備の進め方、事業間の調整等について、県姫路農林水産振興事務所が助言。



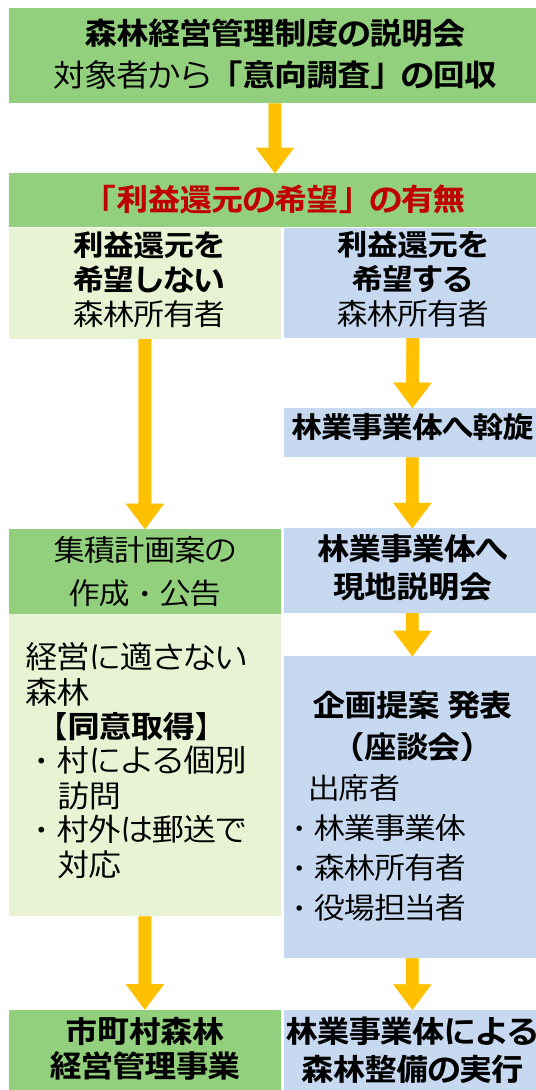
森林整備の重要度を可視化したゾーニング図

## ② 民間事業者との役割分担に基づく森林整備 | 青森県西目屋村

- 西目屋村では、森づくりビジョンに掲げた「持続可能な森づくり」の実現に向けて、意向調査を活用して、所有者の**森林に対する興味・関心**を喚起。
- 意向調査時に「**利益還元**の希望」も調査。回答や森林の状況を加味しつつその後の森林整備を検討している。
- 持続可能な森づくりの実現には関係する主体の自発的な参画が重要となることから、本制度を活用して、所有者や林業事業者、村内の民間事業者等の主体が森づくりに参画しやすい環境づくりに留意。

### 【本制度を活用した森林整備の促進】

- 所有者向けの説明会を開催し、その場で意向調査を実施・回収するとともに、**利益還元希望の有無**を所有者から聞き取り。
- 村が**利益還元を希望する所有者の集約**を行い、林業事業者へ情報提供。**条件を整えば**※森林整備に係る契約を林業事業者と所有者が直接契約。林業経営に適さない森林は、林業事業者による森林整備につなげていくことを見据えつつ、集積計画の策定、市町村森林経営管理事業を実施。  
※林業事業者への委託を希望する森林が30ha以上まとまっている状態
- 林業事業者への委託を希望する森林で、林業経営に適した森林（傾斜30度以下、かつ路網からの距離100m未満）が小規模で分散している場合には、30ha以上の**まとまりが確保できるまで村が希望者を募る**。また、所有者の不安軽減と林業事業者の負担軽減を図るため、村が仲介役を担っている。



### 【村内における森林整備の担い手確保】

- 令和4年度までは村内に林業事業者が存在せず、森林整備に係る業務は**全て村外の林業事業者**に発注。
  - 本制度に基づく取組が進み、市町村森林経営管理事業の発注件数・面積の増加も見込まれるなか、村内でも森林整備の担い手となる民間事業者を確保する必要性が高まっていた。
- ↓
- このため村では、森林整備への参入に関心を示す村内の民間事業者（建設会社等）を対象に、**村直営で、間伐や搬出等の技術指導**を実施。その結果、2社が実際に森林整備の業務に入札。
  - 合わせて、村外の林業事業者に対して、村内への事業所の設置を呼びかけ。令和5年度には、県外に本社を有する林業事業者が**村内に事業所を設置**。村では、これを契機として、本制度に係る森林整備等の担い手確保の取組がさらに加速・拡大していくと期待している。

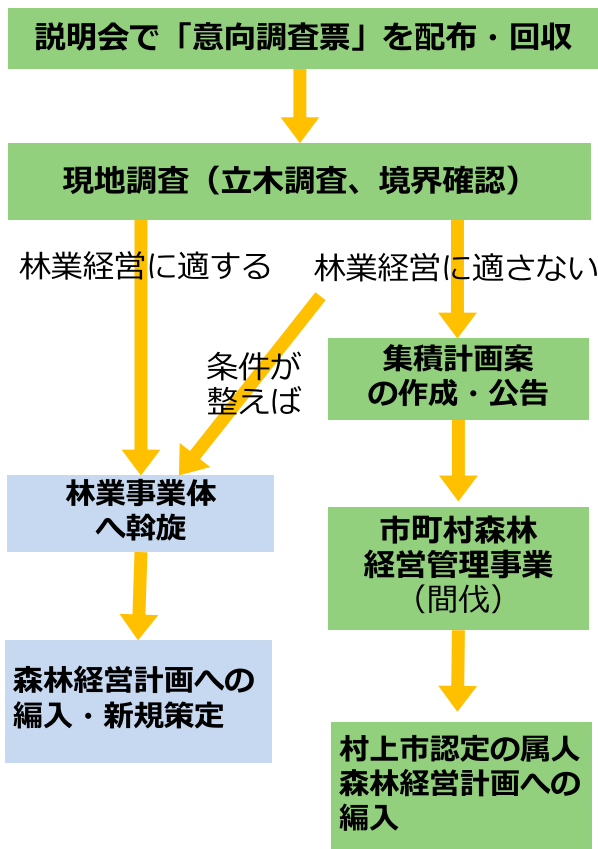
### 【森林整備後の木材利用につなげる工夫】

- **切り捨て間伐**であっても、所有者が利益還元を求めた場合には、伐倒木の販売先として**村内のバイオマス工場を林業事業者に紹介**し、針葉樹の**C材・D材**や広葉樹でも**換金ができるしくみ**を整備。
- また、伐倒木の搬出に際しては、予め近隣の建設業者で、搬出に必要な重機・車両を保有する企業の協力を取り付け（村で別途、単価を設定し、森林所有者が当該企業に発注できるしくみを整備）、依頼があれば伐倒木を搬出できる体制を確保。

# ③ 林業事業体への斡旋 | 新潟県村上市

- 村上市では、意向調査で市に委託希望と回答があった森林のうち、**林業経営に適した森林は、集積計画を策定せずに林業事業体に斡旋**している。
- **早期の森林整備**を実現するために、**配分計画は策定せずに、林業事業体による森林経営計画の編入・新規策定に直接つなげる**こととしている。

## 【意向調査～林業事業体への斡旋までの流れ】



- 本制度に係る説明会を開催し、その場で意向調査を実施・回収。
- 林業経営に適さない森林であっても、一定のまとまりが確保できる等、**林業事業体による森林整備が可能な条件**が整えば、森林経営計画への編入・策定による森林整備へとつなげたい考え。

※集積計画の策定、市町村森林経営管理事業は、既存の森林経営計画への編入も念頭に置いて対応。

## 【林業事業者への斡旋につなげる工夫】

- 新潟北部地域林業振興協議会や各林業事業体の日常的なやりとりの中で、**管内の林業事業体の事業計画や、本制度に係る森林整備の要望**を聞き取り。
- 意向調査で、市に委託希望と回答があった森林は、一定程度のまとまり（30ha程度）が確保できた段階で、**集積計画を策定する前に林業事業体に斡旋**。  
※新潟北部地域林業振興協議会を介して管内の林業事業体に情報提供
- 情報提供に当たっては、個別に森林所有者に文書等で確認をとることとし、林業事業体には、所有者の氏名、共有者の有無、森林の位置図などの情報を提供。  
※市内で森林整備の実績がある者に公平に提供。
- 林業経営に適さない森林で、既存の森林経営計画に隣接・近接する森林については、林業事業体の**森林経営計画への編入の可能性を林業事業体に打診**し、森林の集約化を図っている。
- 上記の取組の結果、市ではこれまでに累計約269haの森林を林業事業体に斡旋。

令和元年度 約127ha

令和2年度 約103ha

令和3年度 約39ha

## (2) 市町村との協定に基づく森林整備

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、災害防止等の観点で地域住民から、早急な間伐等の実施を求められている場合、県税事業等により、従前から協定に基づく間伐を実施している場合などは、集積計画の策定によらず、協定に基づく事業実施も選択肢。
- 具体的には、市町村と森林所有者との2者協定（又は民間事業者も加わった3者協定）を締結し、市町村の負担による間伐等を実施（※財源には森林環境譲与税も活用）。

### 【取組のポイント】

- 協定は、市町村と森林所有者の2者協定、もしくは、市町村と森林所有者と林業事業者の3者協定を締結。
- 森林整備の実施方法については、市町村が事業発注する方法や森林所有者（林業事業者）に補助する方法などがあるため、地域の実情に応じて方法を選択。
- 事業発注に係る設計・積算に当たっては、
  - ①公有林整備で使用している歩掛や仕様書、
  - ②森林整備事業の作業工程や治山林道必携の歩掛、
  - ③都道府県提供資料などを参照にして対応。

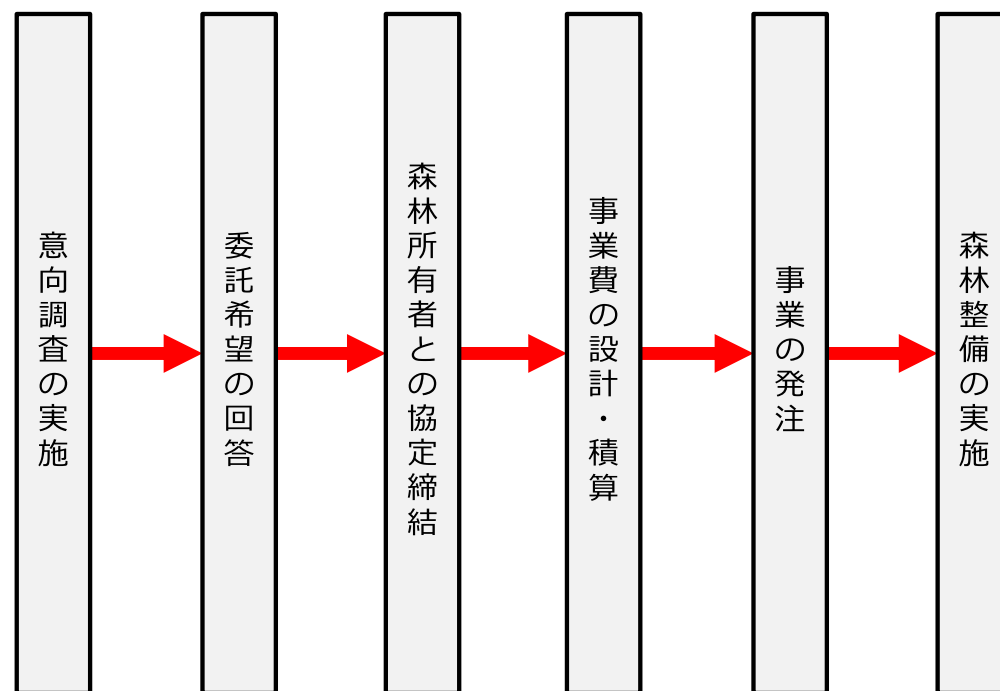
### 協定書の主な記載項目

- ✓ 目的、期間
- ✓ 対象森林
- ✓ 協定の内容（整備の内容）
- ✓ 費用負担
- ✓ 甲乙の責務・義務（10年間の非皆伐等）
- ✓ 損害賠償（自然災害等）
- ✓ 協定の承継（所有権の移転等）
- ✓ その他事項（甲乙協議）

### 【留意事項】

- 協定に基づく森林整備は法律に定めがないことから、協定の内容等の詳細は、各市町村の実情に応じて、他市町村の事例も参考に検討する必要。
- 同意を取得する範囲も、森林所有者全員の同意を取るのか、持ち分の過半の同意をとるのか等、それぞれで判断。

### 【想定される取組フロー（市町村が事業発注する場合）】



# ① 協定による森林整備 | 熊本県御船町

- 御船町では、**早期に森林整備を進めることが重要**であるとの考えの下、集積計画ではなく、**森林所有者、林業事業者との3者協定書を締結**することにより、森林整備を進める方針。
- 「委託希望」の森林の境界明確化と林地確認は、町が直営で実施。「委託希望」の森林のうち、林業経営に適さないと判断した森林については、協定を締結。**林業事業者が協定に基づき間伐を実施した上で、町が事業体に補助金を交付。**補助金形式とすることで、町による設計や入札等の事務負担を軽減。

## 【取組の流れ】

- ① 町が委託希望の森林の境界明確化と林地確認を実施（森林所有者は、原則、現地立会が必要）。
- ② 林業経営に適さないと判断した森林について、町・森林所有者・林業経営体の3者で協定書を締結（森林所有者は地元の代表者一人でも可としている）
- ③ 林業経営体が協定に基づき間伐を実施し、町が補助金を交付。

### 御船町公益的機能発揮森林整備事業の実施に関する協定書（抜粋）

甲（御船町）と乙（森林所有者）及び丙（林業経営体）とは、御船町公益的機能発揮森林整備事業実施要綱第3条の規定に基づき、事業の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する

#### （協定の期間）

第2条 この協定の期間は、施行日から●年●月●日までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

#### （整備の内容）

第4条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象とする森林の状況を踏まえつつ、**原則として30パーセント又は、40パーセント程度の間伐を実施する。**

2 丙は前項の間伐により伐採した樹木を、枝払い、玉切り、林地内での集積まで行うものとする。

#### （費用の負担等）

第5条 第4条に定める間伐に要する費用は、**丙が負担し乙の負担はないものとする。**ただし、**丙の負担には、要綱に基づき交付される補助金を充てる**ことができる。

2 対象とする森林に対する公租公課若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される負担等は、乙が負担する。

#### （当事者の義務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

##### （2）乙の義務

ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ **施行後10年間は対象とする森林を皆伐しないこと。**

ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること

#### （自然災害による損害）

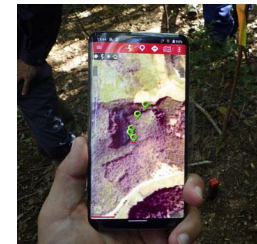
第7条 事業実施中及び完了後、**火災、天災による甲の責に帰し得ない事由により対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。**

#### （協定の承継等）

第8条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、**当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。**

## 【境界明確化】

- ✓ GNSS内蔵スマートフォン（新旧航空写真確認用）を利用し、林相から境界を確認。
- ✓ 境界杭を打ち、GNSS受信機で測量。
- ✓ 測量データは、町森林GIS上で管理
- ✓ 切捨間伐予定地は、必ずしも隣接森林所有者の立会や確認は求めないが、搬出間伐が見込まれる地域は立会を求める。立会は、土日も実施。



## 【補助事業の概要（補助金算出方法の例）】

1) 人工林（スギ・ヒノキ）成立本数別間伐補助単価（間伐率30%）

区分	単価
2,000~2,499本/ha	434,000円/ha

2) 増減要因（作業現場状況）

区分	増減割合
傾斜角20~29°	1.1

3) 計算方法（成立本数が2,300本/haで間伐率30%、傾斜角20~29°）

施工区分	面積	補助単価	増減割合	補助金額			
2,000~2,499本/ha	1.00	×	434,000	×	1.1	=	477,000円/ha

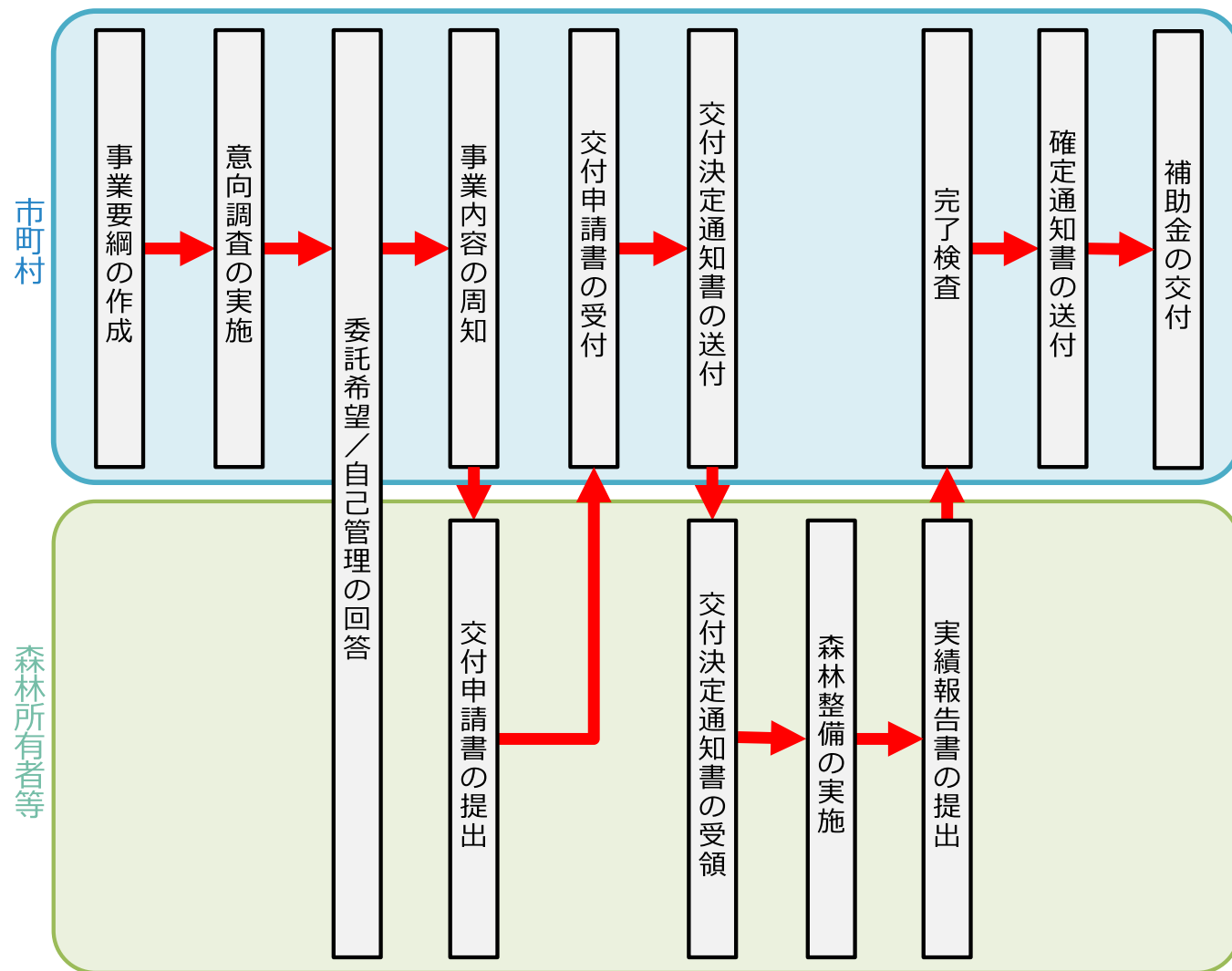
### (3) 市町村独自の補助による間伐支援

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、当該箇所の受託が市町村の取組方針と合致せず、集積計画を定めないと判断した場合や、小面積・飛び地であるなど、集積・集約化が困難であると判断された場合は、市町村としての対応を保留せざるを得ないが、森林整備につなげるために、森林所有者に対して、補助事業の活用を促すことが効果的。
- 具体的には、市町村独自の補助事業（例：切捨間伐 20 万円/ha 等）を創設して、森林所有者自らによる間伐等の実施を支援（※財源には森林環境譲与税も活用）。

#### 【取組のポイント】

- 意向調査の結果、「委託希望」の回答があった森林に限らず、「自己管理」と回答のあった者に対しても、事業内容を周知するなど、幅広く取組を周知。
- 森林組合等の事業実施主体と連携して、当該補助事業の活用を促す場（地元説明会等）を設定するなど、事業が有効活用されるように取組を工夫。
- 意向調査の成果をもとに、林地台帳を更新するとともに、補助事業（森林整備）の実績も管理。

#### 【想定される取組フロー】

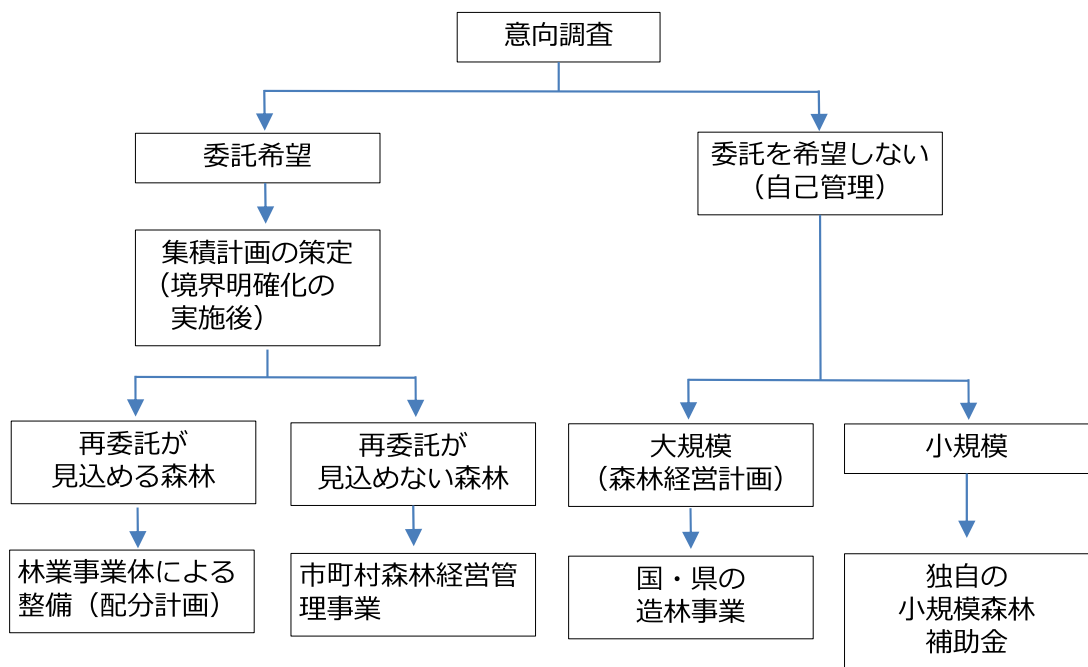


# ①市独自の支援策による森林整備 | 三重県津市

津市では、意向調査で市に委託希望と回答があった森林で、集積計画の対象外となった森林や、防災等の観点から早急な整備が求められる森林について、国や県の造林補助事業のほか、市独自に創設した、小規模森林の整備に関する補助金「小規模森林整備促進事業」（令和3年度～）を活用して、間伐等の整備を実施している。

## 【意向調査後の取組フロー】

- 森林経営管理制度はあくまで森林整備のための1つの手段として位置づけ。
- 以下のフローに沿って種々の方法により森林整備を実施。



## 【市独自補助事業の対象森林】

地域森林計画の対象となる民有林において、1施業地の面積（隣接する森林において同一年度内に間伐または植栽等を行う場合にあっては、当該森林面積を加えた面積）が5ヘクタール未満の間伐または植栽等であること。

- 間伐 人工林（スギ林およびヒノキ林に限る）において、適正な密度管理を目的として行う不良木の伐採であること。
- 植栽 人工林において、優良な育成単層林の造成を目的として行う植栽、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を目的として行う鳥獣害防止施設等の整備であること。

## 【市独自補助事業のメニュー】

事業名	補助内容	補助率（上限）
間伐促進事業	搬出間伐（市内）	70/100
	搬出間伐（市外）	50/100
	保育間伐	70/100
植栽等支援事業	植栽	70/100
	鳥獣害防止施設等整備	70/100

## 【市独自補助事業の活用実績】

年度	内容	箇所数	面積
令和3年度	間伐	28箇所	31.78ha
令和4年度	間伐	32箇所	28.44ha
	植栽	2箇所	0.16ha
合計	-	62箇所	60.38ha

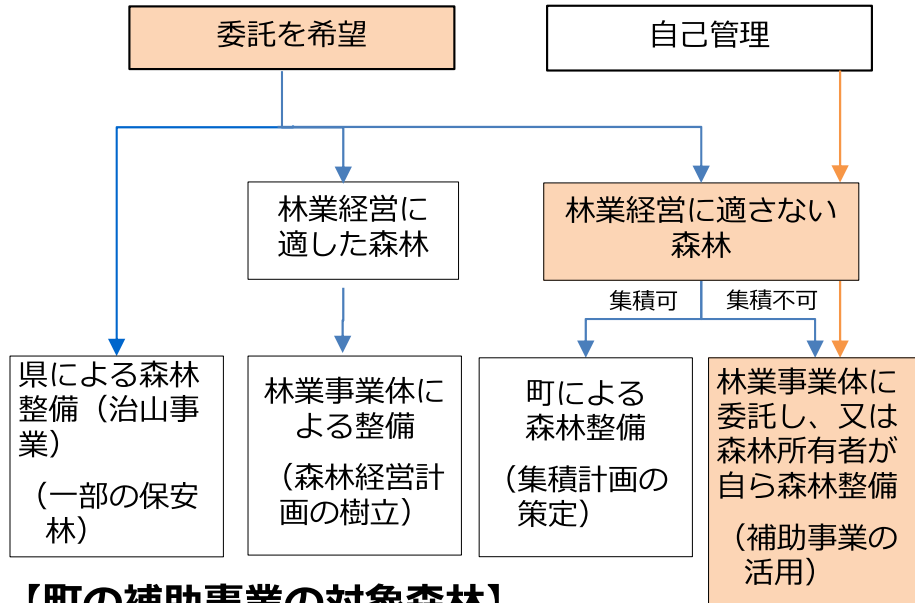


植栽（施業後）

# ②町独自の支援策による森林整備 | 兵庫県神河町

- 神河町では、意向調査の結果を踏まえて森林組合や林業事業体と協議し、対象森林の整備主体を調整。
- 森林経営計画が策定可能な森林は、既存の森林経営計画への編入又は、新規策定につなげる。森林経営計画の策定が困難な場合で、一定程度の集約化が可能な森林は集積計画を策定。集積計画の対象とならない森林は、町独自の補助事業（神河町森林整備事業補助金）を活用して、森林所有者や林業事業体等による森林整備につなげている。

## 【意向調査後の取組フロー】



## 【町の補助事業の対象森林】

町内に所在する民有林(公有林等は除く)で、町の調査により次の各号のいずれかに該当すると認められる区域内の森林。

- (1) 森林研究・整備機構又は兵庫みどり公社の森林面積が 1/2 以上を占める林班
- (2) 森林所有者の同意が得られず、森林経営計画の面積要件を満たすことができない林班
- (3) 森林経営計画の面積要件を満たすために、10 名以上の町内森林所有者の同意が必要な林班
- (4) 森林経営計画の面積要件を満たすために、町外の森林所有者、不在地主等の同意が必要な林班
- (5) 現地の状況等により、森林経営計画の樹立が困難と認められる林班

## 【補助メニュー】

対象事業	補助要件（一部省略）	補助金額
①植林	・事業地を含む申請者所有地の境界が明確であること。 ・実施面積 0.1ha以上(実測)	1/2以内 (上限20万円/ha)
②枝打ち	・事業地を含む申請者所有地の境界が明確であること。 ・実施面積 0.1ha以上(実測)	1/2以内
③間伐	・事業地を含む申請者所有地の境界が明確であること。 ・実施面積 0.1ha以上(実測) ・切捨て間伐の場合は枝払い及び玉切りを標準とする。	10/10以内
④作業道開設	・開設後2年以内に①～③いずれかの事業を実施すること。 ・受益者2戸以上、通過森林所有者の承諾が得られていること。 ・幅員2.5m以上、開設延長100m以上 ・年間事業量500m以内	1/2以内
⑤作業道補修等	・1年以内に①～③いずれかの事業を実施するために必要な、作業道の改良、維持補修、舗装等の事業 ・受益者2戸以上で、幅員2.0m以上かつ延長100m以上	1/2以内 (1申請上限25万円)
⑥境界明確化	・①～④いずれかの事業を実施するために必要な、次の一連の事業 ・事業地及び事業地を含む申請者所有地外周の境界確認、永久杭(4.5cm角プラ杭又は同等品以上)の設置、数値測量(公共座標)による測量図作成 ・ただし、対象となる所有地面積が10haを超える場合には、事業地を含む筆の外周	測量成果面積 1haにつき、 1/2
⑦搬出促進	・③、造林事業等又は伐採届等に基づく間伐事業の対象であること。	搬出材精算量 ・1,500円/m <sup>3</sup> ・1,200円/t

## 【年度予算及び決算状況（単位：千円）】

	予算	決算	うち間伐	うち作業道	うち搬出促進	うち植林 (令和4年度～)
R 1	13,984	13,266	4,716	500	8,050	—
R 2	18,723	18,563	5,446	759	12,358	—
R 3	19,266	19,266	1,906	671	16,689	—
R 4	21,327	20,966	2,932	0	17,934	100





## 4. その他

---

# ① 予算要求・事業実施時期を考慮した業務スケジュール | 山形県最上町

もがみまち

- 最上町では、予算要求の時期と事業の着手時期を見越して、本制度に基づく森林整備を切れ目なく進められるように年間スケジュールを組んでいる。
- 町内3箇所のモデル地区において本制度に係る実務が一巡し、一定のノウハウが蓄積されたことから、年間スケジュールを踏まえて実務を進めることで、担当職員の異動に伴う引継ぎについても切れ目なく対応している。

## 【業務スケジュールの概要】

- 対象森林（候補森林）の選定から配分計画の策定までを概ね1年間で実施。
- 民間事業者の公募期間（林業事業者による企画提案の作成期間）や、選定委員会による選考には時間を要するため、他の項目と比較して、多めに時間を確保。



最上町における本制度に係る業務スケジュール

## 【スムーズに実務を進めるための工夫点】

- ① 業務の始期は、予算要求の時期と、配分計画に基づく森林整備の始期を考慮して、毎年度11月に設定する。
- ② 候補森林の選定は、事前に森林組合や林業事業者から再委託可能と回答があった森林を優先して選定。
- ③ 集落座談会の開催時に、森林整備に対する地域の意向や要望を聞き取り。
- ④ 意向調査時に作業道開設の同意も取り付け、集積計画に基づく森林整備に先行して、町単独補助金を活用して林縁部までの作業道開設を可能に。
- ⑤ 森林整備に対して関心が高く、森林整備の担い手の確保の目処がついた森林から取組を始める。



- ① 対応森林における実務を切れ目なく推進。
- ②・③ 実現性が高い森林から優先して意向調査を実施。集積計画・配分計画の策定につなげている。
- ④ 早期の森林整備の着手。
- ⑤ 関係者の合意形成がスムーズに進み、各作業項目の工期の短縮。

## ② 制度推進方針の見直し | 愛媛県久万高原町 くまこうげんちょう

- ▶ 令和元年度から令和4年度にかけて合併前の旧4町村に各1箇所のモデル地区を設定し、意向調査の実施、集積計画・配分計画の策定、その後の森林整備までを一通り実施。
- ▶ 令和5年度までのモデル地区での試行錯誤を受けて、令和5年度からは全町を対象に意向調査を実施することとした。
- ▶ 令和6年度からは、配分計画は策定せず、林業経営に適さない森林の整備に特化していく考え。

### 【集積計画の対象森林の見直し】

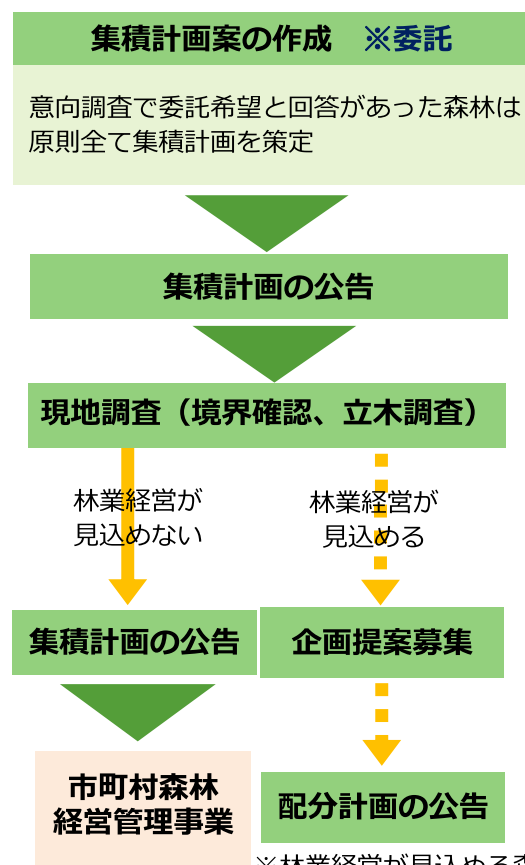
- 令和元～4年度に意向調査を実施したモデル地区では、町に委託希望と回答があった森林は原則として全て集積計画を策定することとしていた。
- 現地調査にて、広葉樹が主体の森林など、整備が不要な森林と判明するケースがあり、森林所有者への状況説明等に時間を要していた。
- 令和4年度までは大字または林班単位で意向調査を実施。そのノウハウを基に、令和5年度からは全町を対象に意向調査を実施。
- また、令和6年度からは、委託希望の森林のうち、林業経営に適した森林は林業事業体へあつせんし、林業経営に適さない森林のみ集積計画を策定し市町村森林経営管理事業（保育間伐）を実施する方針。

### 【市町村森林経営管理事業の推進】

- 町に事業者登録している林業事業体には、対応能力に余力がある事業体が複数あるが、本制度に係る業務発注量が不安定であることから、継続して業務発注できる事業量の確保が課題となっていた。
- 林業事業体による森林経営計画への編入・策定も見据えつつ、管内の林業事業体の実情を踏まえて市町村森林経営管理事業の事業量を確保し、森林整備を進めていきたい考え。

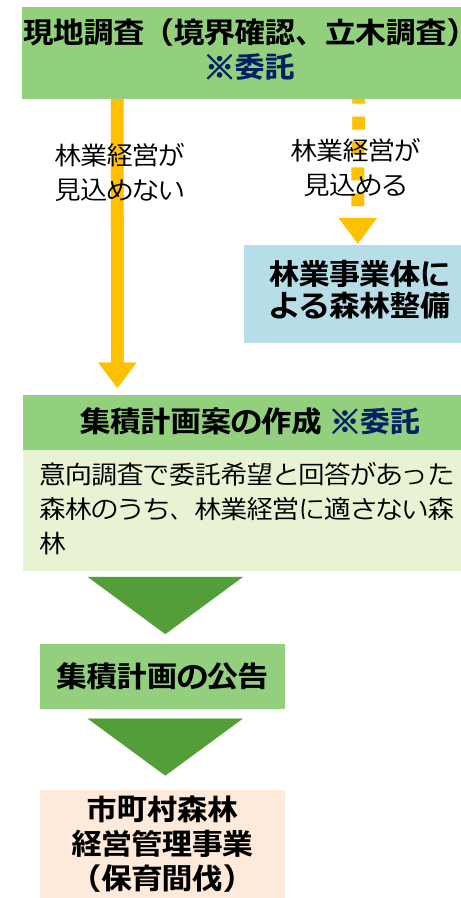
### 【業務フローの見直し】

▼令和元～5年度



※林業経営が見込める森林は、必要に応じて林業事業体向けの説明会を開催

▼令和6年度～



# ③業務実施体制の見直し | 高知県しまんと四万十市

- 四万十市では、制度開始当初は、地域の森林組合に包括的に業務を委託していたが、さらなる境界明確化、現地調査の範囲拡大及びスピードアップを図るため、令和5年度から**事前準備**と**意向調査**は**市自ら対応**。
- 森林組合への委託は、**境界明確化**、**現地調査**、**市町村森林経営管理事業**の実行に**特化**。
- 市の直営業務の増加に対し、**県及びサポートセンターとの連携**、**ツールの活用**等により対応。

## 【背景】

- 令和4年度まで事前準備、意向調査を森林組合へ委託していたものの、課税台帳や戸籍謄本等を活用した所有者探索や問い合わせへの対応は市が行っていたため、手戻りが頻繁に発生し、時間を取られることが課題。
- 業務の分担を見直し、事前準備、意向調査は市が直営で実施。森林組合には境界明確化、現地調査に特化してもらうことで、当該業務の範囲拡大及びスピードアップを図ることとした。

## 【業務の実施主体】

業務内容	～R4		R5～	
	直営 (職員)	外部委託 委託・請負・ 雇用(または 連携)	直営 (職員)	外部委託 委託・請負・ 雇用(または 連携)
事前準備		委託	○	
説明会・広報活動	○		○	
意向調査		委託	○	
経営管理権集積計画	○		○	
立木調査・現地踏査		委託		委託
境界明確化		委託		委託
相続人調査	○		○	

## 【直営で実施するための工夫等】

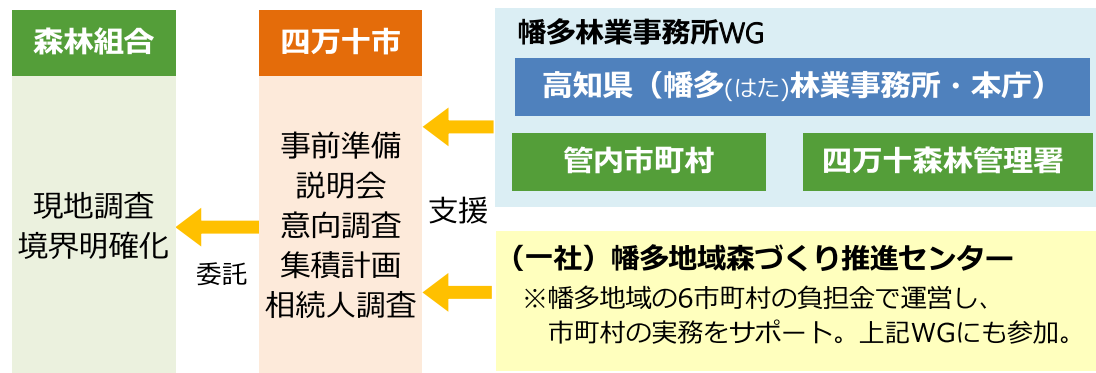
### ①県及びサポートセンターによる支援

- 従来からの県による支援であるWGの活用や各種相談に加え、令和4年度からは、県が無償で提供する航空レーザデータ、森林クラウドや林況確認に活用できるタブレット等を活用。
- (一社)幡多地域森づくり推進センターが令和4年度に設立。各種業務の支援や、市町村職員向けに研修会を開催(P.18)。市はセンターと連携して業務を推進。

### ②独自のツール活用

- 意向調査の準備を直営で実施するにあたり、課税台帳を活用して所有者を探索。
- 独自の作業用ファイルをエクセルで作成し、突合作業を効率化。

## 【体制図】



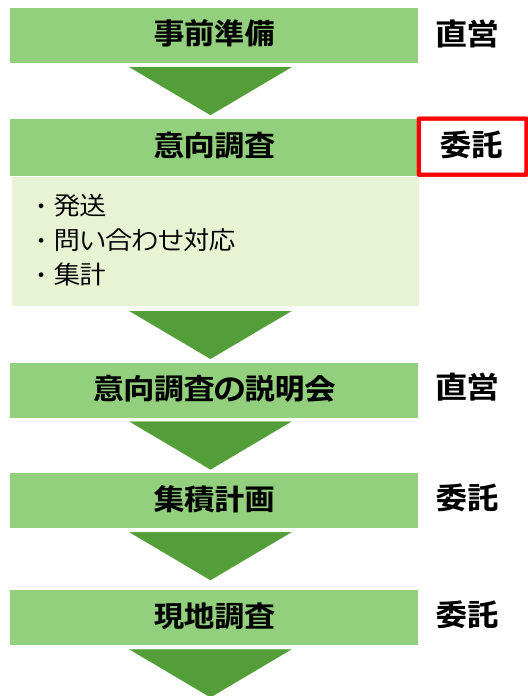
# ④ 制度への対応方針の見直し | 栃木県鹿沼市 (1)

かぬま

➤ 市内の人工林は小規模所有者が過半を占めており、所有者の高齢化等で森林の集積が困難になる前に森林整備に着手する必要があったため、令和5年度からは**意向調査を簡略化し、直営で実施**することで所要時間の短縮を図っている。

## 【意向調査の直営化・設問数の削減による事務のスピードアップ】

令和元～4年度

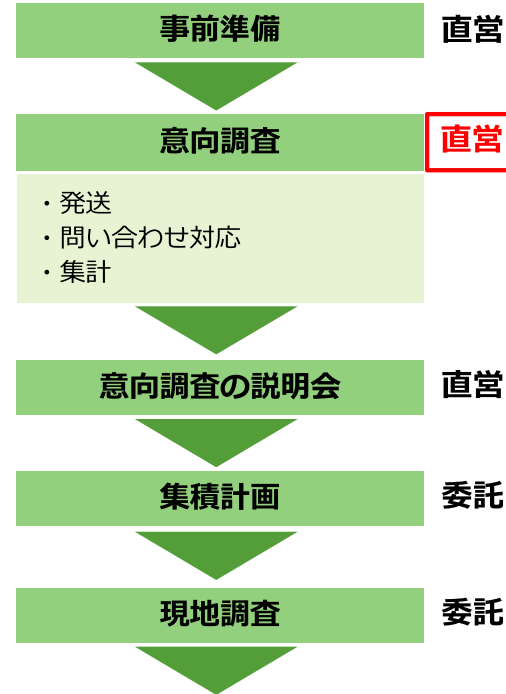


- 所有者の意向をより詳細に把握するため、意向調査票の設問は全15問（一部記述式）

### 意向調査の主な項目

1. 対象森林を知っていますか？
2. 対象森林に行ったことがありますか？
3. 対象森林の境界を知っていますか？
4. 自身で経営管理が実施できると思いますか？
5. 今後、森林の経営管理をどのようにお考えですか？

令和5年度以降



- 設問を絞り、15問→6問へ削減
- 全ての設問を選択式に
- すべての職員が回答の入力・集計を行えるように、エクセルを用いて作業を標準化

### 意向調査の主な項目

1. 対象森林を知っていますか？
2. 対象森林の境界を知っていますか？
3. 今後、森林の経営管理をどのようにお考えですか？

### 課題

- 業務発注に係る市の担当職員の事務負担、委託業務内で行う集計作業等が想定よりも過大に。
- 約270通の意向調査票を上半期、下半期に分けて計7か月間の委託期間と、市における成果品の検査、所管データの修正やシステムへの反映など1か月、計8か月を要する。

### 成果

- 令和4年度までは約8か月要していた意向調査の所要期間を令和5年度は上半期・下半期合わせて約5か月に短縮。令和7年度からは、上半期年1回のみの実施とし、さらなる短縮を目指す。
- スムーズな集積計画の策定や、林業事業体による森林整備の実施に寄与。

# ④ 制度への対応方針の見直し | 栃木県鹿沼市 (2)

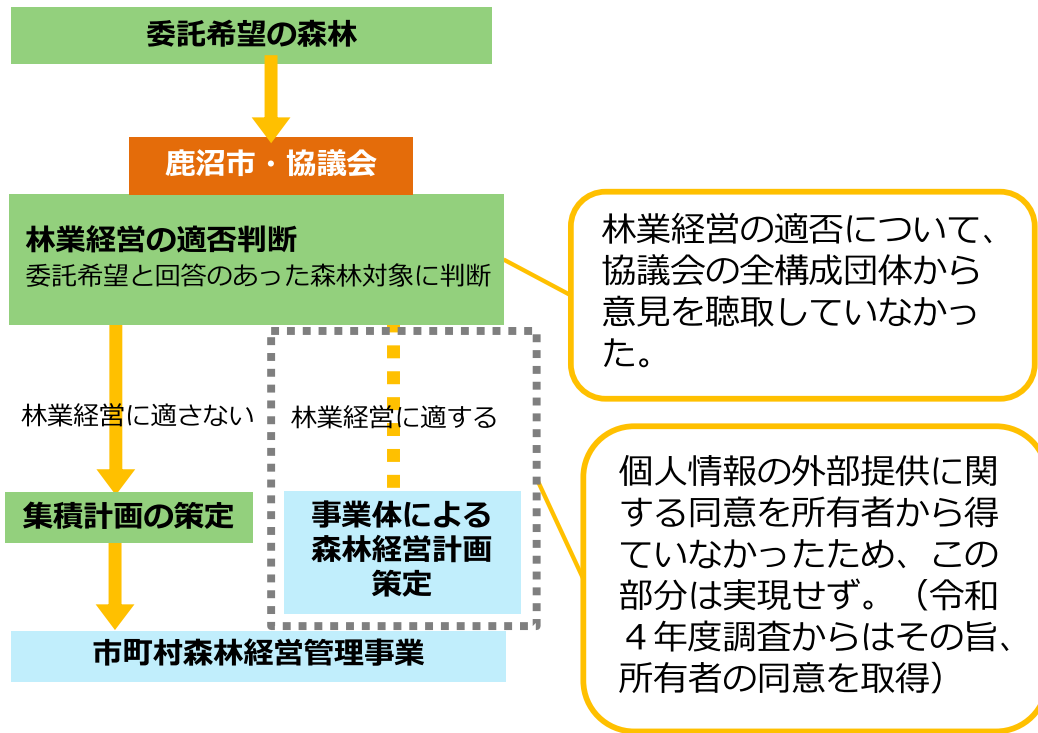
かぬま

- ▶ 林業経営適否判断や、具体的な事務作業のフロー作成により、林業経営に適さない森林での集積計画の策定や、林業経営に適した森林での林業事業体による森林整備に早期につなげていきたい考え。

## 【意向調査後の具体的な作業フローの見直し】

### 令和元～4年度

- 具体的な作業手順や役割分担を明文化せず

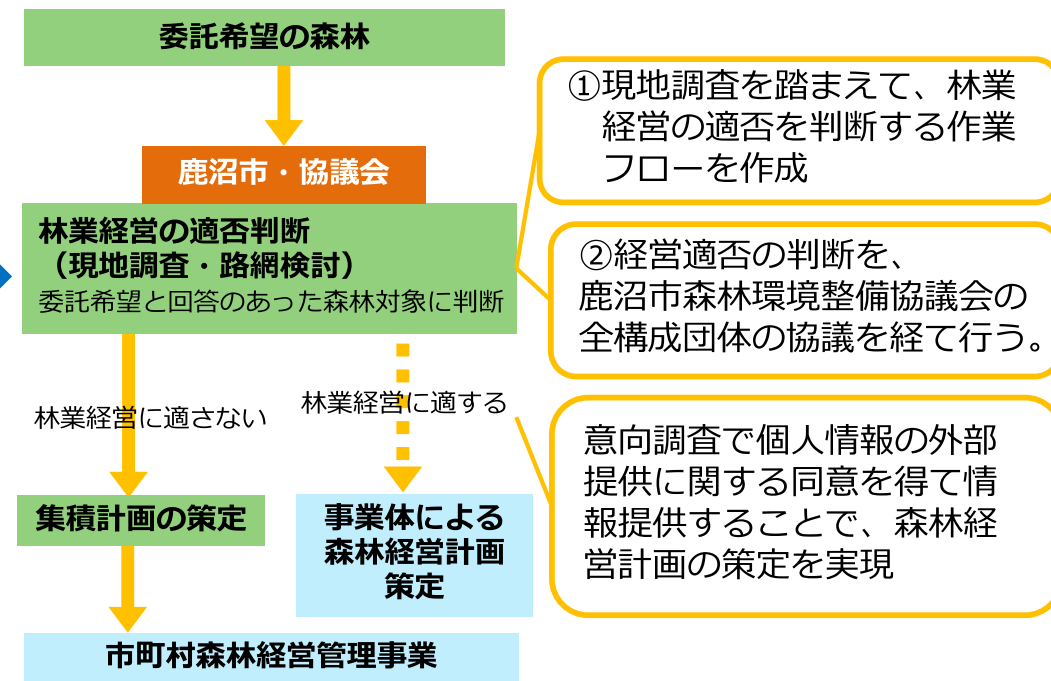


### 課題

- 協議会との連携がスムーズにできず、意向調査の結果を林業事業体による森林整備までつなげる際の支障に。
- 林業経営の適否を判断するなかで、作業道に接し林業経営に適すると思われる森林が、林業経営に不適と判断されてしまうケースがあった。

### 令和5年度以降

- 具体的な作業手順や役割分担を明文化



### 期待する成果

- 市と協議会の連携関係を明確にし、よりスムーズに森林整備まで実施できるよう図る。

# ⑤市町村森林経営管理事業等の単価の見直し | 栃木県鹿沼市

かぬま

- 市町村森林経営管理事業の対象となる森林は、急傾斜地や奥山等の条件不利地に位置する。
- 鹿沼市では、市町村森林経営管理事業に関する業務委託先となる鹿沼市森林環境整備協議会と適宜協議し、単価等の見直しを行っている。

## 【集積計画作成に係る作業】

業務内容	令和4年度	令和5年度
現地視察	急傾斜地の割増	一律上乘せ
路網検討	急傾斜地の割増	削減
林分調査・施業方法の検討	急傾斜地の割増	樹高測定の削減
境界確認	急傾斜地の割増	一律上乘せ
境界測量	急傾斜地の割増	一律上乘せ
集積計画案作成	—	—
その他書類作成等	—	樹高関係書類の削減

### 【令和4年度】

- 急傾斜地の現地確認等は、作業者の負担が大きいため、現地に行く工数について、急傾斜地の割増を行った。

### 【令和5年度】

- 林業経営適否判断の実施に伴い、再配分は実質行わない方針となり、従前よりもアクセスの悪いエリアが市の集積対象となるため、現地に行く工数を一律上乘せし、路網検討、材積を算出するための樹高測量を廃止、関連書類の作成も廃止した。

## 【管理事業（切捨間伐）の積算】

項目	対応
胸高直径	調査区から細い順に伐採本数分を選択し、平均直径を算出、積算基礎としていたが、実際には必ずしも細い順になるわけではない（曲がり木、枯木、適切な間隔等）ことから、調査区の平均胸高直径を採用するよう変更。 ※適切な選木、市の設計における負担軽減
本数	—
作業の難易度	—
玉切り、片付け有無	実施有無を市が傾斜等から判断していたが、現場の状況をすべて把握することが困難なため、集積計画作成時に協議会が判断し、それに基づき実施有無を決定するよう変更した。 ※適切な作業の実施

- 「同種業務と比較して安価で、請け負うことが難しい」という林業事業者からの意見を受けて、積算基準や単価を令和5年度に見直し、令和6年度から適用することとした。
- 急傾斜地については「作業の難易度」で既に配慮されていたことから、見直しは行っていない。



# (参考) 意向調査等の事業発注のための参考単価

- 森林経営管理制度の事務は、意向調査の準備業務から意向調査、集積計画の策定、森林整備の事業発注など多岐にわたるため、外部委託による民間活力も活用しながら、制度に係る実務を進めていくことが重要。
- 各種事業の発注に当たっては、林野庁が提示する業務参考資料や森林整備事業の歩掛、治山林道必携、都道府県提供資料、林業事業体の見積書、市町村自らの歩掛調査結果などから積算を実施。

## 【意向調査等の事業発注のための参考単価（業務参考資料）】

### 1 意向調査（森林情報の収集～森林所有者の意向確認）

作業内容	1haあたり
①施業履歴整理	0.04 人日
②森林所有者への事前説明	0.04 人日
③森林情報収集（植生状況の抽出調査）	0.16 人日
④意向確認	0.10 人日
⑤事務手続き	0.06 人日
人工計	0.40 人日
人件費（人工×20,000円）	8,000 円

### 2-1 境界の確認

作業内容	1haあたり
①境界の確認（隣接者の確認、日程調整等の準備含む）	0.80 人日
人件費（人工×20,000円）	16,000 円
境界の確認に係る不在村森林所有者加算	14,000 円

### 2-2 境界の測量

作業内容	1haあたり
①境界測量	2.25 人日
人件費（人工×20,000円）	45,000 円

### 3 経営管理権集積計画（案）の作成・同意取得

作業内容	1haあたり
①踏査による路網の線形調査・路網線形の合意形成	0.33 人日
②計画対象箇所での林分調査、施業方法の検討	0.80 人日
③経営管理権集積計画（案）の作成と同意取得	0.33 人日
④事務手続き	0.06 人日
人工計	1.52 人日
人件費（人工×20,000円）	30,400 円
同意取得に係る不在村森林所有者加算	14,000 円

※作業内容、歩掛り及び労賃（20,000円）は類似の取組を実施している団体からの聞き取り等を参考としているので、地域の実情に応じて調整願います。

## 【その他の参考資料】

■ 森林整備事業の関係通知等（林野庁HP）：[https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin\\_seibi/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html)

↳ 関係通知のうち、『森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について』をご参照ください。

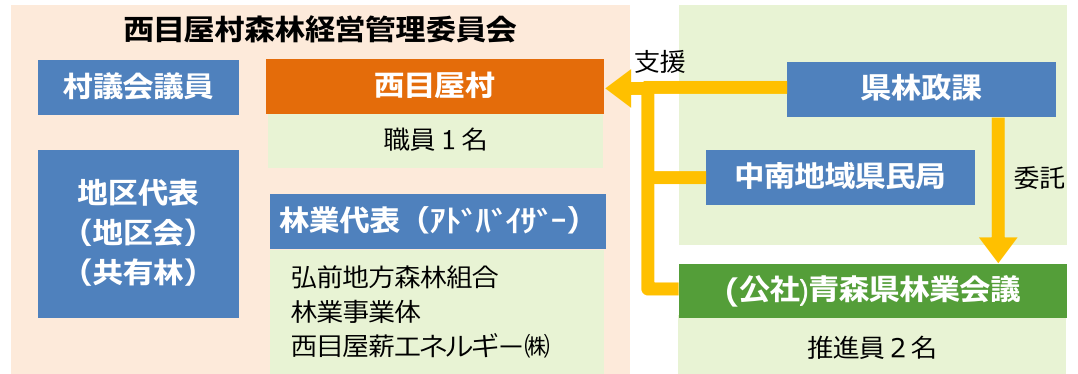
# 第2部 地域ごとの取組

# 1. 青森県西目屋村

## <概要>

- 青森県西目屋村は、総面積約2万4千haのうち、森林面積が約2万2千haを占め、うち私有林人工林は約600haとなっている。
- 本制度開始以前から、薪や炭等の木質バイオマスエネルギーの活用を通じた森林整備を村全域で進めていたが、制度開始後は、地元の関係者で構成する西目屋村森林経営管理委員会（諮問機関）を立ち上げ、対象森林の選定も含め、村が対応する範囲・内容を限定して取組を推進。
- 意向調査は、私有林（天然林含む）約2千haを対象に、令和3年度まではモデル地区（30ha）で、令和4年度以降は、年間1林班（約30ha）ずつ実施する計画。対象森林は、林業事業者による森林経営計画の策定を促すため、ゾーニングを行い、優良な森林を優先して設定。
- 当初は、村に委託希望と回答があった森林は、原則として全て集積計画を策定することとしていたが、事務の軽減化と森林整備を加速させるため、令和3年度以降は、林業経営に適さない森林を中心に集積計画を作成する形へ見直し、優良な森林に対しては、村が材積量調査を行い、所有者と林業事業者の仲介役となり、既存の森林経営計画への編入や新規策定等も含めて、林業事業者による森林整備につなげる形とした。

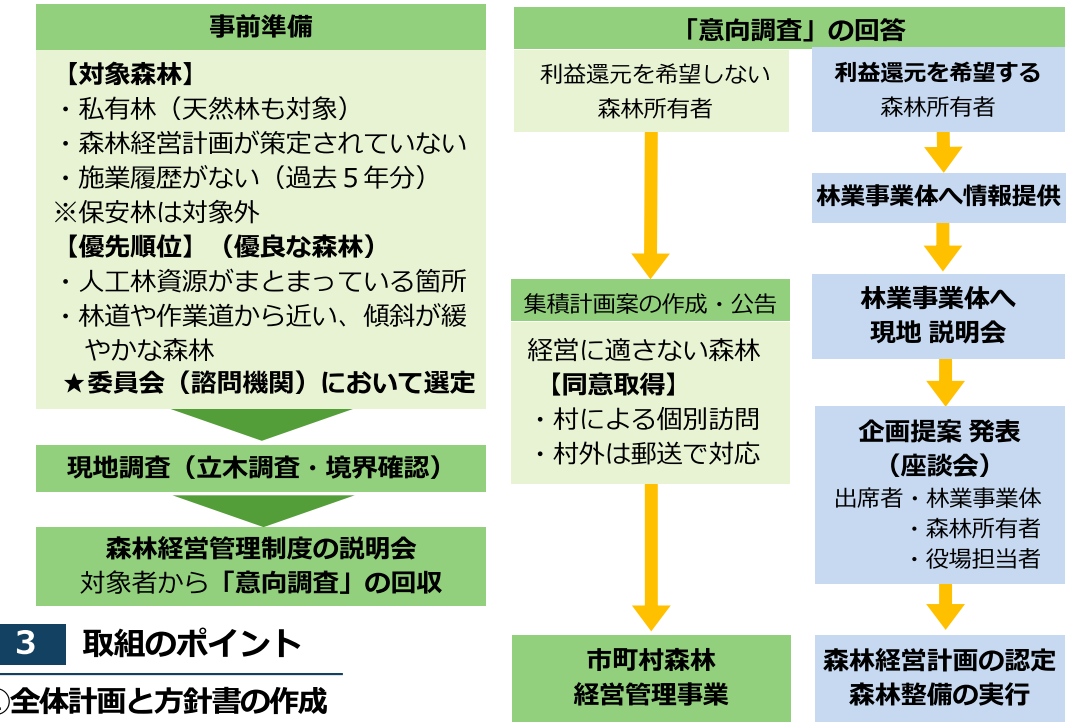
## 1 取組の体制



## <体制のポイント>

- 制度開始より、担当職員1名で本制度に係る実務を担当し、他業務も兼任。
- 村内の関係者で構成する西目屋村森林経営管理委員会において、各年度の実務の内容・方向性を年度計画にとりまとめ。
- 県本庁及び県中南地域県民局の担当職員が必要に応じて随時、相談対応や情報提供を実施。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

- ①全体計画と方針書の作成**
  - 令和元～3年度は、モデル地区（30ha）において意向調査から集積計画、市町村森林経営管理事業に至る一連の実務を村自ら対応。
  - 令和4年度に、本制度に係る全体計画、方針書となる「西目屋村目標林型実行プラン」を作成。村内の森林の有効活用や民間企業などの関係人口の増加を図る。当プランを担当課や関係者で共有することで、村担当者の異動があっても、切れ目なく実務を継続できるようにした。
- ②新たな林業事業者との連携**
  - 令和4年度までは、村内に林業事業者が不在だったため、村外の林業事業者や森林組合に業務を依頼していたが、業務量の許容範囲を超えるなど、受注困難が予想されたことから、村内の建設業者へ伐採技術の指導を行う等、担い手確保の取組を試行。
  - 令和5年度に村外の林業事業者1社が村内に営業所を設置した。これを契機に村内の森林整備のみならず、新たな森林活用や異業種との連携など、森林資源の運用も含めて多方面にわたる対応が加速すると期待。
- ③林業事業者による森林整備の促進**
  - 当初は、村に委託希望と回答があった森林は、原則全て集積計画を策定する方針であったが、事務負担が大きいことから、令和4年度より、村に委託希望があった森林のうち、林業経営に適さない森林のみ集積計画を策定することとした。
  - 林業経営に適した森林（優良な森林）については、村が林業事業者に情報提供し、村が仲介に入り、林業事業者と所有者が直接契約を結び、実施する形を想定。
  - 優良な森林は、配分計画を策定するのではなく、仲介役である村が所有者を集めて、希望する林業事業者が森林整備の企画を発表し、条件が合えばその場で契約を締結できる場を設ける等、両者の負担軽減に努めている。
  - 切り捨て間伐であっても、伐倒木の販売先（バイオマス工場）を所有者と林業事業者で紹介し、針葉樹C・D材や広葉樹を買い取ってもらう等の取組も実施。

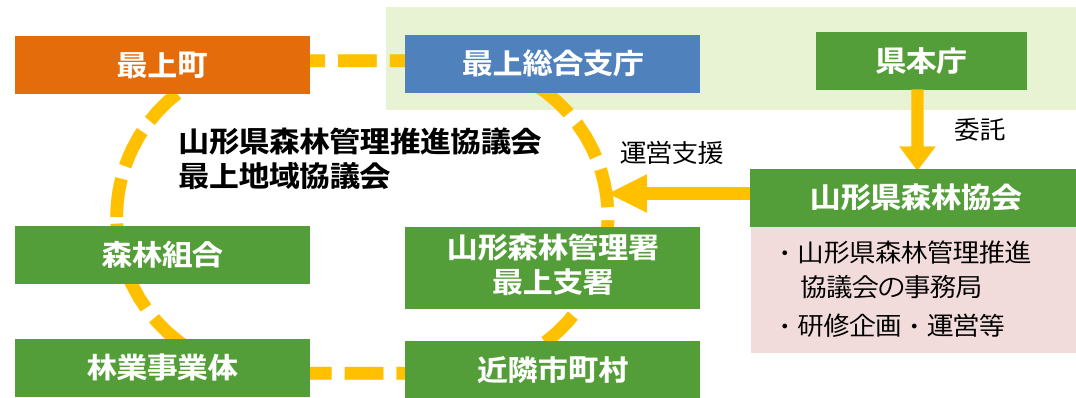
※実績なし

## 2. 山形県最上町 ちがみまち

### <概要>

- 山形県最上町は、総面積約3万3千haのうち、森林面積が約2万6千haを占め、うち私有林人工林は約3千5百haとなっている。
- 制度開始を契機に地域の関係自治体・林業事業者等で構成する協議会を設置し、町内3か所のモデル地区において、事前準備から配分計画・市町村森林経営管理事業に基づく森林整備までの一連の実務を町自ら対応することでノウハウを蓄積。
- 意向調査は、私有林人工林約2千500haを対象に、令和4年度末までは3つのモデル地区で実施。令和5年度以降は、森林組合や林業事業者の意向を踏まえて、再委託可能な森林を対象に実施する考え。
- 町に委託希望と回答があった森林は、原則として集積計画を策定することとし、主伐・再造林も想定。集積計画を策定した森林は、原則として林業事業体に企画提案を求めることとし、市町村森林経営管理事業は予定していない。

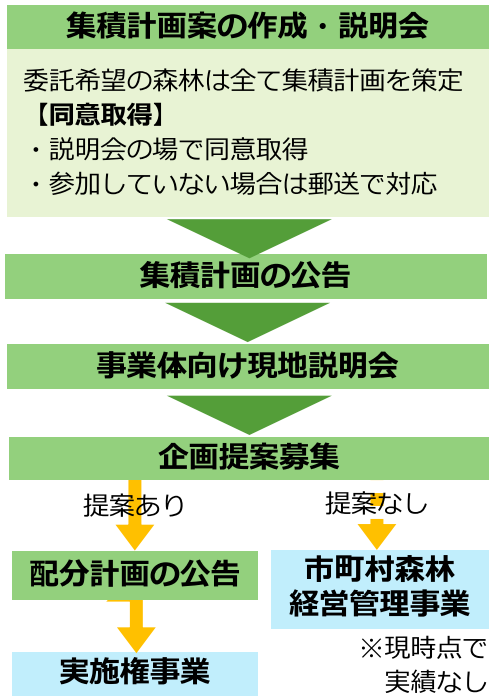
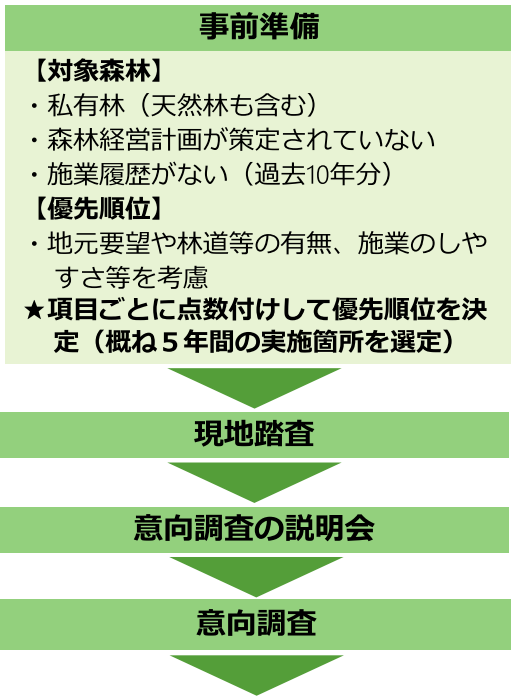
### 1 取組の体制



### <体制のポイント>

- ✓ 制度開始以降、担当職員2名で本制度に係る実務を担当。2名とも他業務も兼任。
- ✓ 県から委託を受けて「山形県森林管理推進協議会（県内の全市町村、林業団体、関係機関で構成）」の事務局を務める山形県森林協会を通じて、市町村職員を対象とした研修や各種の情報提供を実施。
- ✓ 山形県森林管理推進協議会の下部組織として県内4地域に地域協議会が設置され（事務局：県出先機関の担当課）、制度に係る情報共有や意見交換を実施。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

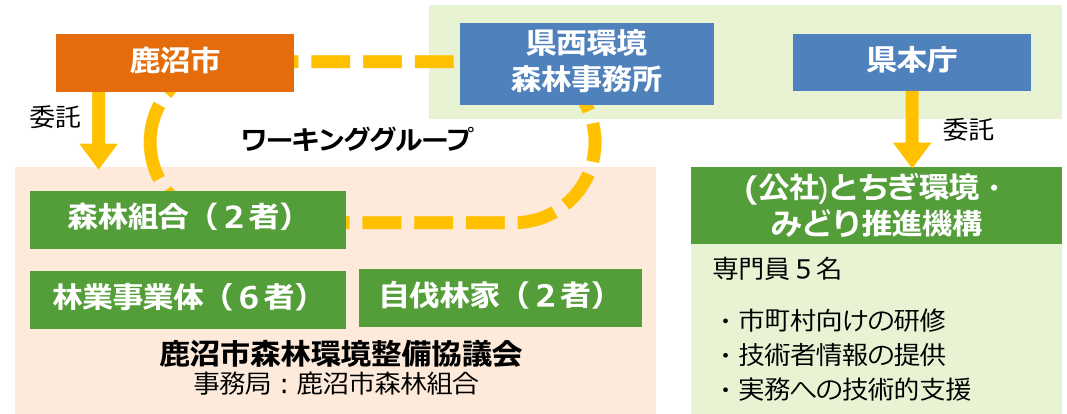
- ①対象森林の効率的な選定**
  - 農林振興課が集落単位で実施する集落座談会を活用して、出席者から、意向調査や森林整備に関する意向や要望を聞き取り。
  - 合わせて、再委託可能な森林の有無を地元の林業事業体に聞き取り、対象森林の優先順位付けに反映。
- ②作業道開設に向けた同意取得**
  - 意向調査の説明会時に施業方針とともに作業道のルート案の提示と所有者の同意を得られるようにするため、林業事業者や山形森林管理署最上支署と連携して、現地確認も含めて作業道のルート案を作成。
  - 意向調査の説明会の参加者には、意向調査票とともに、作業道開設の同意書を配布し、説明会の席上でも所有者の同意取得ができるようにすることで同意取得に係る時間を短縮し、よりスムーズに作業道の開設ができるよう留意。
- ③配分計画に係る作業負担の軽減**
  - 企画提案時に事業者が提出する見積りは、所有者毎の支払額を算出する形ではなく、標準地調査を実施して総材積を積算し、対象森林全体の収入を見積もる形（所有者への支払額は、1地区目は面積按分で、2地区目以降は材積按分する形）とした。
  - 見積りの作成に使用する補助事業や補助率、施業内容等を予め町で指定することで、参入する事業者への事務負担の軽減を図った。
  - 提案書の作成に際して、事業者からは毎木調査や境界確認の必要性、そのための経費を提案者負担とするには負担が大きいとの意見があったことから、今後は、見積りに必要な現地調査等については事前に町が発注し、その結果を公募時に提示する形にすることを検討中。

# 3. 栃木県鹿沼市

## <概要>

- 栃木県鹿沼市は、総面積約4万9千haのうち、森林面積が約3万4千haを占め、うち私有林人工林は約2万7千haとなっている。
- 管内の人工林は小規模所有者が多数を占め、所有者の高齢化や所在不明等により今後、面的な森林整備が困難になることが懸念されていた。このため、制度開始後に、地域の森林組合や林業事業者で構成する協議会を設立。意向調査以降の業務を一括して協議会に業務委託することで効率的に手入れ不足の森林の解消を図っている。
- 意向調査は、私有林人工林約1万千haを対象に、20年間で市内を一巡する計画。高齢化率が高く、森林面積の大きい地区を優先。
- 委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適した森林は、配分計画は策定せず、既存の森林経営計画に編入して、林業事業者による森林整備につなげる考え。

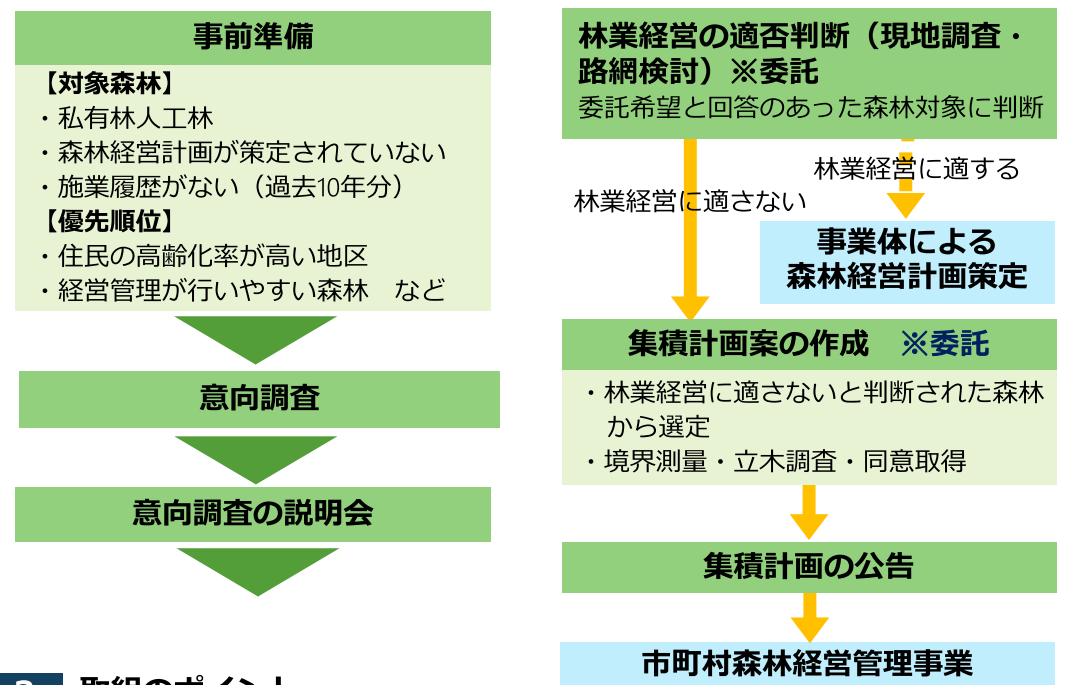
## 1 取組の体制



## <体制のポイント>

- ✓ 制度開始以降、担当職員2名で本制度に係る実務を担当。2名とも他業務も兼任。
- ✓ 県本庁では、令和4年度より地域林政アドバイザーを雇用し、市町村職員向けの研修の開催や、本制度に係る関連情報の提供を実施。
- ✓ 県の出先機関である県西環境森林事務所では、市町村の体制や取組の進捗に応じて伴走型のきめ細かい支援を実施。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

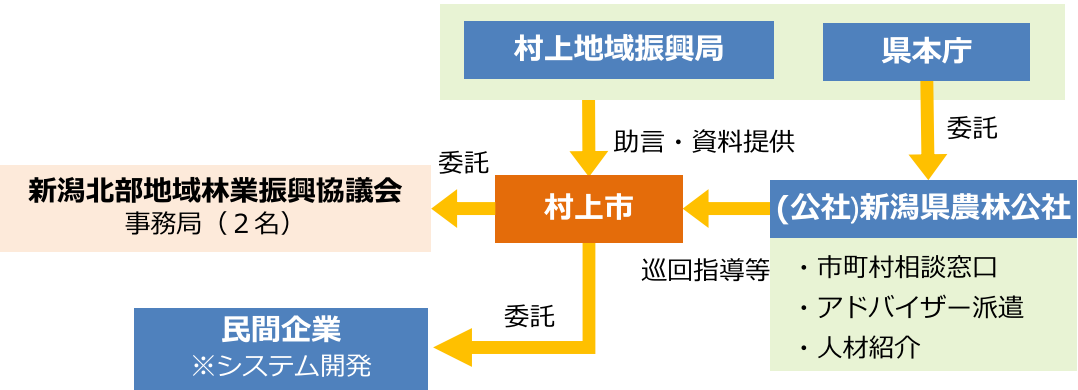
- ①意向調査結果後の対応手順の見直し
  - 令和4年度までは、意向調査は業務委託していたが、令和5年度に意向調査票の設問内容を簡素化（設問の統合・削減）し、市の直営で実施することで作業時間の短縮を図り、早期に集積計画の策定作業に着手できるようにした。
  - 令和4年度までは、委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適する森林については、林業事業者の森林経営計画に編入し、以降は林業事業者による森林整備を行うこととしていたが、具体的な作業手順や役割分担が明文化されていなかったため、林業事業者による森林整備につながらなかった。
  - このため、令和5年度に、委託希望と回答があった森林の林業経営の適否の判断基準や作業フローを作成することとした。
- ②集積計画の策定手順の見直し
  - 令和4年度までは、林業経営に適さない森林で集積計画を策定することとしていたが、限られた人員で作業を行うなか、作業道に隣接し林業経営に適すると思われる森林が、林業経営に不適と判断される事例があった。
  - 令和5年度からは、鹿沼市森林環境整備協議会の全構成団体で林業経営の適否を判断し、林業経営に適すると判断できる森林は林業事業者による森林経営計画の策定・既存計画への編入につなげ、それ以外の森林を集積計画の策定候補とすることとした。
- ③単価の見直し
  - 市町村森林経営管理事業の単価は令和3年度までは、市町村支援組織から提供されたものを用いていたが、急傾斜地の現地確認や管理事業が、同種業務に比べて見積りが安価になるとの意見が事業者から寄せられた。
  - 令和4年度から集積計画策定における急傾斜地への割増、令和5年度は、管理事業の単価の引き上げ等（令和6年度より適用）を実施した。

# 4. 新潟県村上市

## <概要>

- 新潟県村上市は、総面積約11万7千haのうち、森林面積が約9万3千haを占め、うち私有林人工林は約1万5千haとなっている。
- 制度開始時には、間伐等の施業を直近10年間で実施した人工林が全体の約1割にとどまっていたため、市自ら行う事務を地域の林業関係者等で構成する協議会に段階的に委託することで事務を効率化するとともに、集積計画の策定を通じて人工林の集約化を図っている。
- 意向調査は、私有林人工林約1万5千500haを対象に、合併前の旧5市町村ごとに大字単位1地区以上を選定し、10年間で市内を一巡する計画。
- 市に委託希望と回答があった森林は、原則として集積計画を策定することとしているが、林業経営に適した森林は、林業事業者による森林経営計画の新規策定・既存計画への編入に誘導し、集積計画・配分計画は策定しない考え。

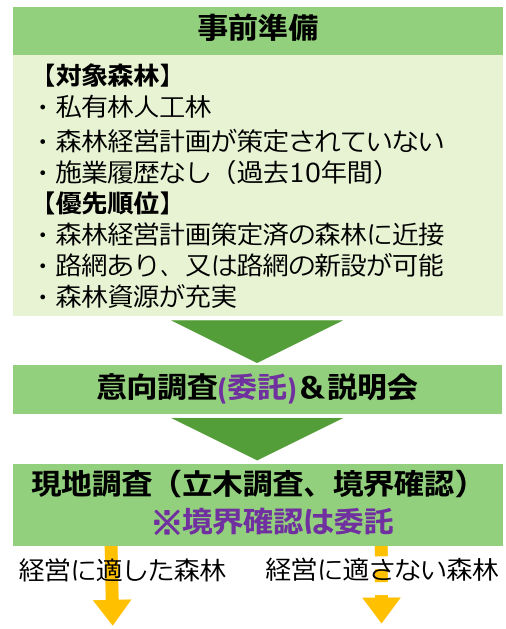
## 1 取組の体制



### <体制のポイント>

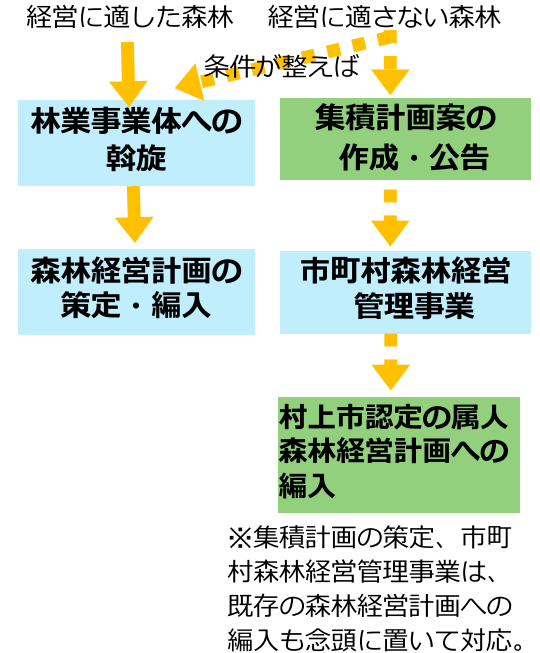
- 制度開始以降、担当職員2名で本制度に係る実務を担当。2名とも他業務も兼任。令和3年度より、常駐の地域林政アドバイザーを雇用し、本制度に係る実務全般をサポート。
- 市では令和3年度より、集積計画の検討及び、本制度の実務に係る相談対応を新潟北部地域林業振興協議会に業務委託することで、事務負担を軽減し、実務のより円滑な推進を図っている。
- 県本庁では、令和元年度より、新潟県農林公社に委託して専任のアドバイザーを設置し、市町村の巡回指導や関連情報の提供等を実施。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

- ①体制の強化**
  - 市担当課の実務量の増加に対応して、令和3年度より、地域林政アドバイザーを常駐させ、担当職員の実務全般をサポート。
  - 市直営で実施している立木調査の作業負担の軽減と調査の効率化を図るため、県スマート林業推進協議会がデータ取得・解析を行った航空レーザー計測データ（市内の私有林の約7割で実施済）を活用して、境界保全図素図を作成。
- ②林業事業者の育成**
  - 管内の素材生産量の拡大に向けて、林業分野以外の事業者による新規参入の支援を実施。
  - 具体的には、新規参入を予定している事業者に対して、座学や実地でのOJT研修のほか、森林施業に必要な資格などの取得に対して補助を実施。その結果、令和5年度以降新たに1社が新規参入。
- ③林業事業者による森林整備への誘導**
  - 令和2年度から、市に委託希望と回答があった森林は、順次、集積計画を策定。
  - 令和2年度より、林業経営に適した森林は、集積計画の策定前に林業事業者へ斡旋。林業事業者が直接、所有者と契約して森林経営計画に基づく森林整備に誘導。斡旋を受けた森林で林業事業者が森林経営計画を策定する際には、市が実務面を適宜サポート。
  - 林業事業者による森林経営計画の策定・既存計画への編入を優先するため、配分計画の策定は想定していない。
  - 林業経営に適さない森林のうち、森林経営計画の対象森林に隣接・近接する森林は、優先的に市町村森林経営管理事業による間伐を実施する等により、集約化及び生産性アップを図る。

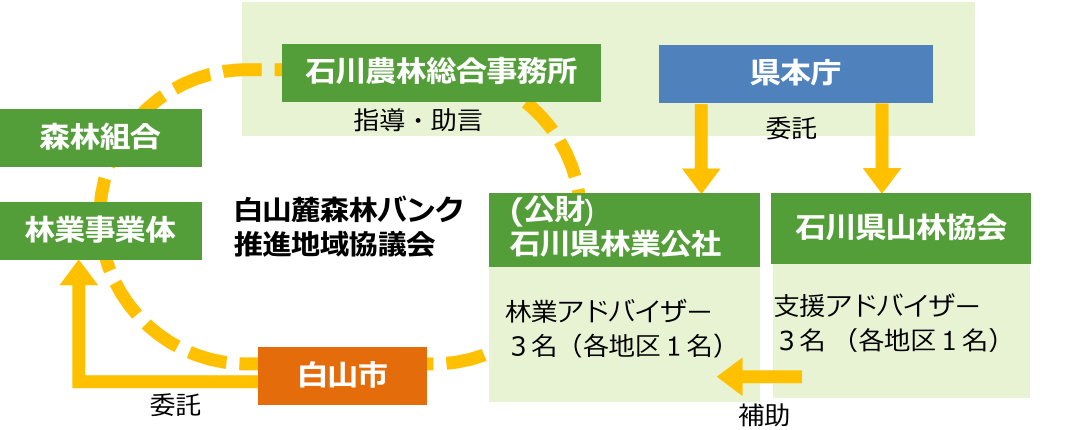


# 5. 石川県白山市

## <概要>

- 石川県白山市は、総面積約7万5千haのうち、森林面積が約6万3千haを占め、うち私有林人工林は約7千8百haとなっている。
- 管内の人工林の約7割が収穫適期を迎え、早期に集約化して木材の有効利用を図る必要があったため、本制度開始を契機に、県の出先機関単位で設置された協議会を母体として、地域の森林組合や林業公社への意向調査の実施・集積計画の策定に係る業務委託を通じて、森林の集積化を推進。
- 意向調査は、過去10年間に施業履歴がない私有林人工林約3千500haを対象に、森林組合や林業事業体からの提案や地域協議会での意見交換を経て、年度ごとに実施箇所を選定。
- 市に委託希望と回答があった森林は、原則として集積計画を策定。集積計画を策定した森林のうち、林業経営に適すると判断した森林について、林業事業体の企画提案を求め、配分計画の策定につなげたい考え。

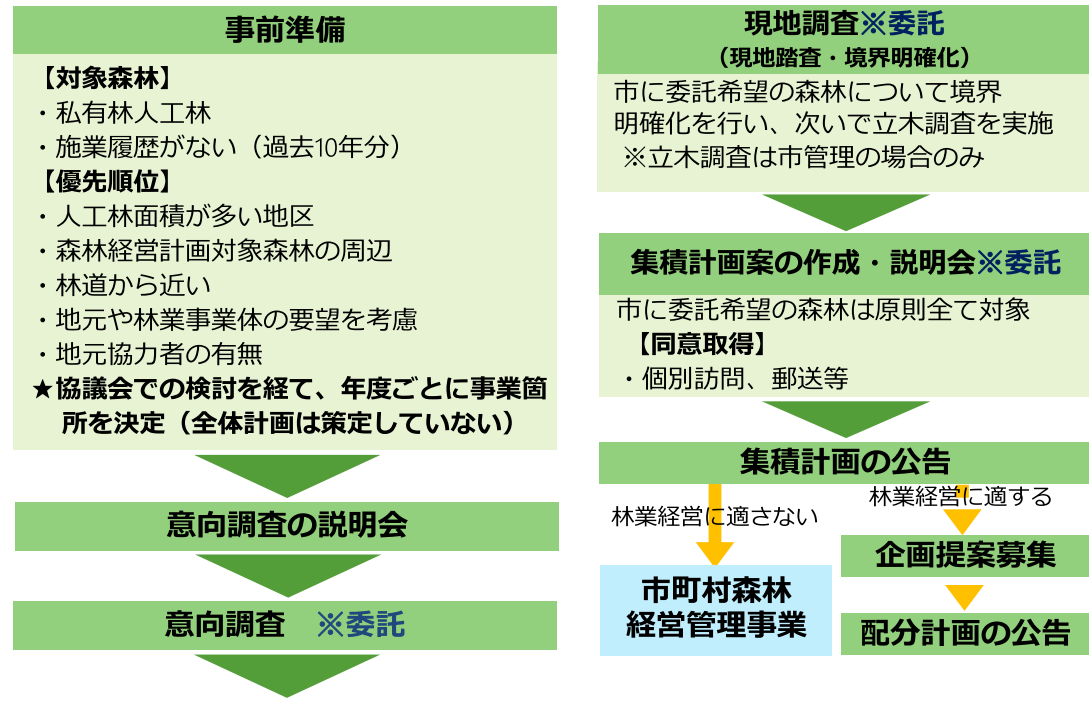
## 1 取組の体制



## <体制のポイント>

- ✓ 制度開始以降、担当職員2名で本制度に係る実務を担当。
- ✓ 県本庁では、石川県林業公社に委託して、市町村支援の専任職員として林業アドバイザー3名(各地区1名)を配置。加えて、県本庁では石川県山林協会に委託して、林業アドバイザーの補助として、支援アドバイザー3名(各地区1名)を配置。1地区につき2名体制で市町村の実務全般を支援。
- ✓ 県の出先機関である石川農林総合事務所では、市・県・林業公社等で構成する白山麓森林バンク推進地域協議会の事務局として、関係者間の情報共有・意見交換を実施。

# 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

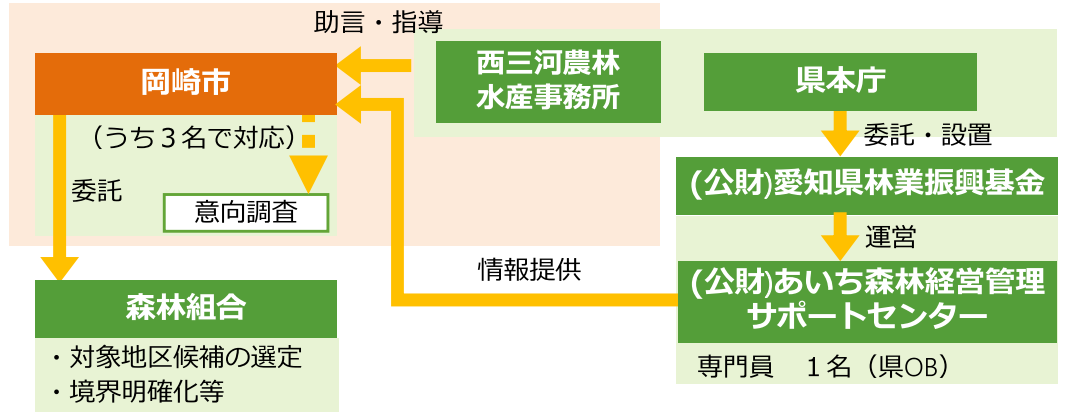
- ①意向調査の対象森林**
  - 意向調査の実施に際しては、予め森林組合や林業事業体に、林業経営に適した森林、今後、森林整備を想定している地区等についての意向を確認し、要望のあった地区から優先して対象森林を設定し、より確実に森林整備につなげることを念頭に置いている。
  - その他に、毎年2月頃に森林組合主催で開催される地区座談会を活用して所有者の森林整備に関する意向把握等に努めている。
- ②地域に精通した林業事業体への委託**
  - 白山市は8市町村が合併して誕生したことから、合併前の旧市町村の森林に精通した林業事業体に業務委託(意向調査、集積計画、境界明確化等)することで、実務をスムーズに推進。
- ③企画提案時の見積額の調整**
  - 集積計画は森林簿の情報を基に策定しているが、実際の面積との乖離があるケースがあるため、森林簿上の面積と、実面積を併記する形で記載している。面積の乖離が大きい場合は事業費を変更し、変更契約を締結している。
- ④所有者への利益還元を通じた整備促進**
  - 配分計画に基づく搬出間伐により得られた収益は、経費を除いて所有者に還元することで、所有森林に対する所有者の関心を喚起し、森林整備の持続性の担保につながっている。(所有者への還元は、樹種や搬出距離等により左右されるが概ね20~50万円程度/ha)
- ⑤森林整備における工夫**
  - 意向調査を実施した箇所について、翌年中には境界明確化、集積計画策定まで実施。
  - 意向調査の実施面積よりも、意向調査を実施した箇所確実に森林整備につなげる目的をつけることを優先している。

# 6. 愛知県岡崎市

## <概要>

- 愛知県岡崎市は、総面積約3万8千haのうち、森林面積が約2万3千haを占め、うち私有林人工林は約1万2千haとなっている。
- 制度開始以前は、県税や矢作川水源基金を活用して手入れ不足の人工林整備を進めていたが、制度開始を契機に、森林資源解析に基づく対象森林を設定するとともに、市が主体となり、林業経営者への再委託も見据えて計画的に意向調査、集積計画・配分計画の策定を推進。
- 意向調査は、GISを活用して「相対幹距比17%以下の森林を30%以上含む森林」が多く所在する地区を選定し、地区内の森林経営計画の策定面積、再委託の見込み等を考慮して年間150~200haずつ実施。
- 市に委託希望と回答があった森林は、原則として集積計画を策定。策定した集積計画は、全て企画提案書の募集を実施。再委託も見越して集積計画を策定している。森林経営計画に近接する地域で集積計画を策定する場合は、森林経営計画の終期に計画期間を揃えるようにすることで、林業事業者への再委託後に森林経営計画の新規樹立、既存計画の編入のしやすさに留意。

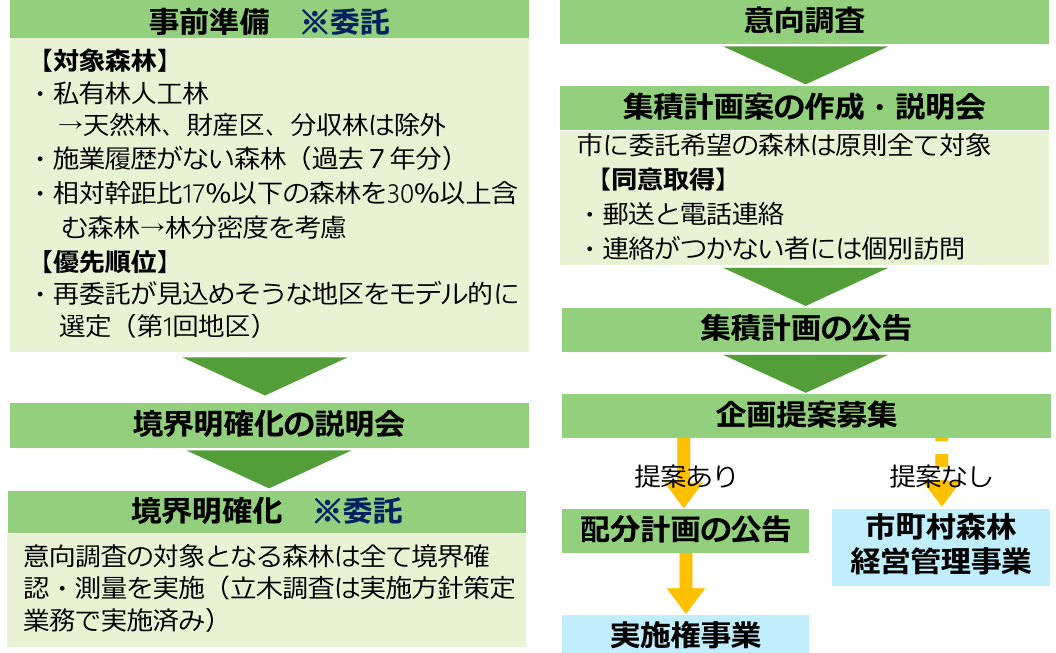
## 1 取組の体制



## <体制のポイント>

- ✓ 制度開始当初は担当職員4名、令和4年度から同3名で本制度に係る実務を担当。3名とも他業務も兼任。
- ✓ 県本庁では、愛知県林業振興基金に委託して、あいち森林経営管理サポートセンターを設置。県OBを専門員として配置し、本制度に係る情報を市町村に提供。
- ✓ 県の出先機関である西三河農林水産事務所では、担当者を配置して、市町村の相談に対応。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

- ①境界明確化の効率化・簡略化
  - 令和4年度までは、境界明確化に際して、所有者が高齢のため、現地立会が困難なケースがあった。
  - 県税を活用した「あいち緑と森づくり事業」で実施された境界明確化のスキーム、ノウハウを活用して、森林組合等による境界明確化を促進。
  - 令和5年度より、デジタル図面による境界確認を導入し、移動に伴う所有者の負担軽減と、明確化に係る市担当課の事務量の軽減を図っている。
- ②集約化の配慮
  - 森林経営計画の区域計画と同一地域における集積計画の策定に際しては、なるべく同時期に計画を策定することで、林業事業者への再委託後に、当該森林で森林経営計画の策定がしやすいように配慮。
- ③再委託の促進
  - 令和元年度時点では、集積計画を策定できても、再委託につなげることは難しいと考えており、林業経営に適さない(搬出不可能、手入れ不足)森林のみを対象にしていたものの、再委託を受ける林業事業者が管内にすることが判明。
  - 令和4年度以降、測量対象地は、間伐施業履歴がある箇所や、作業道がありつつ林分密度が高い森林も対象とするなど、再委託を見越して測量対象地を選定した。
  - 集積計画を策定した森林については、県が実施した航空レーザー測量データの解析結果(赤色立体図、樹種解析データ、成立本数データ)を提供可とすることで、林業事業者の提案書作成を支援。
  - 林業事業者に再委託した森林と、市管理の森林の共同で森林経営計画の策定が可能であることを企画提案の公募時に説明し、再委託の促進を図った。

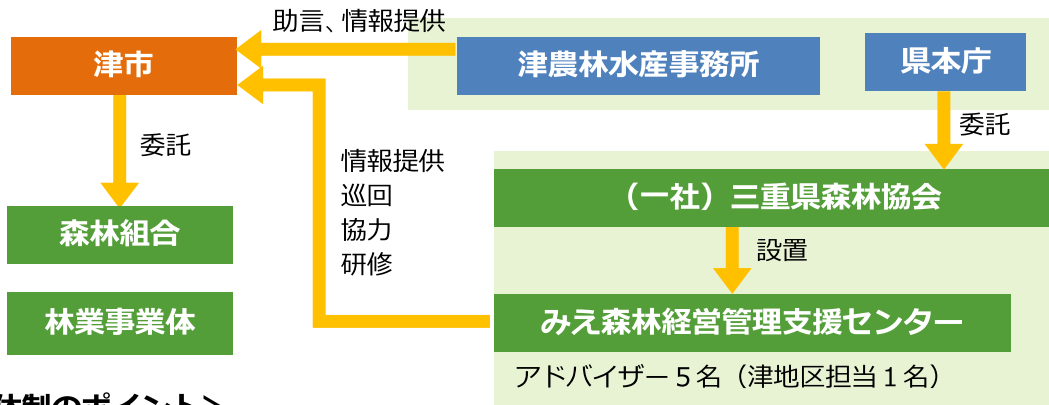


# 7. 三重県津市

## <概要>

- 三重県津市は、総面積約7万1千haのうち、森林面積が約4万2千haを占め、うち私有林（天然林も含む）は約3万9千haとなっている。
- 本制度開始時に市内複数地区で実施した説明会で、早期の森林整備を求める声が多く寄せられたことを受けて、市全域を対象とした意向調査を令和5年度までに着手。意向調査実施済の地域から集積計画の策定を推進するとともに、県税を原資とする間伐補助事業も併用して森林整備を推進。
- 意向調査は、私有林（天然林も含む）約3万9千haを対象とし、森林経営計画（属人）策定済箇所等を除いた森林約3万8千haについて、市域を9地域（合併前の旧市町村単位）に区分し、概ね5年間で実施。
- 市へ委託を希望と回答があった森林で境界明確化が完了した森林は、原則として集積計画を策定。集積計画を策定した森林のうち、林業経営に適すると判断した森林のみ、林業事業体に企画提案を求めている。

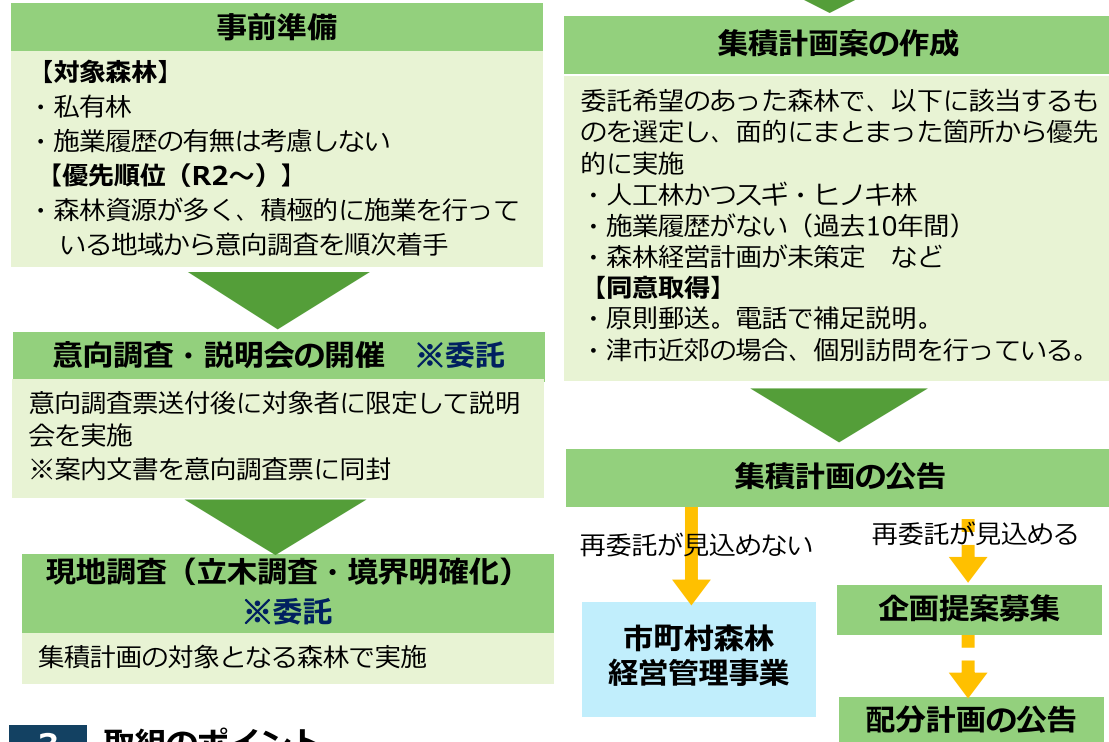
## 1 取組の体制



## <体制のポイント>

- ✓ 制度開始当初は担当職員4名だったが、令和元年度に1名、令和2年度に1名、令和5年度に1名の合計3名の会計年度任用職員を増員し、体制強化を図った。
- ✓ 会計年度任用職員のうち1名は法務局OBを採用。所有者探索に係る事務を加速化している。
- ✓ 三重県では、市町支援組織として、（一社）三重県森林協会に委託して「みえ森林経営管理支援センター」を設置。本制度の実務に係る市町職員の研修や相談対応、関連情報の提供等を実施。
- ✓ 三重県の出先機関である津農林水産事務所及び近畿中国森林管理局三重森林管理署に依頼し、経営管理実施権の設定に係る市の選定委員会の委員を委嘱。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

### ①5年間で市全域の意向を調査

- 令和元年度より実施している意向調査は、令和5年度には市内全域にわたり実施。
- 令和6年度より、意向調査結果を踏まえた境界明確化、その箇所の森林整備を主体とした取組を推進。

### ②所有者情報の精度向上

- 令和元年度は、林地台帳に記載された所有者に意向調査票を送付していたが、令和2年度からは固定資産課税台帳情報の提供を受けられるようになったため、登記情報と合わせて、電子化された精度の高い情報の活用が可能となった。
- 林地台帳情報や固定資産課税台帳情報の結合などには、市販のデータベースソフト（Microsoft Access）を使い、極力入力作業を行わないで処理している。
- その他、森林クラウド等の各種ツールを使うよう努めている。

### ③再委託時の留意点

- 事業者選定に際しては、所有者へ還元される金額だけでなく、間伐後の残存木の資源内容が所有者のイメージしているものか、環境への配慮が行われているか等を確認している。

### ④補助金を活用した森林整備

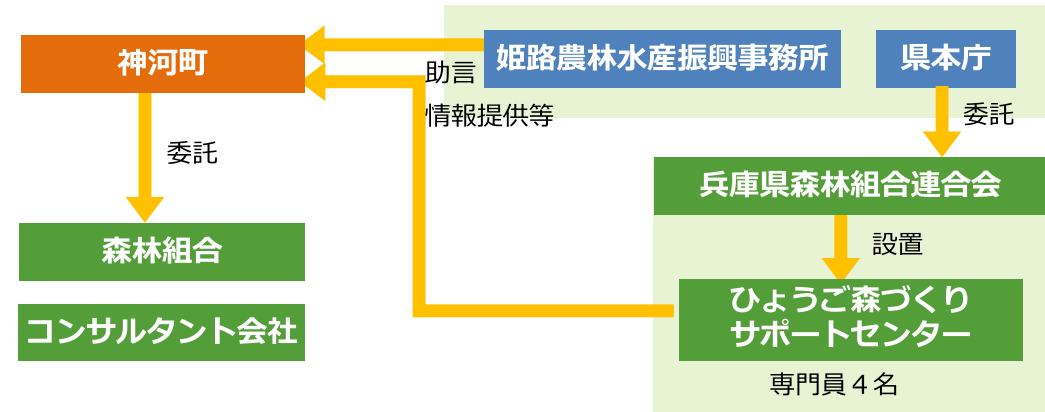
- 意向調査で市に委託希望と回答したものの、集積計画の対象外となった森林や、早急な着手が求められる森林については、国や県の造林補助事業のほか、市独自に創設した小規模森林の整備に係る補助金「小規模森林整備促進事業」を活用。（同補助金を活用して令和3～4年度に間伐・植栽を行った森林は計約60ha）

# 8. 兵庫県神河町

## <概要>

- 兵庫県神河町は、総面積約2万haのうち、森林面積が約1万8千haを占め、うち私有林人工林は約9千400haとなっている。
- 本制度を活用して、森林経営計画の策定が困難な条件不利地の森林整備に取り組む。町担当課の体制や過年度の実施状況を踏まえて、集積計画や配分計画の策定等の町自ら対応する事務と、業務委託で対応する事務を切り分け。
- 意向調査は、私有林人工林約9千400haを対象に年間2～4地区（大字単位）ずつ実施し、15年間で町内を一巡する計画。地籍調査済みの森林を優先し、既存の森林経営計画への編入が可能な場合は、集積計画を策定せずに林業事業体に斡旋。
- 町に委託希望と回答があった森林のうち、経営に適さない森林のみ集積計策を策定。配分計画は策定せず、その他の森林整備（間伐）は、町独自の補助事業で対応。

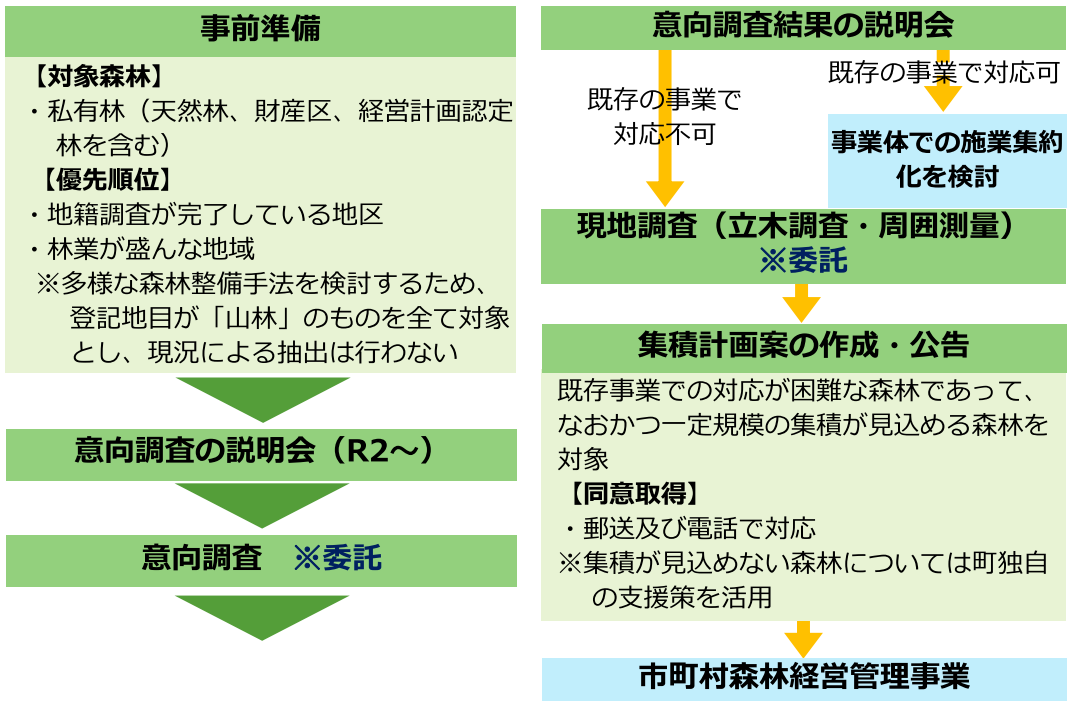
## 1 取組の体制



### <体制のポイント>

- ✓ 制度開始以降、担当職員1名で本制度の実務に係る実務を担当。他業務も兼務。
- ✓ 県本庁では、市町村支援組織として、兵庫県森林組合連合会に委託して「ひょうご森づくりサポートセンター」を設置。専門員4名を配置し、本制度の実務に係る市町村の相談対応、関連情報の提供を実施。
- ✓ 県の出先機関である県姫路農林水産振興事務所では、本制度の実務に現地での助言・相談、関連情報の提供等を実施。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

### ①市町村森林経営管理事業の対象の見直し

- 令和4年度までは、除地としていた里山周辺の森林で民家に近接・隣接する森林について、令和5年度から、防災目的の観点から整備対象に加えることとし、約108.02ha（令和5年12月現在）で間伐等の森林整備を実施。

### ②回答率向上及び森林の集約化に係る取組

- 意向調査票が宛名不明で返送されてきた場合、庁内において再度確認を行い、把握できる範囲で所有者へ再度送付している。
- 意向調査の結果を図面に表し、集約化が見込めそうな森林で委託希望のない所有者について、個別に集約化を働きかけている。

### ③森林の寄附受入制度の整備

- 所有者からの寄附の申出のあった森林を町として受け入れる独自制度を令和4年度に整備し、本制度の対象外となった森林の受け皿の一つとなっている。寄附を受けた森林については、最終的には森林経営計画の策定・編入、林業事業体による森林整備につなげていきたい考え。
- 令和5年12月現在、5人、28筆（約45.7ha）の森林の寄附を受け入れた。

### ④森林整備の促進

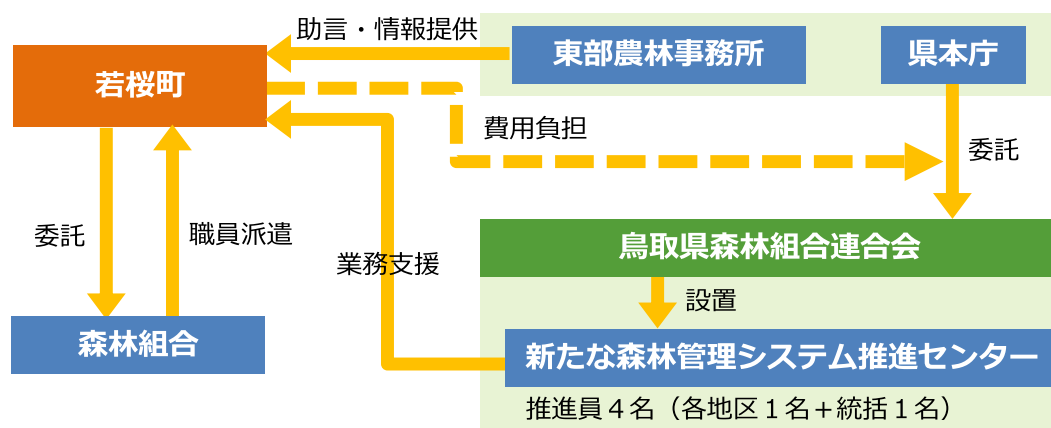
- 町に委託希望と回答があった森林で、集積計画の対象外となった森林については、町独自の補助事業「神河町森林整備事業補助金」を活用した森林整備（間伐、枝打ち、作業道の開設等）の促進を図っている。
- また、林業経営に適した森林は、集積計画の策定前に、意向調査後に実施する地元説明会等の機会を活用して、林業事業体による森林経営計画の策定・既存計画への編入に誘導し、林業事業体が直接、森林所有者と契約して森林整備を進める形を想定。

# 9. 鳥取県若桜町 わかさちょう

## <概要>

- 鳥取県若桜町は、総面積約1万9千haのうち、約95%を森林が占め、うち私有林人工林は約5千600haとなっている。
- 本制度の開始に合わせて、町域の森林整備の考え方や方向性を「若桜町森林づくり条例」、「わかさ森林づくりビジョン」として取りまとめ、主に災害のリスクが想定される箇所の森林を優先して整備。
- 意向調査は、私有林人工林約4千600haを対象に、年間10林班程度ずつ実施し、15年間をめどに町内を一巡する計画。
- 町に委託希望と回答があった森林のうち、主に公道沿いで森林整備が森林について集積計画を策定。集積計画を策定した森林は、町の補助金を活用して林業事業体が整備を行う形を想定。

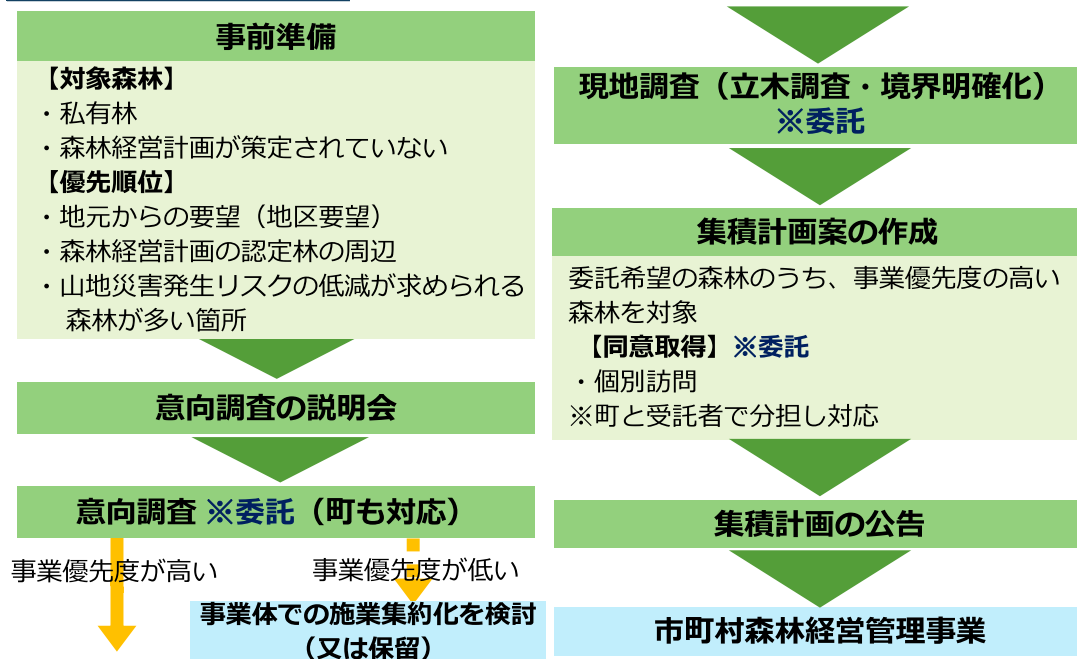
## 1 取組の体制



## <体制のポイント>

- ✓ 制度開始以降、担当職員1名で本制度の実務に係る実務を担当。他業務も兼務。
- ✓ 県本庁では、市町村支援組織として、鳥取県森林組合連合会に委託して「新たな森林管理システム推進センター」を設置。集積計画の内容検討を始め本制度の実務に係る市町村の相談対応、関連情報の提供等を実施。
- ✓ 県の出先機関である東部農林事務所では、わかさ森づくりビジョン策定の検討委員会の委員として参画したほか、本制度に係るモデル地区設定の検討会や現地調査、町民向け説明会の出席等の支援を実施。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

- ①防災の観点から森林整備**
  - 町域の森林整備の考え方や方向性を「若桜町森林づくり条例」、「わかさ森林づくりビジョン」として取りまとめ、本制度の対象森林は、防災の観点を主として選定し、当面は公道沿いの森林を優先して意向調査の対象森林に設定。
  - 町に委託希望と回答があった森林のうち、上記の観点到合致せず、地域からの森林整備の要望がない森林については、林業事業者による森林整備につなげていきたい考え。
- ②境界明確化を促進する工夫**
  - 町域で地籍調査完了済の森林が約4%であり、意向調査後の境界明確化が、集積計画の策定のボトルネックとなっている。
  - このため、県と連携しつつ、町単独事業として本制度と並行して境界明確化を進めることで、早期の集積計画の策定につなげていきたい考え。
  - 境界明確化を促進するため、業務発注の歩掛・業務単価は町独自に設定。
- ③林業の担い手確保のための工夫**
  - 林業従事者を新規に雇用した林業事業者への補助や、町内の林業事業者体に就職した社員の奨学金返済に係る補助 (学校や学部は不問) など、町独自の補助制度を創設・運用し、町内の林業事業者体の新規雇用者の獲得と維持を支援。
- ④林業事業者による森林整備の促進**
  - 本制度を活用して町が整備するのは、災害リスクのある公道沿いの森林や、林業経営に適さないが災害リスクが想定されるような公益の確保につながる森林が主体。
  - 民間主体で整備できる森林は、林業事業者等に斡旋し、補助金の活用等により森林整備が進むよう誘導。

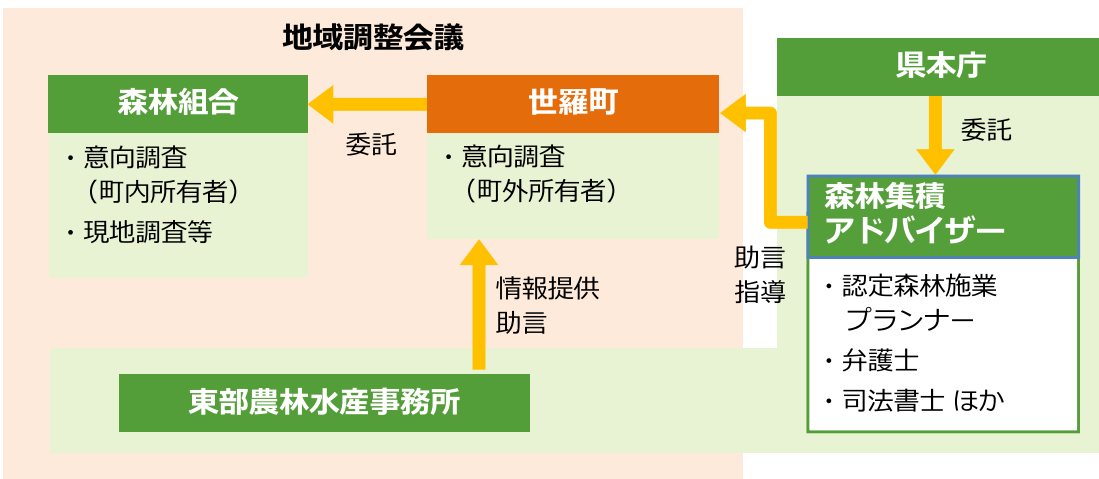
# 10. 広島県世羅町

せらちょう

## <概要>

- 広島県世羅町は、総面積約2万7千haのうち、森林面積が約1万9千haを占め、うち私有林人工林は約3千haとなっている。
- 町域の人工林は、松枯れ後に植栽したヒノキ等の若齢林が多く、本制度を活用した森林整備は、保育間伐を主体として推進。対象森林の面積を年間30haとし、立木調査等の一部実務を業務委託しつつも実務の大部分は町自ら対応。
- 意向調査は、私有林人工林を対象に、年間約30haで実施。合併前の旧3町、森林経営計画（区域計画）の16区域間のバランスを考慮しつつ、地籍調査済みの森林を優先。
- 町に委託希望と回答があった森林も含めて、町、県出先機関、林業事業者で構成する地域調整会議で選定した森林について集積計画を策定。

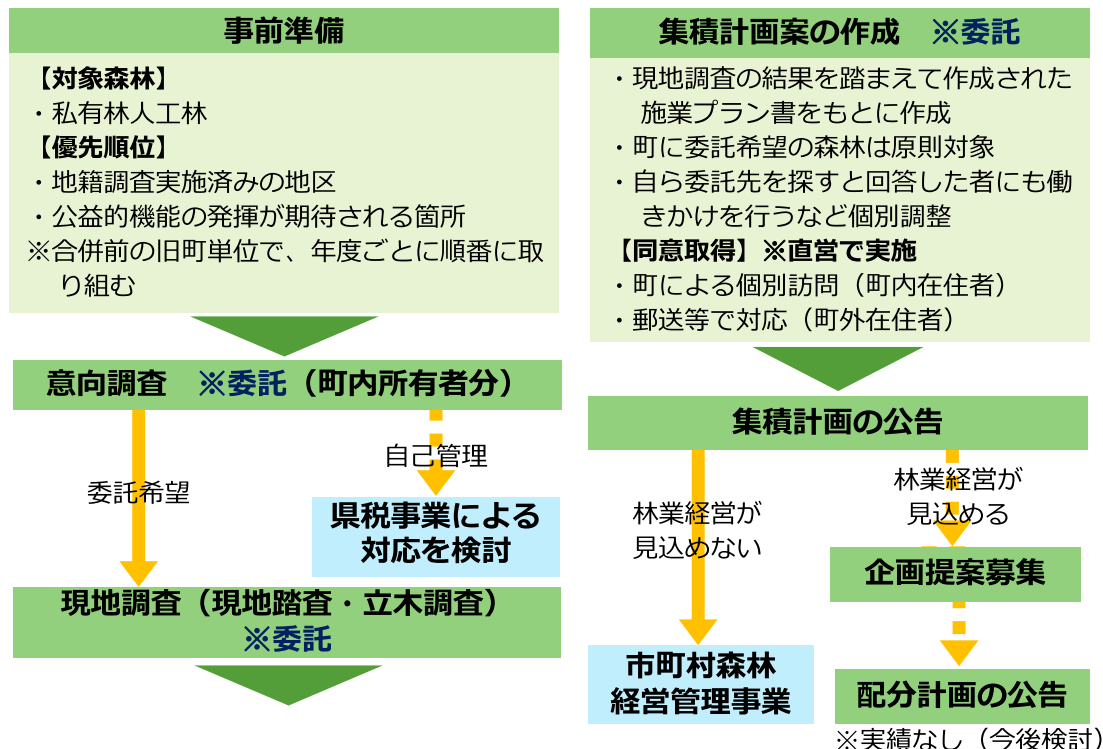
## 1 取組の体制



## <体制のポイント>

- ✓ 制度開始以降、担当職員1名で本制度に係る実務を担当。他業務も兼務。
- ✓ 県本庁では、県、市町、森林組合等の関係者で構成する地域協議会を設置し、本制度に係る実務全般の助言・指導を実施。森林・林業に関する技術的内容から法律に助言まで行えるよう、各種の専門家を紹介できる相談窓口を設置。
- ✓ 県の出先機関である東部農林水産事務所では、地域調整会議の構成員として、本制度の実務に係る助言や情報提供を実施。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

### ① 地域調整会の活用による円滑な実務

- 意向調査の対象森林の設定、町に委託希望と回答があった森林からの集積計画の対象森林の選定など、本制度に係る実務全般を地域調整会議での協議を経て推進することで、事務を円滑化。

### ② 森林所有者の探索

- 所有者の探索は意向調査前に実施し、宛名不在の解消に留意。
- 令和2年度より、固定資産課税台帳情報の活用が可能になったことから、現在の納税者を特定し、亡くなっている場合には戸籍簿をもとに相続人を探索。

### ③ 集積計画の策定

- 意向調査で町に委託希望と回答のあった森林のうち、今後、搬出間伐を伴う森林整備を行うことを念頭に置き、作業道からの距離が近い森林を優先。

### ④ 森林整備の推進

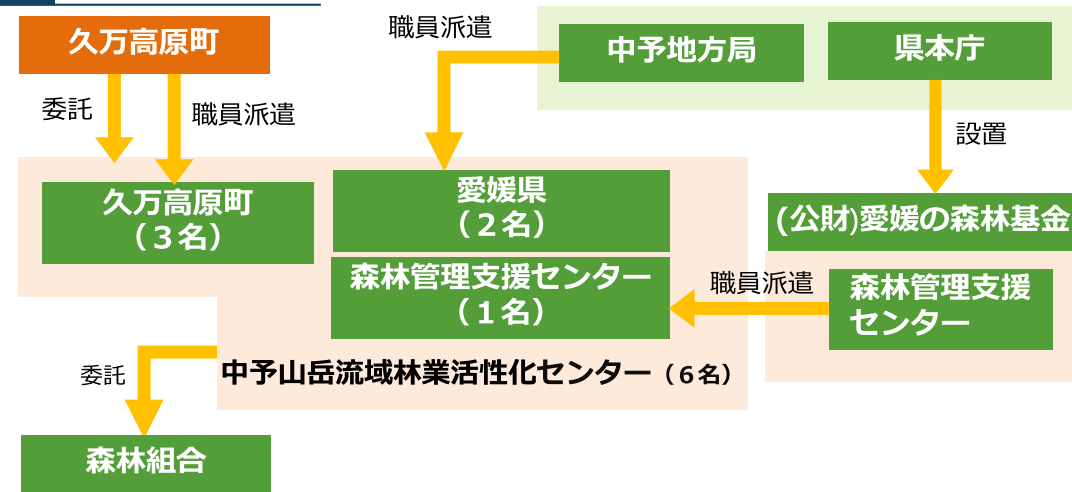
- 町域は若齢林の人工林が多く、当面の間は保育間伐主体の整備を推進。また、今後の森林整備を見越して、森林環境譲与税を活用して作業道の整備も並行して実施。
- 配分計画については、一定程度、植栽木が成長した段階での策定を想定しており、現時点ではまだ策定を想定していない。
- 天然林は本制度では対象としないが、町域での面積割合が高いことから、地域からの要請があれば、県税を原資とする「ひろしまの森づくり事業」を活用した整備が可能であることを紹介。

# 11. 愛媛県久万高原町

## <概要>

- 愛媛県久万高原町は、総面積約5万8千haのうち、森林面積が約5万2千haを占め、うち私有林人工林は約3万2千haとなっている。
- 制度開始以前から、林業事業者による施業の集約化を推進してきたが、本制度開始を契機に、既存の協議会（県・町職員が出向）を母体として、集約化が進んでいない森林における集積計画・配分計画の策定、市町村森林経営管理事業を並行して進め、施業の集約化及び森林整備の促進を図っている。
- 意向調査は、私有林人工林約3万2千haを対象に、令和5年度に実施し、回答結果の取りまとめ、事後対応を令和6年度から順次実施する。
- 令和5年度からは町に委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適さない森林のみ集積計画を策定。令和6年度からは市町村森林経営管理事業（保育間伐）に特化して整備を行う考え。

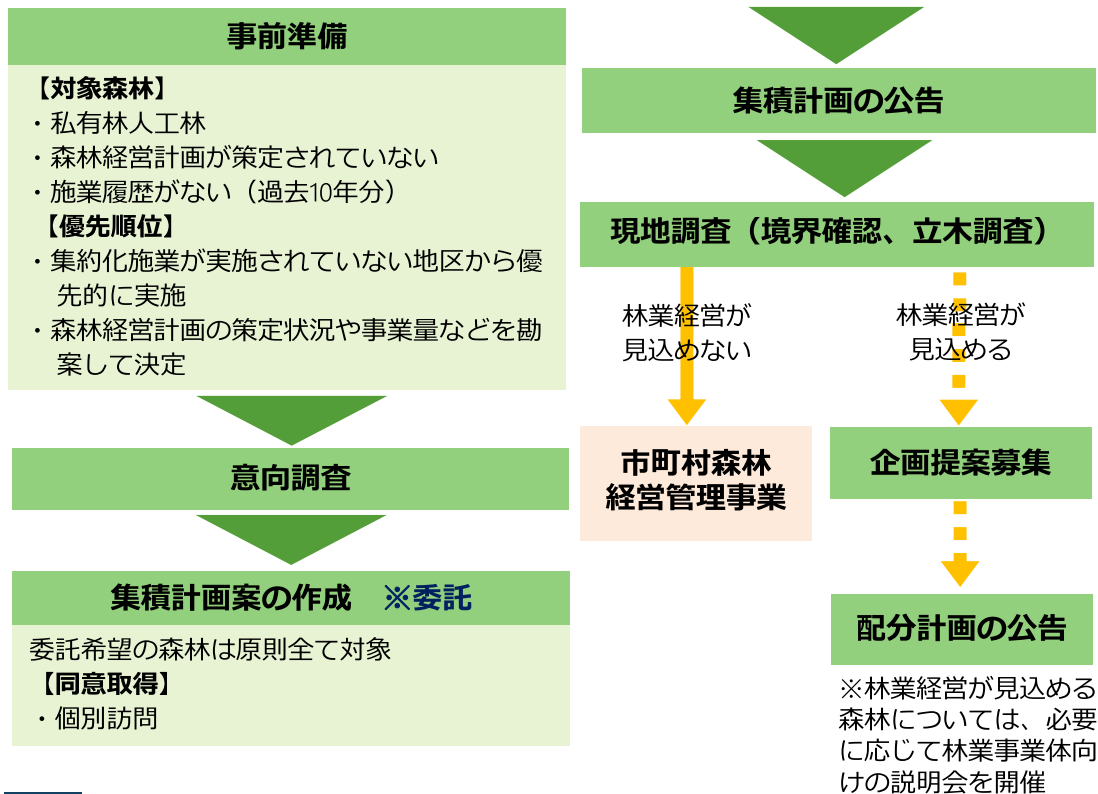
## 1 取組の体制



## <体制のポイント>

- ✓ 制度開始当初は担当職員2名、令和3年度より1名を配置して本制度に係る実務を担当。他業務も兼務。
- ✓ 県本庁では、市町村支援組織として、（公財）愛媛の森林基金に委託して「森林管理支援センター」を設置。本制度の実務全般の支援に当たる職員を1名、森林管理支援センターから中予山岳流域林業活性化センターに派遣。
- ✓ 県の出先機関である中予地方局では、中予山岳流域林業活性化センターに職員2名を派遣。市町村の林務全般の支援や情報提供を実施。

## 2 取組の流れ



## 3 取組のポイント

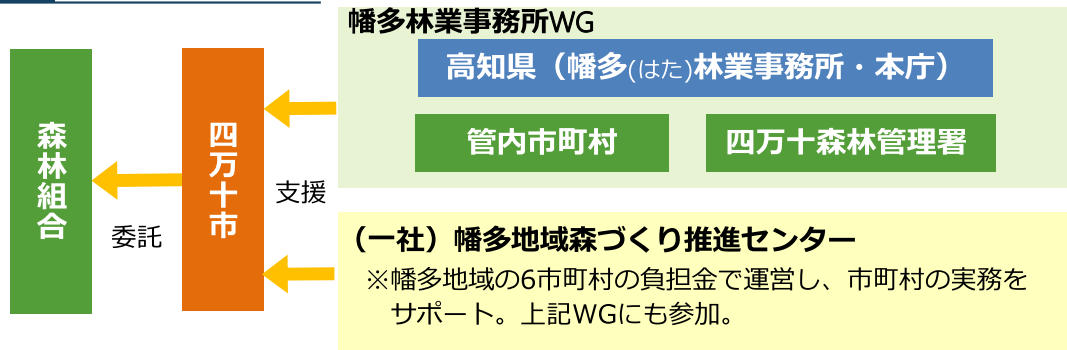
- ① 大学との連携による意向調査**
  - 京都大学と町が協定を締結し、意向調査の実施に際して、取組内容に即した設問の設定、回答内容の分析、分析結果を踏まえた調査票の改訂など、意向調査全般について助言・協力を得ることで、回答率の向上など効果的な意向調査の実施につなげている。
- ② 集積計画の対象森林の見直し**
  - 令和元～4年度に意向調査を実施したモデル地区では、町に委託希望と回答のあった森林は原則として集積計画を策定してきたが、その後、天然林が主体の森林など、森林整備に適さない森林が含まれるケースがあり、森林所有者への状況説明に時間を要した。
  - 令和5年度からは、林業経営に適した森林は事業者にあっせんし、林業経営が成り立たない森林にのみ集積計画を策定する考え。
- ③ 新たな林業事業者の創設**
  - 物流商流の改革、担い手の育成、森林経営管理に係る業務に取り組む第3セクター「株式会社 林業商社天空の森」を令和4年度に設立。町や既存の林業事業者の負担となっていた業務を担うことで、町域の森林・林業の活性化を目指す。
- ④ 市町村森林経営管理事業の推進**
  - 町に事業者登録している林業事業者には、対応能力に余力がある事業者が複数あるが、業務発注量不安定で、継続して業務発注できる事業量の確保が課題となっていた。
  - 今後は、森林経営計画の策定や既存計画への編入などを見据えて、森林経営計画を策定している事業者に公平な形で業務に係る情報の発信・共有を図っていきたい考え。

# 12. 高知県四万十市

## <概要>

- 高知県四万十市は、総面積約6万3千haのうち、森林面積が約5万3千haを占め、うち私有林人工林は約1万7千haとなっている。
- 森林資源量や地籍調査の進捗等が異なる2市村が合併して誕生した市の背景を踏まえて、制度開始当初は、地域の森林に精通した森林組合に包括的に業務委託。この間、一定のノウハウが蓄積されたことも受けて令和5年度からは現地調査のスピードアップを図るため、意向調査に係る業務を市自ら対応する体制に移行。
- 意向調査は、私有林人工林約1万3千haを対象に、15年で市内を一巡する計画。境界明確化が未了の地域、高齢化率が高い地域を優先し、進捗状況に応じて全体計画を見直す予定。
- 市に委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適さない森林のみ集積計画を策定。林業経営に適した森林については配分計画を策定せず、直接、林業事業体につなぐ考え。

## 1 取組の体制



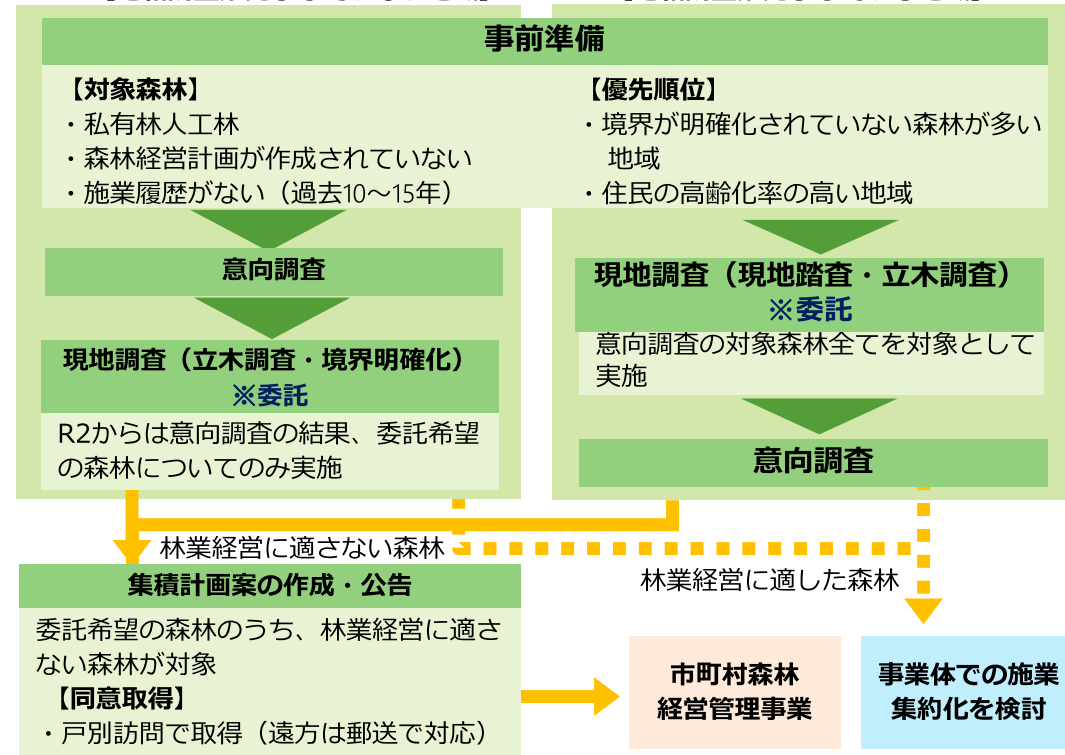
## <体制のポイント>

- ✓ 制度開始当初は、担当職員5名（本庁3名、支所2名）だったが、令和5年度より担当職員4名（本庁2名、支所2名）で本制度に係る実務を担当。4名の内2名は他業務も兼務。
- ✓ 令和4年度には、幡多地域の6市町村が、本制度に係る実務の支援組織として「幡多地域森づくり推進センター」を設置。
- ✓ 県では市町村の取組を支援するため、県内6林業事務所に支援職員を各1名配置。また、林業事務所毎にワーキンググループを設置し、定期的な意見交換の場を設ける等実務を支援する他、市町村職員を対象とした研修を実施。

## 2 取組の流れ

【地籍調査が完了していない地域】

【地籍調査が完了している地域】



## 3 取組のポイント

### ① 実行体制の見直し

- 令和4年度までは、意向調査の準備から意向調査、現地調査を森林組合に業務委託。
- 令和5年度からは、現地調査の範囲を拡大し、作業のスピードアップを図るため、意向調査準備業務と意向調査業務は市が直営で実施し、現地調査に絞って森林組合に業務委託。（令和4年度末から試験的に市直営で意向調査を実施し、令和5年度から本格的に推進）

### ② 支援組織の設立

- 令和4年度に幡多地域6市町村で「一般社団法人幡多地域森づくり推進センター」を設立。
- 集積計画案の作成、事業発注のための仕様書や積算基準の検討、施業方法の提案、市町村と林業事業体が連携するための調整等を担い、森林経営管理制度に関する業務の効率化に貢献。

### ③ 意向調査の改善

- 令和4年度から試験的に市直営で実施。当初は県の市町村支援ツールを活用して意向調査を実施する考えだったが、林地台帳システム上で固定資産課税台帳の情報を取り込めない等の問題があったため、市独自で作業用のデータ（Excel）を作成し、業務を推進。
- 意向調査票に境界立会に係る委任状を添付し、境界明確化（森林面積の測量）に当たって現地立会が不可能な所有者から提出してもらうようになっている。

### ④ 市町村森林経営管理事業の工夫点

- 保育間伐の場合も、将来の管理道としても使用できるよう作業道を開設。作業道は、集積計画の存続期間終了後も、所有者が自身の森林の巡視や経営管理に使用できるしっかりしたものにしたいという考えから、仕様書で幅員を3.4m以上としている。



## 令和5年度森林経営管理制度実施円滑化事業

委託者：林野庁

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-2126

メール：[shinrin\\_keieikanri@maff.go.jp](mailto:shinrin_keieikanri@maff.go.jp)

受託者：公益財団法人 日本生態系協会